



平成29年 第5回定例会

会 議 録

(平成29年12月1日～12月22日)

枕 崎 市 議 会

平成 29 年
枕崎市議会第 5 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 22日間（12月1日～12月22日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
12月 1日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第11号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程（日程第12号） 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 散 会
12月 2日 (土)	休 会			
12月 3日 (日)	休 会			
12月 4日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
12月 5日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（1名） 3 散 会
12月 6日 (水)	休 会	委員会	前 9:24	1 産業厚生委員会
12月 7日 (木)	休 会	委員会	前 9:25	1 総務文教委員会
12月 8日 (金)	休 会	委員会	前 9:22	1 予算特別委員会
12月 9日 (土)	休 会			
12月10日 (日)	休 会			

12月11日(月)	休会			
12月12日(火)	休会			
12月13日(水)	休会			
12月14日(木)	休会			
12月15日(金)	休会	委員会	前 9:23	1 議会運営委員会
12月16日(土)	休会			
12月17日(日)	休会			
12月18日(月)	休会			
12月19日(火)	本会議	委員会	前 9:30 前 10:13 後 1:24	1 開 議 2 会期の延長について 3 議案上程(日程第2号-第8号) 4 提案理由説明、質疑 5 議案委員会付託 6 散 会 1 総務文教委員会 1 予算特別委員会
12月20日(水)	休会			
12月21日(木)	休会	委員会	前 9:21	1 議会運営委員会
12月22日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第5号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第6号、第7号) 6 委員長報告 7 質疑、表決 8 議案上程(日程第8号-第15号) 9 委員長報告 10 質疑、表決 11 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成29年12月1日)

平成29年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第1号）

平成29年12月1日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	56	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予 特
5	57	平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃
6	58	平成29年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	59	平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
8	60	枕崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
9	61	枕崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	62	枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
11	63	南薩地区衛生管理組合理約の変更について	〃
12	64	固定資産評価審査委員会委員の選任について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

久木田 敏 市長職務代理者
副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
田 中 幸 喜 総務課参事
田 代 芳 輝 教委総務課長
末 永 俊 英 生涯学習課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
森 蘭 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長
東 園 美 紀 総務課行政係主事

本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
中原田 修 二 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長
丸 山 屋 敏 教育長
田 淵 修 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成29年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、4番城森史明議員、11番下竹芳郎議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、9月、10月及び11月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成29年第4回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第11号までの8件を一括議題といたします。

市長職務代理者副市長に提案理由の説明を求めます。

[久木田敏副市長（市長職務代理者） 登壇]

○久木田敏副市長（市長職務代理者） 改めまして、おはようございます。

市長が病気療養のため、公務に復帰されるまでの間、私が職務を代理させていただきます。この間、議員各位並びに市民の皆様には、大変御迷惑をおかけいたしますが、行政事務が停滞することのないよう、私以下職員が一丸となって事務を遂行してまいりたいと考えておりますので、よろしく御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算4件、条例3件、南薩地区衛生管理組合規約の変更について1件及び人事案件1件の計9件であります。このうち、人事案件を除く8件について説明を申し上げます。

まず、議案第56号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億1,150万円を追加し、予算総額を112億2,510万円にしようとするものです。

繰越明許費は、浜の活力再生施設整備事業を平成30年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助、農地中間管理事業、浜の活力再生施設整備事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第57号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、予算総額を3億3,538万9,000円にしようとするものです。

補正の内容は、保険料軽減判定誤りによる保険料の過大徴収に伴う保険料還付金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第58号平成29年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ75万8,000円を追加し、予算総額を26億2,601万9,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費の増額及び平成28年度の実績確定に伴う南薩介護保険事務組合負担金の減などであります。

以上の財源として、国庫支出金、繰入金及び諸収入の増並びに保険料、支払基金交付金及び県支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第59号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ187万7,000円を追加し、予算総額を8億9,631万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費の増及び処理施設管理費の修繕料の増並びに事業債の償還利率見直し及び平成28年度借り入れ分事業債の元利償還金額の確定に伴う公債費の減であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第60号枕崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、これに準じ、個人情報の定義に個人識別符号が含まれることを明確にする等のため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第61号枕崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、これに準じ、特定の個人を識別することができることとなる記述等の定義を明確にするため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第62号枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、市税の課税免除に係る減収補てん制度の対象業種について、情報通信技術利用事業が廃止され、農林水産物等販売業が追加されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第63号南薩地区衛生管理組規約の変更につきましては、南薩地区衛生管理組合の議会費及び総務費に係る負担金の額の算出方法を変更するため、同組規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 私は、議案第56号並びに議案第63号について、基本的なことを質疑いたします。

一般会計補正の第4号の関係で一番大きな金額になっております、浜の活力再生施設整備事業ですね、総事業費が2カ年で17億4,700万円ぐらいになっているんですけど、まず、この総事業費のうち、本市の持ち出しはどの程度になるのかですね。それから、残さい処理施設という施設の性格上、これまでも周辺地域とのいろいろな、環境的な御理解もいただかなければならないということになっているんですけど、今回の施設の新設する場所、立地場所はどこを予定されているのか。そして、当然、その予定地の周辺の御理解というのはもうできているのかですね、その辺についてお尋ねをいたします。

それから、議案63号の南薩地区衛生管理組合の負担金の関係なんですけど、今回、現行の地方交付税の基準財政需要額を算定基礎にするというのを、人口割と均等割で対応するということがあります。この点については、私自身がもう既に、昨年だったと思うんですけども、この交付税の基準財政需要額を算定基礎にするのはおかしいと、間違っているというような発言も、枕崎市以下あるいは管理組合の組合議会でも申し上げておりましたので、今回の改正に異議はございません。ただ、改正前とですね、改正後で、この負担割合が実際どういうふうになるのか。それと、均等割、人口割の関係が3対7という割合になりますけれども、ほかの、南薩地区に限らず、北薩とか、よその管理組合の割合はどうなっているのかですね、その点をお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 今回、御提案申し上げます浜の活力再生施設整備事業でございますが、これにつきましては、国の補助事業でございます。事業主体は、枕崎市、枕崎水産加工業協同組合でございます。施設整備につきましては、県支出金、国の国費になりますけれども、事業費の2分の1の国費が県支出金として市に入っております。それを加工組合のほうに補助をするといったところでございます。市の一般財源といたしましては、事務費、これの整備に係る補助金申請、あるいは工場検査、こういった部分の事務費を補助率2分の1で本市が申請するわけでございますけれども、そこの部分の一般財源が、平成29年度が8万8,000円、そして……（「すいません、もうちょっとマイクを使ってください」と言う者あり）平成29年度が8万8,000円、平成30年度が7万4,000円というふうなかたちになっております。

そして、予定地でございますけれども、枕崎市仁田浦町になります。

それと、住民等との関係につきましては、去る11月27日に、別府地区公民館において4公民館に集まっておきまして、説明をしたところでございます。

○加藤省三市民生活課参事 組合の規約変更により負担額と負担率のことでございますけれども、平成30年度予算額を平成29年度当初予算額と同額として新しい負担割合で試算した場合に、枕崎市の負担額が841万4,000円となります。29年度の負担額700万5,000円と比較しますと、140万9,000円の増額になります。負担率につきましては、平成29年度が18.64%で、平成30年度が22.38%になりますので、比較すると3.74ポイントの増になります。

それと、もう1点、他の組合の負担割合はどのようになっているかということで、私のほうで把握しているのは4組合ありますけど、述べたいと思います。指宿広域市町村圏組合でございますけれども、基本割が20%で人口割が80%でございます。それと、曾於南部厚生事務組合でございますけれども、これにつきましても、均等割が20%で人口割が80%でございます。それとあと、伊佐北始良環境管理組合でございますけれども、ここにつきましては、均等割が20%で人口割が40%、それと実績割が40%になっております。もう1カ所でございますけれども、北薩広域行政事務組合でございますけれども、これにつきましては、均等割が10%、人口割が45%、実績割が45%となっております。以上でございます。

○13番立石幸徳議員 この残さい処理施設については、また資料要求をさせていただきますの

で、予算委員会でいろいろと、これまでの経過も含めてですね、質疑をさせていただきます。

この管理組合の負担金なんですけれども、ほかの事業費についても、管理組合内の事業費ですね、事業費についても、この均等割、人口割が3対7になるんで、今回の総務費、議会費も足並みをそろえたということにもなるんでしょうけれども、そこらも含めて、今、他の地区のいろいろな負担割合も説明をいただきましたが、そういったものも含めて今度の3対7というのは検討されたと、こういうふうに理解していいんですかね、最後にお尋ねします。

○加藤省三市民生活課参事 その点につきましては、構成市とですね、組合事務局で、負担の方法につきまして協議をいたしまして、他組合の状況とか検討しながら協議をして、そのような負担割合に決まったところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○7番清水和弘議員 私は、議案第62号について質疑させていただきます。

この議案第62号のですね、農林水産物等販売事業になるんですけど、これの事業規模と、その事業内容についてどのようになるのかですね、まずその点をお願いします。

○下山忠志水産商工課長 枕崎市過疎地域産業開発促進条例におきましては、取得価額の合計額が2,700万円以上のものについて固定資産税の減免を3年間行うというふうなところで、これまでも条例を制定して適用しているところでございます。

今回の部分につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によりまして、この地方税の課税免除、これに伴う減収補てん制度の対象業種について、情報通信技術利用事業、これはコールセンターでございますけれども、これを除外して、新たに農林水産物等販売業を追加することとなったところであります。これに伴いまして、本市のこの条例につきましても、対象業種について、情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加するというふうなところでございます。

○7番清水和弘議員 今、対象事業というのはですよ、今、枕崎は、農林水産物等販売業とありますけど、これ以外にどのようなものがあるのかですね。そしてまた、この事業による枕崎への効果はどのようなものが見込まれるのか、雇用等についてですね、お願いします。

○下山忠志水産商工課長 この対象業種につきましては、製造業、旅館業、農林水産物等販売業というふうなかたちになります。取得価額が2,700万円以上の設備について固定資産税の減免というふうなかたちになりますので、進出をしやすいと、この業種を開始しやすいと、あるいは増設にも係りますので、規模を大きくしやすというふうなことから、工場の立地、増大、こういうのが見込まれるのではないかと、それに伴いまして雇用もふえてくるのではないかとというふうなかたちで考えております。

○7番清水和弘議員 今、雇用がふえるという答弁でしたけど、大体、何人ぐらいということは、まだ確認はできてないですよ。

○下山忠志水産商工課長 それについては把握できません。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○8番禰占通男議員 私は、この議案第63号の南薩地区衛生管理組合規約ということで、本市は下水道事業が相当進んでいますけど、隣の市なんか今から対応するというので、住民ともちょっと意見とかそういうのが問題になっているところですが、これによりまして、均等割30と人口割70ということなんですけど、この下水道事業による本市のメリットは、ここにも説明としてあるんですけど、汚泥の搬入とかいろいろありますけど、本市との、考えた場合、本市のメリットというのはどのぐらいあるのかということ。

○加藤省三市民生活課参事 これにつきましては、総務費と議会費の負担割合の率の変更でございまして、メリットと申しますか、そこに書いてありますとおり、処理人口からですね、下水道人口を引いた人口で負担しておりますので、その分は全人口ではありませんので、少なくともはなる

と思います。以上です。

○8番 禰占通男議員 その負担金として、金額的に言うと、今までと何か変わりが出てくるのかどうかと。

○加藤省三市民生活課参事 金額といいますが、負担金につきましては、今までは基準財政需要額でしておりましたので、今回は人口でしますので、均等割3と人口割7でしますので、金額については、先ほども答弁いたしましたように、前の年と比べると、同額で計算した場合は増額になるということでございます。

○8番 禰占通男議員 今、需要額が人口割に変わったと言うけど、結局、一応、うちは約30年以上前から取り組んでいますよね。そうした場合、その事業計画において、汚泥をただ持っていくだけの、その対象地域のね、持っていくんだけど、そういった場合、ほかのところからの搬入ということになると、向こうの処理の量が違うわけでしょう。そういったときに、人口を除すると言うけど、何かメリットが見えませんか、ただ差っ引くだけじゃあ。そこを聞きたいんですよ。

○加藤省三市民生活課参事 枕崎の下水道の汚泥については、まだ現在のところ、新しいごみ処理場のほうに持っていくということはまだ決まっておらず、現在のところは業者のほうに処理をお願いしているというような状況というふうには把握しております。

○9番 沖園強議員 ただいまの議案第63号関係でなんですが、組合議会議員ということで若干控えたいところもあるんですが、他市といいますが、ほかの組合で均等割が2割ということなんですけど、仮にですよ、この南薩地区の部分を2割にした試算はされたんですか。

○加藤省三市民生活課参事 2割にした試算はあります。検討会の中でも一応協議はいたしました。しかしながら、他の施設がですね、ほとんど均等割3、人口割7ということですので、そのようなかたちに落ちついたところでございます。

○9番 沖園強議員 先ほどの御答弁では、ほかの施設が、4地区ですかね、2割だという御答弁だったんですけど、3割というのは何組合あるんですか。

○加藤省三市民生活課参事 一応、現在把握しているのが4つの組合でございます、ほかの組合については、数字的なものは今のところ把握はしていません。

○9番 沖園強議員 最後になりますけど、そうすると、2割と3割の部分で本市負担分がどのぐらい違ったんですか。

○加藤省三市民生活課参事 概算でございますけれども、14万円程度は少なくなると思います。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第12号を議題といたします。

市長職務代理者副市長に提案理由の説明を求めます。

〔久木田敏副市長（市長職務代理者） 登壇〕

○久木田敏副市長（市長職務代理者） ただいま上程されました議案第64号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、日渡照市氏は、平成29年12月20日をもって任期が満了となりますが、その後任として、瀬戸口久人氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第12号固定資産評価審査委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番下竹芳郎議員、12番豊留榮子議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第64号は、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時7分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成29年12月4日)

平成29年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第2号）

平成29年12月4日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	城 森 史 明 議員（14ページ～24ページ）
		清 水 和 弘 議員（24ページ～34ページ）
		下 竹 芳 郎 議員（34ページ～39ページ）
		禰 占 通 男 議員（39ページ～45ページ）
		豊 留 榮 子 議員（45ページ～51ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員	2 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員	4 番 城 森 史 明 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員	6 番 俵積田 義 信 議員
7 番 清 水 和 弘 議員	8 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沖 園 強 議員	10番 茅 野 勲 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員	12番 豊 留 榮 子 議員
13番 立 石 幸 徳 議員	14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長	下 山 健 一 書記
山 口 美津哉 書記	城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

久木田 敏 市長職務代理者 副市長	本 田 親 行 総務課長
東中川 徹 企画調整課長	下 山 忠 志 水産商工課長
原 田 博 明 市民生活課長	佐 藤 祐 司 財政課長
山 口 英 雄 福祉課長	松 崎 信 二 建設課長
川 崎 満 農政課長	田 中 義 文 健康課長
神 園 信 二 税務課長	鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
松 田 誠 水道課長	中原田 修 二 下水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
山 崎 公 広 監査委員	松 田 博 監査委員事務局長
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長	吉 留 謙 二 建設課参事
永 江 隆 水産商工課参事	加 藤 省 三 市民生活課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長	下 山 香代子 会計管理者兼会計課長
田 中 幸 喜 総務課参事	丸 山 屋 敏 教育長
田 代 芳 輝 教委総務課長	田 淵 修 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	中 原 浩 二 消防長
森 蘭 智 之 消防総務課長	永 留 正 文 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番城森史明議員、2番清水和弘議員、3番下竹芳郎議員、4番禰占通男議員、5番豊留榮子議員、6番立石幸徳議員の順に行います。

城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 皆さん、おはようございます。

早いもので、平成29年も、あと27日を残すのみとなりました。

振り返ってみると、ことしは、かつて類を見ない年で、枕崎最大のイベント「さつま黒潮きばらん海」をはじめ、多数の催しが台風の影響を受け中止という事態に追い込まれました。しかしながら、おとしや昨年のように、台風による大きな自然災害もなく、比較的平穏な年ではなかったかと思ひ、その点ではよかったのかなと思います。

さて、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

毎年、文部科学省は、小学6年生と中学3年生を対象とし、全国学力・学習状況調査を実施しております。科目は、国語と算数・数学であり、それぞれ基礎的なA問題と、知識の活用を問うB問題からなっております。

この結果については、多くの市民が多大な関心を持って注目しているのではないのでしょうか。市民にとって、鹿児島県や枕崎市の教育の現状がどうなっているのかを理解できる一番わかりやすい客観的なデータであるからです。

残念ながら、鹿児島県の平成29年度の平均正答率は、全国平均と比べ、小学校は4科目中2科目が同じ点数で、2科目が下回っております。中学校は、4科目中すべての教科で下回っております。

鹿児島県は、伝統的な郷中教育など、全国でも有数な教育県でもありますが、このような残念な結果がここ数年続いております。

本市における結果は、どのようになっているのか、その結果をどのように考えているのかをまず質問いたします。

[久木田敏副市長（市長職務代理者） 登壇]

○久木田敏副市長（市長職務代理者） おはようございます。

今年度の全国学力・学習状況調査は、平成29年4月18日に行われ、市内4小学校の6年生、4中学校の3年生が受けました。

詳細につきましては、学校教育課長が答弁いたします。

○田淵修学校教育課長 全国学力・学習状況調査の結果、本市小学校の正答率は、国語A問題が72、国語B問題が55、算数A問題が80、算数B問題が45でした。県と比べますと、本市の小学校はほぼ同じレベルにありますが、全国と比べますと、国語A問題がマイナス2.8ポイント、国語B問題がマイナス2.5ポイント、算数A問題がプラス1.4ポイント、算数B問題がマイナス0.9ポイントとなっております。

また、中学校の国語A問題が75、国語B問題が69、数学A問題が60、数学B問題が44でした。中学校も県とほぼ同じレベルにありますが、全国と比べますと、国語A問題がマイナス2.4ポイント、国語B問題がマイナス3.2ポイント、数学A問題がマイナス4.6ポイント、数学B問題がマイナス4.1ポイントとなっております。

○4番城森史明議員 その結果について、例えば枕崎市内の小学校、中学校の中で、優位差というものはあるのか、その点、ほかにどのような状況になっているのか質問します。

○田淵修学校教育課長 各学校におけます差につきましては、それぞれの学校で検証しており、その改善に努めているところです。各学校につきまして、それぞれ全く同じではありませんけれども、各学校ごとの状況につきましては、ここでは回答を差し控えたいと思います。

○4番城森史明議員 回答を差し控えるんじゃないかと、例えばどういう状況になっているのか、点数はデータもあると思うんですが、どういう傾向があるのかというのについて質問します。

○田淵修学校教育課長 失礼しました。本市において、国語では、事象や行為などをあらゆる多様な語句についての理解、必要な情報を集めるために見通しを持つことなどが十分ではありません。数学では、判断や理由を数学的な表現を用いて説明することが十分ではありません。このようなことが本市の特徴になっております。

○4番城森史明議員 私も過去数年間ですね、全国平均、鹿児島県の平均のデータをとって見たんですが、その中で言えるのは、やはり、小学校クラスでは非常に全国平均と比べても、鹿児島の平均ですね、対等な、若干同等であったりマイナスがあったりしているんですが、中学校になるとですね、必ず、全国平均と比べた場合、鹿児島県の平均ですよ、これが、例えば平成29年は、マイナス2、マイナス2、マイナス4、マイナス2とかですね、そのようなレベルなんですよ。平成28年も平成27年も同等にですね、すべて、特に中学校が全国平均と比べてもマイナス2点とかマイナス3点という結果になっております。

そういうことで、この辺はですね、やはり、小学校は大体同等なんだけども、中学校になったら、より格差が広がっているという状況でありますので、やはりこの点はやっぱり、しっかり認識を持ってもらってですね、対策をとってほしいなと思うわけです。

それと、次の質問ですが、同じ学年における平均正答率の、小学6年生と中学3年生との相関性は、過去3年間においてどうなっているのか。これは、学年によって優秀なときと優秀でないときがその学年によってあるわけですね。そういう学年の優秀でないか優秀であるかというその差があらわれているケースもあるわけですから、その辺がどうなっているのかをまず質問いたします。

○田淵修学校教育課長 現在の中学3年生は、小学6年生のときに全国学力・学習状況調査を受けております。そのときの結果は、小学校の国語A問題が68.2、国語B問題が52.0、算数A問題が77.4、算数B問題が52.2であり、どの教科も県平均に達していない状況でした。

平成29年度の結果は、先ほどの6年生が3年後、今、平成29年度、3年生になっておりますが、その結果は先ほど申し上げたとおりですが、全国と比べますと、国語A問題は小学6年生のときにマイナス4.7ポイントであったものがマイナス2.4ポイント、国語B問題はマイナス3.5ポイントからマイナス3.2ポイント、算数・数学A問題はマイナス0.7ポイントからマイナス4.6ポイント、算数・数学B問題はマイナス6ポイントからマイナス4.1ポイントとなり、算数・数学A問題以外は、いずれも向上しています。そのことから、現在の中学3年生は学力を伸ばしていると言えます。

平成28年度の3年生は、4問題とも全国との差は開いたものの、国語A問題については県との差が縮まっています。

平成27年度の3年生は、国語B問題以外について全国との差が開いたものの、国語A問題、国語B問題、数学A問題については、県との差が縮まっています。

このように、年度によって差はありますが、平成29年度の中学3年生については、小学6年生のときに比べて学力が伸びており、全国との差は縮まっています。

○4番城森史明議員 枕崎市の状況だと思いますが、そういうふうに伸びているという、中学校に入ってから成績が伸びているということ、平成29年度ですか、ですが、私もちょっと県のデータを見ると、鹿児島県の平均と全国平均を見た場合ですね、やはり同じような傾向で、小学校が、より全国平均と近かったものが、中学校になると差が広がっている。というのは、マイナス

2点からマイナス4点までになっているということがあります。それと、平成28年度の中学校と平成25年度の小学校を比べると、これについてはほぼ同等ですが、国語Bにおいてマイナス2ポイントがマイナス3ポイント、数学Bでマイナス2ポイントがマイナス3ポイントということで、平成28年度の中学生は、このように同様に差が全国平均と開いているわけですね。そういう傾向が鹿児島県にあるわけです。

枕崎の場合は、平成29年度は伸びているということでしたが、小学校のときがちょっと悪過ぎるという感じですよ、そういう面からすればですね。要は、そういう傾向もあるんじゃないかと思います。そういう意味で、やはり鹿児島県を見ると、小学校以上に全国の格差が広がっているわけですが、その辺についてはどう考えておられるのでしょうか。

○田淵修学校教育課長 中学校では、学習内容が高度になりますから、しっかり学習しなければ学習内容を習得することが難しくなります。また、全国学力・学習状況調査では、長文の問題や思考力・表現力を問われる問題が多く出されますので、単なる知識では対応できません。

本市においては、先ほど申しあげましたように、国語では、事象や行為などをあらゆる多様な語句についての理解、必要な情報を集めるために見通しを持つこと等が十分ではありません。数学では、判断や理由を数学的な表現を用いて説明することが十分ではありません。このことから、思考力や表現力を養い、粘り強く取り組んでいく必要があると言えます。

○4番城森史明議員 それでは、こういうような状況を受けてですね、枕崎の各中学校においてですが、学力検査に対するP D C Aサイクルというんですかね、要は、その結果をもとに反省をし、分析をし、どうというような次の手を打つかと、それがP D C Aサイクルだと思うんですが、それに基づいた検討、その辺はなされているのでしょうか。

○田淵修学校教育課長 本市では、県教育委員会からの依頼がありまして、全国学力・学習状況調査を実施した直後に、それぞれの学校で教科担任等が自己採点をし、どんな問題ができて、どんな問題ができていないか把握しました。そして、日々の授業で生かせるものは取り入れております。

調査結果が発表された後は、教科部で調査結果の分析を行っています。そして、学校の全職員がかかわっていけるよう職員研修等で結果を分析し、課題や改善策の検討や共通理解を図っています。

また、小・中連携した相互研修を行い、授業方法の課題や改善点を検討し、共通実践に取り組んでいます。その際、県や市の指導主事等を招聘し、専門性の高い指導を受けることで、授業研究の充実を図っています。

さらに、各学校では、学期ごとに取り組みの自己評価を行い、これまでの取り組みの課題や改善点を明確にし、自己の指導計画の修正や教育課程の見直しをすることで、生徒の実態に応じた授業改善が図られるよう努めています。

なお、市教育委員会では、学校訪問や校内研修等を通じて実態を把握し、具体的に指導しております。

○4番城森史明議員 P D C Aサイクルというのは、それで対策を立てる、そういう今述べられた対策がですね、結果としてあらわれているのか、成績にですね。そういう対応をすればですね、毎年毎年改善され、少しずつは、一気に改善はできないかもしれないですが、点数にあらわれると思うんですよ。それが、分析したときには、全国との平均、中学校の格差は縮まっていないと、そういう現状があるんですが、その点数については効果があらわれているんですか。

○田淵修学校教育課長 御指摘のとおり、中学校で成果があらわれているかということですが、過去3年間につきまして、先ほど変化についてお示しをしましたがけれども、単純に過去3年間を全国との差を比べてみますと、平成27年度の中学3年生の全国との差を、国語A問題、国語B問題、数学A問題、数学B問題、これの全国との差を単純に合計しまして比べますと、平成27

年度は全国と比べましてマイナス20.0ポイント差がありました。平成28年度は、全国と比べまして16.9ポイントの差になっております。そして今年度、平成29年度はマイナス14.3ポイントの差となっております。

まだまだ全国には及びませんが、全国との差は確実に縮まってきていると考えております。

○4番城森史明議員 そういうことで、スピードは遅いですが、着実に向上しているということで、非常にいいのではないかと思います。

しかしながらですね、上には上があってですね、私ども、おとし、教育先進県の福井県の鯖江市にですね、政務調査に行ってきたんです。その中で、どういう福井県の取り組みがあるのかということもいろいろ勉強してきましたが、その中でですね、福井県と単純に鹿児島県の平均を比較してみますと、小学校の国語Aがマイナス3ポイント、国語Bがマイナス5ポイント、算数Aがマイナス3ポイント、算数Bがマイナス6ポイントです。中学校においてはですね、国語Aがマイナス7ポイント、国語Bがマイナス7ポイント、数学Aがマイナス12ポイント、数学Bがマイナス8ポイントということになっているんですね。要は、鹿児島県と先進県の福井県と比べると、この辺は非常に中学校において大きな差が出ているわけです。

そういう意味で、やはり福井県というのは非常に、そのとき言ったのは、先生たちが一枚岩になってですね、もう学校全体で子供たちの教育向上に取り組んでいるという姿が見られました。そして掃除もですね、無言で掃除をさせる、30分間、朝、掃除に集中させるわけですね。そういう意味で、非常に、学力だけじゃなくて体力、そしてそういう生活態度にも非常に熱心に取り組んでいる様子があったわけです。

そういうことで、具体的にですね、中学校において学力に関係がある家庭学習時間、それと教員の研修、要は授業力アップですよ、それと授業等のやり方、これに関してですね、どのような目標を設けてやって、そして改善を、具体的にどうなっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○田淵修学校教育課長 学力向上のためには、教員の指導力が大切な要因の一つだと考えております。

本市では、今年度から、これまで年1回だった教科部会を年3回実施しております。本市は、同じ教科担当の教師が複数配置されている中学校が少なく、校内で教科指導法などについて協議したりすることが難しい状況にあります。そのようなことから、教科部会を多くし、同じ教科担当の教師が他の学校と連携・協力して指導方法の研修をする機会の確保に努めております。

また、これまで小・中連携の研究公開を隔年置きでしてはございましたが、研究指定の期間に重なりを持たせることで研究の成果を毎年公開できるようにし、小・中連携教育の充実を図っています。

さらに、本市独自の事業として、県外の先進校視察に各学校から派遣しています。研修の成果を各学校で還元するとともに、ブラッシュアップ研修など本市全体の教職員の研修会で報告するようにしています。ことしも、これまで8校中7校で11人の派遣を行いました。

加えて、家庭学習の時間の確保のために、各中学校では独自の家庭学習時間を設定しております。今年度は、市教育委員会でリーフレット「効果的な宿題のために」というものを作成して、各学校で活用するように指導しております。ことし3月には、小学校から中学校へ進級する春休みに、小学6年生を対象にした家庭学習課題帳「中学校への架け橋」、これを教育委員会で作成して、中学校での学習がスムーズにスタートできるようにしました。

これからも、学校と家庭が連携して児童生徒の学力向上に取り組んでいきたいと考えております。

○4番城森史明議員 そういうことですが、例えば家庭学習時間、これについては、中学校で何

時間か知りませんが、120分とか、小学校で1時間は必ずするという、そういうのがあるはずですよ。それに対して約何%のね、その生徒たちがその辺の家庭学習を実施しているのか、その辺のデータがあれば教えてください。

○末永俊英生涯学習課長 本市では、家庭学習を小学校で、40分、60分、90分、これ、低学年、中学年、高学年に分けての指標としての時間を設けてございます。それで、各小学校で大体8割前後の実施率となっております。それから、中学校におきましては、各学校において取り組む時間が若干変わってきておりますけれども、大体、中学校でも7割から8割の実施率となっております。

○4番城森史明議員 中学校は、家庭学習が2時間でしたですかね、それを実施されているのが4割から6割ということですか。

○末永俊英生涯学習課長 7割から8割です。

○4番城森史明議員 中学校で2時間、7割、8割ということは非常にいい数字ですが、さらに100%になるようにしなきゃいけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、それとあと授業のやり方ですよ、その授業等のやり方については、何らかの工夫とか改善が、例えば福井の鯖江市に行ったときにはですね、ユニバーサルデザイン化とあって、要は成績の下位層の人たちでも理解できるような授業をやろうということをやっていたと思うんですね。そういうほかにもいろんな授業のやり方というのはあるんでしょうけども、どういうやり方を、そういう改善をされているんでしょうか。特に中学校においてはですね。

○田淵修学校教育課長 中学校におきましては、授業を改善する努力をしております。その中では、まず、きょうの授業の目当てをきちんと明示するという、それから2番に、その目当てに対する問題解決の時間を十分にとること、そして最後に、学んだことをきちんとまとめをして振り返りをすること、この3点を重点に取り組んでおります。

○4番城森史明議員 その中で、やはり、新聞でも書いてありましたが、知識の、応用問題、B問題ですね、それが非常に劣っていると、まだ問題があるということですが、それに関してはどのような、向上のためにどういう授業をされているんですか。

○田淵修学校教育課長 授業のやり方としまして、講義式で教師が一方向的にしゃべるスタイルではなくて、子供たちが問題について自分たちで考え、議論し、解決していくという、自分たちで学習を進めていくという部分に重点を置いて授業を行っております。

○4番城森史明議員 私も最初、あいさつの中で、鹿児島県の郷中教育について触れましたが、この件についてはまさにそのとおりなんです。要は、詮議という方法で郷中教育というのはされていたわけです。というのは、子供たちが車座になって、要はいろんな仮想問題を出してですね、それに対してどう対応するのか、そういう実践的な教育が、子供たちだけで車座でされたわけですよ。例えば、どういうことかという、道で侮辱されたらどうすればいいのかとか、戦艦に乗って敵が来たときにどういう対処をすればいいのかとか、そういうですね、そういう今言ったような、あることを想定しながら、それをどうして解決していくかということ自分の意見を出し合っていていたわけですよ。まさにそういうことだと、そういう意味で、非常に郷中教育というのは、鹿児島県で生まれたすばらしい教育なわけでありまして、そして、それがなぜ現代でできないのか。その伝統をですね、研究して、なぜ今の世の中にそれを活用しないのかということをおもうわけです。

残念ながら、さっき言ったように、鹿児島県は県で見ると全国平均より下回るわけですよ。そういう意味で、やはりそういう郷中教育というものを十分取り入れた、研究した教育というのが必要だと私は思うんですが、その辺についてはどのように考えておられますか。

○田淵修学校教育課長 議員が御指摘のとおり、鹿児島県にはすばらしい教育のかたちがございますので、それらのことを含めまして、学校では、先ほど申し上げましたことと少し重なります

けれども、先生が一方的に教えるのではなくて、子供たちが互いに議論をするグループで話し合う、そういう自力解決の場を多くして学力をつけていきたいと考えております。

○丸山屋敏教育長 今の課長の答弁に少し補足をしますと、今の学校教育は、かつてのように教師が一方的に教え込む、そういう学習スタイルから確実に変わっています。

新しい学習指導要領では、かつて道徳は教科ではありませんでした、私たちのころは。ところが今、道徳は教科になって、そして教科書もできました。そこではどういう道徳をするかということ、考え、議論する道徳、つまり自分の登場人物のやり方はこれでいいのかどうかということで、今まさに郷中教育の詮議と言われましたが、そういう教育にですね、近づいているんだと思います。

加えてですね、これからの学校は、知識を詰め込む教育じゃなくて、社会で生きて働く力、社会性、それを培っていくのが今の学校教育で、今そういう転換期にございまして、そうしたことを踏まえまして、私たち教育委員会は研修を深めているところです。

○4番城森史明議員 そういうことで、そういう教育を取り入れた教育に移行しつつあると、そういうことで非常にうれしく思います。それと、もう一つはやはり、幕末のころと違うのは、やはり情報量というのが、情報の形態というのが非常に変わっていますので、ICT教育ですかね、そういうことを含めて考えていただければ非常にいいのではないかと思います。

次に、今問題になっておる、特に中学校においてですね、部活動の指導を含め、教員の時間外勤務が社会問題となっております。これは学校だけじゃなくて、一般の企業でもあるわけです。そういうことで、本市において教員の資質向上と授業力アップの阻害要因となっていることはないか質問いたします。

○田淵修学校教育課長 本市の中学校には、部活動指導に熱意を持って取り組んでいる教職員がたくさんおります。

部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することが大切です。教職員は、それを理解して取り組んでおります。

文部科学省が実施した教員の勤務実態調査の結果では、中学校教諭の部活動に係る土日の勤務時間が長時間勤務の要因の一つとなっており、その適切な実施のあり方を検討していく必要があると報告されています。

本市の教職員は、熱意を持って取り組んでおりますので、部活動指導が教員の資質向上と授業力アップの阻害要因になっているという声は聞こえてきておりません。しかし、部活動指導が長時間勤務の要因の一つであることは事実ですので、その改善には努めてまいります。

○4番城森史明議員 枕崎市では、そういうことはないというような御答弁でしたが、やはり授業のためにはいろんな準備が要るわけですね。やはり、そうすると、夜の8時、9時に帰るのが当たり前というような記事があるわけですが、そういう意味で、そういう心配をするわけですよ。授業の準備ができていいのか、それと資質向上にはいろんな勉強もしなきゃならないと思います。やはり今、情報社会ですから、ICT教育に対する取り組みなんかもですね、やはり勉強しなけりゃ、パソコンとかそういうあれに詳しくないといけないわけですから、そういうことで阻害になってないかっていう、授業の準備等にですね、そういう自分の、先生たちのレベルアップのための阻害要因になってないんですか。

○丸山屋敏教育長 文部科学省で発表しました教職員の勤務ですね、これについてはですね、土曜日、日曜日の部活動の時間も入っているんですね。そのために、ああいうふうにして驚くような数字が出たんですが、私どもがですね、今、枕崎市では、この実態調査は今準備中ですけども、しておりません。それはですね、例えば、遠方から来る職員はですね、交通が渋滞するからと言って朝早く出てきます。しかし、朝早く出てきても、それが勤務とはほとんど関係がない。

そして、今度は夜帰るときも、仕事は終わったんだけど、鹿児島方面から来ますと交通が渋滞するから、しばらく学校にしようという職員もおりまして、その事実がですね、どの程度真実性があるのか、事実が合っているのかですね、そういうことですね、今調査をしているというところです。

それで今、議員から御質問のですね、教員のそうした研修に、多忙化というのが障害を起していないのかということについてはですね、どの程度の勤務を外れた時間がですね、勤務に支障を来しているのか、それもですね、これから少し調査をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○4番城森史明議員 クラブ活動は、やはり文武両道という意味ではですね、非常にクラブ活動も大事だと思います。やはり、文武両道というのがやはり教育の理想ではないかと思うんで、そういうふうに非常に大事なのかなというふうには思います。

次に、政府は人材育成を最重要視し、教育無償化を進めようとしている。教育の重要性はますます高まり、その意味からも学力の向上が必要と思いますが、どのように考えておられるでしょうか。

○田淵修学校教育課長 教育は国家百年の計といいます。人づくりは国づくりの基盤でもあります。子供たちの教育の機会が保障され充実することは、一人一人の自己実現や人材の育成につながります。

歴史的に見ても、鹿児島県は教育に熱心な県です。明治維新をはじめ、多くの偉業を成し遂げた先人が大勢います。そのような偉人でなくても、人は皆、無限の可能性を持っています。

学校には、さまざまな子供がいます。勉強が得意な子、絵が上手な子、ピアノがうまい子、運動が得意な子、優しい子、思いやりのある子、また、消極的な子、すぐあきらめてしまう子などもあります。そのような子供たちの得意なことを伸ばしたり、苦手なことを克服したり、隠れた才能を見出したり、道を示したりすることが教育の力だと考えます。

一人一人の自己実現や今後の郷土・日本を支えていく人材を育成するために、学力向上は欠かせないものであり、教育の重要性はますます高まると考えております。

○4番城森史明議員 きょうもテレビを見ていたら、具体的なあれが閣議決定されたのと、どのように教育無償化を行っていくかということをやっておりましたが、とにかく今後、少子化ということになることによって、やはり子供たちが理想的な教育を身につけてきてですね、社会で活躍すれば、日本も非常に安泰じゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、健康づくりについてであります。10月にですね、私どもは静岡県の藤枝市を訪問し、藤枝市の健康に対する取り組みというのを勉強してきました。藤枝市はですね、「“健康・予防日本一”ふじえだプロジェクト」を推進し、数々の成果を上げております。

静岡県の健康寿命はですね、2017年度は男女とも全国ベスト3に入っているんですね。

藤枝市は、厚労省の「健康寿命をのばそう！アワード」において優良賞を受賞し、健康寿命推進……全国でそういう組織があるわけですね、賞をもらった人たちの、そういう中であって、健康寿命についてそういう会をつくって参加し、やっているとのことでした。

藤枝市はですね、特定健診受診率とがん検診受診率が非常に高いんです。

そういう意味で、本市の平成28年度におけるそれぞれの受診率は幾らなのか、まず質問したいと思っております。

○田中義文健康課長 平成28年度の本市国保の特定健康診査の受診率は、約42.8%という結果になりました。対前年度比で1.8ポイント下がっております。

次に、平成28年度の本市がん検診の受診率は、胃がん7.4%、肺がん10.4%、子宮頸がん11.9%、大腸がん10.0%、乳がん14.9%という状況です。

○4番城森史明議員 藤枝市の場合は、特定健診受診率が49.6%、そしてがん検診率はですね、

肺がんが43%、大腸がんが44.5%、乳がんが54.9%というようにですね、非常に高いわけですね。枕崎市は10%台です、がん検診率は。特に、非常に低いと言ってもいいんじゃないかと思いますが、その結果としてですね、やはりがん標準化死亡比がですね、男性は82.4、枕崎市は104、それと女性が88.6、枕崎市は91.9というかたちでですね、全国平均に比べても非常にがんになる人も少ないという状況であります。

そういう意味で、検診の重要性というのは非常にあるわけですね、さらに枕崎市も受診率を上げなきゃいけない。目標は60%でしたかね、特定健診は。特にがん検診が低い。それを上げなきゃいけない。その辺の対策というのはどのように考えておられるのでしょうか。

○田中義文健康課長 ただいま御質問にありましたように、本市の特定健診の受診率が下がった理由につきましては、集団健診が1.7ポイントの減、個別健診が0.6ポイントの減となっております。集団健診の減が大きく対前年度比で低下した原因に影響していると考えております。なお、集団健診が減となった詳細な理由については、把握できていないところであります。

次に、がん検診の受診率につきましては、藤枝市が平成26年度のがん検診の受診率で、子宮頸がんが56.5%、乳がんが54.9%というような状況を公表しておりますが、本市では、27年度から国の基準に基づいて、がん検診の受診率の算定方式を変更しております。

これまで、基本的に26年度までは、がん検診の希望調査に基づく、がん検診を希望するという方を基本とした分母にしておりましたが、27年度からは対象の人口を用いることによりまして、27年度から受診率が急激に低下したということになっております。そのようなことを踏まえても、藤枝市はがん検診の受診率が高いということがありますので、本市におきましても、特定健診の受診率向上、がん検診の受診率向上に努めていきたいというふうに考えております。

特定健診の受診率向上のためには、まずは集団健診の受診率が低下しているということもありますので、集団健診会場の受診環境の整備というところを考えているところでございます。

○4番城森史明議員 そして、次に藤枝市で非常に驚いたことはですね、保健委員を1,000人体制で、非常に底辺の広い健康活動を行っているということでもあります。そして、市民の2万人がですね、保健委員の経験者だと。2万人というのは枕崎市の人口に近い数字ですから、藤枝市の人口が15万ということを考えると、非常に、2万人の保健委員の経験者がいるということですね、非常に健康意識が、非常に高めることにつながっているんじゃないのかという気がするわけですね。本市の保健推進員の活動状況はどのようになっているのでしょうか。

○田中義文健康課長 保健推進員の活動につきましては、本市保健推進員設置要綱の中で、1番目に、保健事業の各制度の推進及び普及に努め、検診の受診勧奨に積極的に協力すること、2番目に、市民の健康の保持及び増進のための健康教育、健康相談、訪問指導等予防活動に協力することなどを掲げております。また、任期は2年とし、再任は妨げないとしております。その数は、おおむね100世帯に1人の割合とし、市長が別に定める地域からの推薦を受けた方に対して市長が委嘱することとしており、現在119人に委嘱しております。

実際の活動につきましては、毎年度2月ごろ、翌年度のがん検診に係る希望調査を実施し、その結果をもとに、5月ごろにがん検診及び特定健診の受診券などの配布を行っていただき、あわせて健診の受診勧奨をしていただいているところです。また、健康に関するさまざまな講演会、イベント等への参加につきましても、市から要請を行っているところです。

○4番城森史明議員 120人体制でやっているということで、単純に藤枝市の人口から比べると720名ぐらいになるんですかね、840名ですかね、そういう意味では、藤枝市は1000人体制ですから藤枝市よりは少ないということになると思うんですが、それと延べ人数ということでは大体の数は把握されてないんですか。

○田中義文健康課長 先ほど申し上げましたように、本市では再任を妨げないということにしておりまして、現在、保健推進員を経験された方が何人ぐらいいるかというところは把握できてい

ないところであります。

藤枝市のほうでは、視察に行かれて御承知のとおりだと思うんですけども、保健委員が60世帯から80世帯に1人ということですので、本市が100世帯に1人というところが、藤枝市と比較すると担当世帯が多いのではないかとすることは考えているところです。

○4番城森史明議員 それと、延べ人数2万人ということですが、聞いてみたら、公民館長、自治会長の執行部というかですね、充て職でやらせているということでした。それで、2万人というのはすごい数だなということで、それだけ健康に対する意識が市民に浸透しているということですよ、要は。

それで、そういう受診率を上げようということで、今度、公民館表彰制度というのがですね、創設されたわけですが、やはり、実際、私どもの公民館を考えたときですよ、やはりどうしても健診に行かない人はわかっているわけですよ。けども、行かんかそらと言うんですが、なかなかそういう人たちは行かないんですね。ですから、やっぱりもっと踏み込んだ、公民館に対して踏み込んでですね、例えば館長とかその辺の執行部にその辺のところを把握してもらって、だれだれが行かないというのを把握してもらって、それから勧誘していく、病院に健診に行くようにということで、そういう体制を、そっちのほうが大事じゃないかと思うんですが、単なる公民館表彰制度よりですね、その辺についてはどのように進められるんですか。

○田中義文健康課長 議員が御質問されたとおりですね、公民館表彰制度を創設いたしまして、現在、特に受診率が高い公民館または公民館の受診率の伸び率が高い公民館を表彰しているところでございます。

私どもといたしましては、この公民館表彰制度の目的というのは、そのような表彰制度を取り組むことによって、公民館長並びに保健推進員など、公民館の役員の方々が積極的に公民館におられる住民の方に特定健診、がん検診の受診を勧めていただくということが目的でございますので、まだ目的がなかなか十分果たされていないという御指摘であろうかと思っておりますので、今後ともそのような公民館表彰制度の役割が十分発揮できるように行政としても取り組んできたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 それと、藤枝市が24年度から取り組んでいる取り組みはですね、要するに、「“健康・予防日本一”ふじえだプロジェクト」というのに取り組んでいるわけですね。その中で、まず取り組んだのが、歩いて健康・走って健康、全国のバーチャルの旅というかたちで、要は東海道五十三次のコースをまず歩いてもらったり、四国遍路の旅という、想定しながらですね、歩くのは自分のその辺を歩くわけですよ、家の周りをですね。だから、想定しながら、そういうやり方で、要は楽しみながらという、そういう全国を歩いている、仮想しながらですね、やっているわけです。

そういう意味で、やはりそういう何でも楽しみながら、ただ歩くんじゃなくて、楽しみながら、想定しながら歩いたほうがより参加者は参加するだろうし、そういうのがあると思うんですが、それとですね、もう一つは、ふじえだ健康スポット20選というの、健康スポットをつくって、その歩きのコースを5コースつくっているんですね。こうして地図をカラーでしながらですね、この歩きのコースをこうして5コースをつくって市民に提唱しているわけですね。

だから、枕崎もちょっと私も見たことがあるんですが、そういうふうに枕崎市内でもですね、そういう歩きのコースというのを、こういう、楽しいですよ、こういうのがあったら。楽しみながらそういうコースをつくってもらって、そして市民に提示すると、その辺のところはどうなんでしょうか。

○田中義文健康課長 本市の歩きに対する取り組みにつきましては、平成27年度に策定いたしました健康まくらざき21の中で、脳卒中対策と健診等受診率向上の重点施策のもと、食生活・栄養、身体活動・運動など、6分野の基本施策の一つとして掲げ、各ライフステージに合わせた

健康づくりを推進しております。

身体活動・運動につきましては、毎年、さわやかウォーキングを実施して、楽しく効果的なウォーキングの普及・啓発に努めております。ウォーキングコースの設定につきましては、本市では、市内観光スポットを中心に、校区ごとにウォーキングコースを設定しております。また、地域振興局でも、管内4市ごとにウォーキングコースを設定しているところです。なかなかその周知が図られていないということもありますが、今後とも、市民の方が気軽にウォーキングを楽しんでいただけるようなウォーキングコースの設定につきまして検討していきたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 こういうパンフレットもカラーでつくってありますから、これも何百万しかかからんということでした。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、藤枝市の1人当たりの後期高齢者医療費はですね、ここに80万と書いてありますが、74万なんですよね、74万4,000円、後期高齢者。枕崎市は平成25年で106万なんですよ。全然もう雲泥の差があるわけです。30万ぐらい後期高齢者の医療費が違うわけですね。この辺はどういうふうになっているのか、それと前期高齢者の医療費についてもですね、5歳刻みでグラフ化して示してあるんです。それで、藤枝市は、男が65歳から69歳までが約40万ですね、女性が約32万、70から74歳の男性が約52万、女性が42万なんです。枕崎市はどうなっているんでしょうか。

○田中義文健康課長 本市の平成28年度の1人当たりの後期高齢者医療費につきましては、県の広域連合が作成した28年度後期高齢者医療事業報告書によりますと115万0,801円で、県内市町村で高い順から4番目となっております。ちなみに、県の平均が105万6,701円となっております。

次に、前期高齢者につきましては、65歳から69歳で53万6,751円、70歳から74歳で75万6,557円となっております。

後期の医療費が高い要因につきましては、循環器系の疾患で全体の約30%を占めており、中でも脳血管疾患、高血圧性疾患、心疾患による費用が高くなっている状況であります。

そのほかにも、入院・外来・歯科のそれぞれに係る1人当たり医療費の推移を見ますと、入院に係る1人当たり医療費が近年増加しているところでありますので、それらのことから、入院に係る1人当たり医療費が増加している要因としては、病気が重症化しているということが推測されます。

○4番城森史明議員 そういう意味で、藤枝市はですね、若い人からお年寄りまでですね、非常に……対する取り組みが非常にすごいんですね。数字的にも、これははっきりあらわれているんですよ。メタボ率もですね、メタボ率というか、それも、内臓脂肪症候群が少ないということで、11.5%なんですよ、メタボ率が11.5%ね。そして、要介護認定率もですね、15.3%なんですよ。それが後期高齢者1人当たりの、最後の、さっき言われたように重症化してないわけですね、たぶん、後期高齢者になってから重症化していないということの結果だと思ひます。もう非常にめちゃくちゃ、後期高齢者医療費が74万ですから低いわけです。

そういうこともあって、この辺の理由はどういう理由なのかと聞いたところですね、やはり医療費の抑制に対する対策はですね、一朝一夕にはできるものではないと考えていると。

そういうことで、やはり本市も、この問題に関しては粘り強く、要は一朝一夕ではできないわけですから、30年、40年なんていうぐらいのレベルでですね、取り組む必要があると思ひますが、最後にその質問を。

○田中義文健康課長 質問にもありましたように、藤枝市の取り組みというのは非常に先進的な取り組みを行っているところです。

本市におきましても、先ほども申し上げましたが、健康まくらざき21に沿って、2つの重点

施策のもと、6分野の基本施策に掲げた取り組みを着実に推進していくという考えでございます。先ほどありました、運動、そして食生活・栄養の取り組みにつきましては、現在もさまざまな取り組みを推進しているところでありますが、藤枝市の取り組みなど、他の自治体で成果を上げている先進的な事業、それと国のほうから現在強く指導があります事業を取り組むことによって、特典が得られるインセンティブ事業などの実施について、健康課だけではできる事業ではございませんので、庁内全体、関係課の方々と意見交換を踏まえ、民間事業所等との連携も必要になってまいりますので、それらの方々の協力を得ながら、今後、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○新屋敷幸隆議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分　休憩

午前10時39分　再開

○新屋敷幸隆議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員　登壇]

○7番清水和弘議員　皆さん、おはようございます。

最初に、この12月本会議に、神園市長が代理を決定した日が、我々議員の一般質問締め切り後に決定したことは、我々、二元代表制としての議会を軽視した行動であったと述べておきます。質問に移ります。

本市馬追川流域の汚濁・悪臭状況の管理、改善状況について質問していきます。

枕崎市のかつおぶし生産量は、日本一と言われております。食品を製造している地域の河川や海岸線等からの悪臭や汚濁状況を、市外の方がネットで知ったり、また、観光客が見た場合、どのように思うでしょうか。

そこで、馬追川流域の水質検査結果について質問していきます。

馬追川河口のBODは、平成28年度、リットル当たり21ミリグラム、平成27年度、リットル当たり29ミリグラム、平成26年度は、リットル当たり98ミリグラムで、生物化学的酸素要求量については、少しずつではありますが改善していると私も判断していますが、本市条例で示されているBOD値は、E類型でリットル当たり10ミリグラム以下となっております。

枕崎市の河川をきれいにする条例の趣旨から判断した場合、まだまだ改善しなければならないと考えておりますが、当局にお伺いいたします。

また、この条例が施行される以前の馬追川流域や、他の河川・海域の汚濁状況はどのような状況であったのかを質問いたします。

[久木田敏副市長（市長職務代理者）　登壇]

○久木田敏副市長（市長職務代理者）　枕崎市の河川をきれいにする条例は、市、市民及び事業者が一体となって河川の環境の浄化及び良好な環境の保全に関する活動を推進することにより、本市の美しく豊かな河川を保全することを目的に平成11年7月に施行され、市、市民、事業者の責務や河川の汚濁防止、水質検査、河川浄化推進員の設置について定めてあります。

この条例に基づき、それぞれ取り組みを行ってきておりますが、詳細については担当参事が説明いたします。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長　傍聴席は静かにしてください。

○加藤省三市民生活課参事　枕崎市の河川をきれいにする条例第7条により、河川水質保全目標値を定めておりますが、その目標値では、馬追川河口はE類型に設定しており、BOD値は10ミリグラム以下となっております。議員が言われた数値は、毎年実施している水質検査の平均値であり、目標値を超えていますので、さらなる改善に向けて取り組んでまいります。

条例が施行される以前の状況については、河川の水質検査は、データによると、昭和54年度から検査をしており、馬追川河口は昭和54年度が年3回、昭和55年度から年4回検査をしており、年によって変動がありますが、昭和54年度から枕崎市の河川をきれいにする条例ができる平成10年度までの平均値で、BOD値54ミリグラムとなっております。また、他の河川の状況につきましては、河川の水質検査は先ほど申しましたとおり、昭和54年度から行っております。

平成11年度からは、枕崎市の河川をきれいにする条例により、河川水質保全目標値及び排水目標値を設けておりますが、平成11年度以前は設けておりません。BOD値の数値については、昭和54年度からの数値は、他の河川については、花渡川、金山川、中洲川などは目標値内で推移しております。尻無川河口については、以前は高い数値でしたが、最近ではだいぶ改善されてきております。神園川については、平成26年度から目標値内でございます。

海域については、昭和54年度から実施しております。数値については、以前は目標値を達成していない状況でございましたが、近年は目標値内で推移しております。以上です。

○7番清水和弘議員 今、尻無川が改善してきたと言われましたけど、その原因については確認していますか。

○加藤省三市民生活課参事 尻無川の数値については、先ほども申しましたとおり、年々改善されている状況でございます。

○7番清水和弘議員 その改善した状況について、どのようなことが作用して改善されたのか、そこを聞いているんです。

○加藤省三市民生活課参事 改善された内容につきましては、上流のほうにあります施設について、随時、水質の状況について指導をしているということが考えられると思っております。

○7番清水和弘議員 その指導は、的確な指導で成功した一つの例かもしれないですけど、そのようなことをですね、ほかの流域においてもやっていただけたらと。

次の質問に移ります。

平成28年度測定値の牧園川合流点におけるBOD値の規制値は、1リットル当たり10ミリグラムと、本市条例でですね、なっているんですけど、牧園川合流点においては、リットル当たり150ミリグラムになっているわけですね。このように、大幅に規制値を超えている数値についてはどのように判断し、改善策はどのように考えているのかをお伺いいたします。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 再々注意しますが、傍聴席は黙っててください。

○加藤省三市民生活課参事 先ほども答弁いたしました馬追川河口と同様に、牧園川の合流点は、枕崎市の河川をきれいにする条例による類型がE類型であり、水質保全目標値がリットル当たり10ミリグラム以下ですので、150ミリグラムは高い数値と判断しており、馬追川河口と同様に改善が必要だと考えております。

改善について、どのような対策をするかということでございますけれども、この川沿いの流域のですね、各施設につきまして水質検査を実施して、その結果について指導をしてみたいと考えております。

○7番清水和弘議員 今、この牧園川合流点、この部分までですよ、水産加工業者、何社あるんですかね。それと、養豚あるいは畜産、そういうのを入れて何企業ありますか。

○加藤省三市民生活課参事 牧園川合流までの上流につきましては、水産関係の施設が2業者と畜産関係の業者が1業者あります。

○7番清水和弘議員 もっと追及したいんですけど、これはやめて次に行きます。

このBODが高い場合はですよ、溶存酸素が欠乏しやすくなって、悪臭発生などの嫌気性分解に伴う障害があらわれると思うんですけど、BODが高いということで、環境にはどのような影

響があるのかをお伺いいたします。

○加藤省三市民生活課参事 BODの数値が高いということはですね、環境に対する影響として、酸素の量が少なくなりますので、川が濁り、そこにすむ魚などがですね、必要とする酸素の量が少なくなるというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 この馬追川の場合ですね、私、調べてみたんですけど、畜産関係や生活排水、これが流れて合流しとるわけですね。そのために、富栄養化が発生しやすい環境になってるんじゃないかと。富栄養化とは、肥沃な土壌や日常生活から大量に排出された栄養塩類が水中で増加することでBODの数値が高いということで、水中の有機物が多く、汚濁が著しく、悪臭もするとなっております。このような状況を、当局としてはどのように改善しようと考えているのかお伺いいたします。

○加藤省三市民生活課参事 BODが高いというこの状況を、まず改善する対策として、一般家庭につきましては、くみ取りや単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえ、水産加工施設等からの排水については、下水道区域においては下水道への接続、下水道区域外については汚水処理施設設置が必要と考えております。

市の対策として、各事業所について水質検査を実施し、排水目標値を達成していない事業所に対しては、排水処理の方法について改善のお願いをしてきておりましたが、今後は改善勧告を行うなど、さらに適正な排水対策の指導を強化してまいりたいと思っております。以上です。

○7番清水和弘議員 これまでですよ、私はこの馬追川の白濁現象、汚濁ですね、これについては再三、職員にも見てもらったりしとるんですけど、水産業、あるいは畜産業、そういう事業に対して、全体でですよ、何回ぐらい勧告をしたことがあるんですか。

○加藤省三市民生活課参事 指導につきましては、毎回、毎年、実施しております。勧告につきましても、今年度、水質調査を実施いたしまして、基準値を超えた事業所のほうには、勧告ではございませんけれども、改善命令といいますか、改善計画を提出するように文書で出しております。

○7番清水和弘議員 そのように勧告などをやっているみたいですけど、それによる効果はありましたか。

○加藤省三市民生活課参事 目に見えての成果はございませんけれども、毎回毎回お願いをして、事業所のほうには出向いているところでございます。

○7番清水和弘議員 効果のあるような指導をしていただくよう要望しておきます。

次にですね、大腸菌群数について質問していきます。

馬追川流域は、水量が少ないということや、大腸菌群数はいろいろな菌に左右されるということで、規制値は記載されておられません。平成26年度の大腸菌群数は、これ馬追川ですからね、210万個、平成27年度は540万個、平成28年度は3,500万個になっております。この3年間、本当、増加傾向にある状況なんです。

この結果についてですね、私は県の環境と南さつまの保健所のほうに話し合いに行きました。この状況というのはすごい高いですよと驚いておりましたよ。

この状況をですね、改善するためには、どのような対応をしたらいいと考えていますか。

○加藤省三市民生活課参事 ただいま言われました数値については、各年度の一番高い数値でございまして、年4回実施している平均値では、26年度が71万個、平成27年度が210万個、平成28年度が900万個となっております。

大腸菌群数については、馬追川河口、牧園川の合流点は、先ほども言いました、類型がE類型で目標値は設定しておられません、他の河川と比較して高い数値であると認識しております。

今後の対策といたしましては、先ほども答弁いたしましたとおり、一般家庭についてはくみ取りや単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえ、水産加工施設等からの排水については、下水道区

域においては下水道への接続、下水道区域外については汚水処理施設設置の指導に努めてまいりたいと思っております。

○7番清水和弘議員 本市の場合、環境規制値が示されているのは、2級河川である花渡川だけじゃないかと思うんですけど、この馬追川にはなぜ設定されていないのかというのは、水量が少ないということで県の人にも聞きました。

そういうことですよ、滞留するわけですね、もう流れない。それがたまって、それがいろんな化学作用によって窒素分など増加する。そして、そこに悪臭が発生してくる。汚濁状況も出てくる。このような状況にあると思ってですね、私は1期目に、馬追川の途中に堰があって、そこを1メートルぐらい切ってもらったんですよ。これでちょっとは改善されておるんですけど、まだまだちょっと深さがあるもんだから、やっぱり臭い状況は続いています。

私もいろいろ動いているんですけど、私が一番解決しやすいというのは、この流水量、これを多くするように各企業にお願いしたらどうなのか、この辺は今までどのようにやってきましたか。

○加藤省三市民生活課参事 確かに、事業所からの排水をですね、水で希釈して水量を多く流せばですね、河川に対する負担は少なくなり、一つの対策だとは思っております。しかしながら、抜本的な対策といたしましては、一般家庭については、くみ取りや単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえ、水産加工施設等からの排水については、下水道区域内においては下水道への接続、下水道区域外については汚水処理施設の設置が必要と考えております。

市の対策としては、先ほども答弁しましたとおり、各事業所について水質検査を実施して、排水目標値を達成していない事業所に対しましては、排水の処理方法についての改善をお願いしてきましたが、今後は改善勧告を行うなど、さらに適正な排水対策の指導を強化してまいりたいと思います。

水産加工業者への指導や話し合いによりですね、下水道区域外においても新たに汚水処理施設の設置を行っている事業者や、下水道区域内においても下水道への接続や接続の検討を行っている事業所も出始めてきており、今後も粘り強く指導をしていきたいと考えております。

○7番清水和弘議員 次の質問に移っていきます。

本市のかつおぶし生産量は日本一と聞いています。また、近年、さばぶし製造により、我々住民にとっては、おいしいだしをいただいているところで喜んでるところです。

そこでですね、さばぶし製造業者からの相談なんですけど、下水道へさばぶし製造過程で発生する煮汁、これを流すことができなくなったと私のところに相談が来ました。このことに対する、当局はどのように現在のところ対応しているのかお伺いいたします。

○中原田修二下水道課長 煮汁については、さばぶしに限らず、かつおぶしについても下水道に流すことはできません。このことについては、供用開始当時から水産加工業者の方には申し上げているところです。

煮汁を下水道に流した場合の問題点としては、煮汁の油脂濃度が高いため、下水道管、ポンプ類、配管の閉塞が考えられます。処理施設内においては、活性汚泥の浮上等で汚水の水質が悪くなり、また、汚泥量もふえるため、汚水処理等の維持管理費が高くなってきます。

さばぶしの煮汁については、専門業者にくみ取ってもらい、産業廃棄物として処分していただくようお願いをしているところです。以上です。

○7番清水和弘議員 本当にこのサバの煮汁、これは油分が多いということで、業者も大変困っているみたいです。

次にですね、最近、枕崎でも、先ほど課長が言いましたけど、浄化槽を設置しとるわけですよ。この金額が本当、びっくりするぐらい高くてですね、それでこの設備設置への補助金問題について、私も国や県のほうにお話をして意見を拝聴したりして、解決策を現在のところ模索している途中なんです。それでですね、まず、これは県の担当課でしたけど、日本一のかつおぶし

をつくっているところですよ、この馬追川のあの状況はないでしょうと、ひど過ぎじゃないですかと言われたんですよ。

私、以前からですね、枕崎は食で売り出しているところであり、このような川ではいかんと、本当、最終的に枕崎のこの水産業界の経営に圧迫をかけてくるんじゃないかということで、いろんな活動をしてきたんですよ。ところが、この煮汁については、このさばぶし、これの煮汁を解決するためにはですよ、この下水道に流されないということは、そしたら浄化槽を設置しなければならないわけですよ。そうした場合、浄化槽の設置というのは、一般市民の家庭には10人槽までの補助金はありますけど、企業に対してはないんですよ。これをどのように解決したらいいと考えていますか。

○下山忠志水産商工課長 まず、水産加工場の排水処理について答弁いたします。

水産加工場の排水処理につきましては、かつおぶし製造工場、さばぶし製造工場に限らず、公共下水道区域内においては公共下水道に接続を、また、公共下水道区域外については排水処理施設の設置をお願いしております。

煮熟行程で発生する煮汁の処理につきましては、公共下水道区域内の節類製造工場では、かつおぶし製造時に発生する煮汁は再資源化のため市内の業者によって回収され、さばぶし製造時に発生する煮汁については産業廃棄物として専門業者に引き取っていただいているものと考えております。

また、公共下水道区域外の工場では、その工場において排水処理施設を設置し、かつおぶし・さばぶし製造を問わず工場排水及び煮汁の処理をしていただくようお願いしておりますが、その施設整備に係る補助制度を本市では創設しておりません。

国の制度においては、水産業強化支援事業のメニューの一つである廃棄物等処理施設整備の中に、排水処理施設整備に係る補助制度が記載されていますが、対象となる補助事業者は、地方公共団体、地方公共団体の一部事務組合、水産加工業協同組合または水産加工業協同組合連合会、水産加工業または水産流通業の振興を目的として設立された団体または法人で、5名以上が主たる構成員もしくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるもので、かつ、水産庁長官が適当と認める水産加工業者または水産流通業者となっておりますので、このメニューの条件に合致すれば適用できるものと考えております。

このようなことから、公共下水道区域外の工場における排水処理施設整備については、枕崎水産加工業協同組合を通じて、排水処理施設未整備事業者に、この事業内容等を紹介していきたいと考えております。

○7番清水和弘議員 今、課長が本当にいい答弁をしてくれたなと思ってるんですよ。というのはですね、魚の油分というのは、寒いところほど、水温が低いところほど多いわけですね。ということで、北海道、東北、関東、こういう地方はですね、先ほど言われました加工団地、そういう組合を設立してですね、みんなで残さい処理場とか油分対策をやっとるわけなんですよ。

だから私も、本市でそれが可能であればですね、以前、加工団地化というのもつぶれたみたいですけど、また再度ですね、できることならですよ、そういうのをつくっていただいて解決していただけたらなと思うんですけど。ここにですね、補助金じゃないんだけど、この中小企業基盤整備事業というので支援することはできないんですかね。

○下山忠志水産商工課長 中小企業支援機構という団体がございます。その中で推進しているといえますか、紹介している事業がございますけれども、その中には、こういった排水処理に係る部分については該当がないところであります。

○7番清水和弘議員 それでですね、枕崎市内で、さばぶし・かつおぶし両方の製造をしている企業は全体で幾らあるのか。また、その中で下水道に接続している企業はどのぐらいあるのか。そして、立神地区でかつおぶし製造業はどのぐらいなのか。またその中で、かつおぶし・さばぶ

し両方製造している製造業はどのくらいあるのか。そして、またこの中で下水道に接続していない製造業はどのくらいあるのかをお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 本市内の節類の製造業者数は、現在43事業者で、48の工場が稼働しております。この中で、さばぶしのみを製造しているのは1事業者1工場、さばぶし及びかつおぶしの両方を製造しているのは7事業者10工場となっております。

公共下水道区域内において、さばぶし・かつおぶし両方を製造しているのが3事業者5工場あり、公共下水道に接続しているのは2事業者3工場、未接続が1事業者2工場となっております。

また、立神地区における節類の製造業者数は、16事業者で18工場、このうち、さばぶし及びかつおぶしを両方製造している事業者は6事業者7工場、このうち下水道区域内は1事業者2工場、下水道接続は未接続となっております。

下水道未接続の事業者には、これまでも下水道接続をお願いしており、今後も継続して接続のお願いを行うなど、接続促進に努めてまいりたいと考えています。

○7番清水和弘議員 今、いろんなどころです、日本食が叫ばれているんですけど、今後、日本のかつおぶし、あるいはさばぶしの製造量は、日本食の販売増加によってますますふえてくると考えるんです。こういう場合です、下水道区域外の製造業に対して、汚水処理設備設置や下水道接続をする場合、いろんなどころの問題点があったと、これまでです。これまで水産加工団地に集まらなくて、いろんなどころに散らばっていった、その原因というのは何なんでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 先ほど答弁いたしましたけれども、今、質問者がおっしゃるのは、公共下水道区域内に水産加工場があって、それから区域外に出て行かれたことについての御質問だというふうに理解します。

枕崎市における節製造工場は、公共下水道事業を開始する以前は、100を超える工場が市内に立地し、節類を製造し、排水については河川や海域に直接放流されてきておりました。

枕崎市の公共下水道事業は昭和52年に都市計画決定されておりますが、事業計画では、枕崎市では家庭排水はもちろん、節類製造工場の排水を処理することを目的としております。こうしたことから、公共下水道区域の設定に当たっては、枕崎処理分区、西鹿籠処理分区として節類製造工場はすべて対象となるよう区域が設定され、家庭排水と工場排水を下水道で処理するという計画で進められました。

昭和52年度から昭和58年度まで、市内の管渠整備をはじめ、終末処理場や汚水中継ポンプ場の一部が整備され、昭和59年に供用開始となりました。節類工場も少しずつ接続をして処理を開始し、現在に至ってきていると思います。

このように、枕崎市の公共下水道の目的は、当初、家庭排水とすべての節類製造工場の排水を処理することとしており、その後、幾つかの工場が区域外に移転もしくは新しく立地してきたという経過であります。

区域外に移転あるいは立地したことにつきましては、本人のことですので、具体的に、正式に把握はしていませんけれども、以前のかつおぶし工場につきましては、家内制手工業のような、住宅と工場が合体したといえますか、そういったかたちで製造されてきておりましたけれども、時代の流れといえますか、工場を専門的に、専門的に立地して製造すると、進めていくというふうな観点、そして、先ほど議員の御指摘もありましたけれども、その排水の問題、そういうこともあって出て行かれたのではないかなというふうに考えております。しかしながら、こういったことは、枕崎の公共下水道の目的は、十分、節類の工場の方々にも、当初御説明を申し上げておりますので、区域外に行かれては、自分たちで処理をするというのは当然わかっている、立地あるいは外に行かれたというふうなかたちで考えております。

○7番清水和弘議員 今、これまでの経緯はよくわかりましたけど、このですね、今まで区域外に行った、その人たちは先進的に自分たちで浄化槽なりを設置してくれと。ところがですね、

立神地区ですかね、まだもうちょっと別もありますけど、こういう人たちはですね、サバの煮汁、これについて、かつおぶしの煮汁はほら、課長が先ほど言っていた廃棄物、あるいは健康食品として今はできるわけですよ。この健康食品をつくるためには、私はサバの煮汁による健康食品、これなどを今、屋久島とかですよ、東北でもつくっているんですけど、この辺をタンクで集めてですよ、工場をつくってやるとか、そのための話し合いにのってやる、あるいは補助金等について考えてやる。

私は、ある業者に聞いたところですね、サバの煮汁の量が総体的に少ないと、だからやれないという話があったんですけど、屋久島のほうを調べたら、煮汁の量は相当少ないんですよ。これは、なぜ枕崎は少ない量でできないのかですね、その辺はどう考えとるんですか。

○下山忠志水産商工課長 屋久島地域におけるさばぶし製造について、屋久島町役場の担当課に尋ねましたところ、2事業者がさばぶしを製造しているようであります。

屋久島地域におけるさばぶしの生産量及び煮汁について、担当課では、この2事業者のうち1事業者の分しか把握できないようでありますけれども、その1事業者のさばぶしの生産量は、原魚ベースで年間約8トンと少量で、煮汁は「せんじ」に自社加工しているとのことであります。

本市におけるさばぶし製造の状況は、直近5カ年では、製品ベースで年間約3,333トンから約3,891トンというふうなかたちになっており、煮汁の処理については、産業廃棄物として専門の回収業者に回収していただいているものと考えております。

煮汁の活用については、これまでも水産加工業協同組合で研究していることを承知しておりますが、昭和50年代後半より、ボイラーやディーゼルエンジンの燃料への活用や、製薬会社の協力をいただきながら食品及び薬品としての活用等、再三、実験を行っているようでありますけれども、いずれもかつおぶしの煮汁と比較して不純物が多いこと、有効成分がうまく分離しないことなどの課題があるとともに、費用対効果の面で活用に至っていない状況にあると伺っております。水産加工業協同組合では、今後も活用に向けて実証・実験を行っていくとのことであり、市としてもできる限りの協力や連携を行ってまいりたいと考えております。

○7番清水和弘議員 水産商工課長の答弁を信じて、次の質問に移ります。

大きな3番目の問題なんですけど、神園市長も今季限りで、次回1月21日の選挙には立候補しないということでもあります。そこでですね、これまで神園市政が掲げてきた公約の一つを今後に生かすことも我々は大事じゃないかと、そういうことで、これまでの神園市政の反省点、あるいはまたこれを生かすために質問していきます。

まず最初にですね、コンパクトシティ構想について質問します。

枕崎市の行政面積は74.8キロ平米、鹿児島県内19市の中で最も小さいんですね。本市は、既にコンパクトな自治体になっているんじゃないかと、なぜコンパクトシティ構想を訴えたのか、私は本当、不思議でならないんですよ。

コンパクトシティとは、都市開発の一つで、商業地や行政サービスなど生活に必要な都市機能をコンパクトに一定の地域にまとめることにより、市街地を再構築すると言われております。都会では、コンパクトにすることにより、通勤時間の短縮や医療・福祉の充実、コミュニティが形成されるなどのメリットがあると言われております。医療・福祉の行政サービスについては、公的サービス面積が小さくなり、そのために医療や福祉、行政サービスが……投入されるメリットなどがあります。

本市のコンパクトシティ構想は、どのようなことが目的であったのでしょうか。また、実際それがどのような効果を生んでいるのかお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 コンパクトシティ構想の目的についてというお尋ねであります。

商業、教育、文化、医療、福祉など、さまざまな都市機能を市街地にコンパクトに集積することによりまして、だれもが過度に車に依存することなく、歩いて生活できる暮らしやすい便利な

小都市ということで、移動のための交通手段に乏しいお年寄りの方でも歩いて行ける生活圏の中にまちのにぎわいを取り戻し、市街地の再生を目指すということを目的としまして、市長の２期目の公約の中に掲げられたものでございます。

効果ということでの御質問であります、ただいま申し上げました目的に沿ってですね、これまで取り組みを進めてまいりました。その中では、市街地とその他の地域を結ぶコミュニティ交通の実現といったものなど、さきの９月定例会で申し上げましたようにさまざまな課題がありまして、具現化に至っていないものもございまして。しかしながら、がんばる商店街支援事業、また商店街空き地空き店舗対策事業によります市街地における空き店舗の解消といったものでありますとか、風の芸術展立体作品等を駅通りに設置することによりまして、芸術・文化の風薫る特色ある町並みの整備がなされまして、市街地のにぎわい創出というものにはつながっております。また、今後の空き家対策というものを検討する上で、その基礎となります空き家のデータベース化というのも行ってございまして、これらの分野では一定の取り組みがなされているものと思っております。

○ 7 番清水和弘議員 今ですね、私は今回、枕崎市内をずっとバイクで回ってきたんですよ。ところがですね、もう本当にびっくりしましたよ。寺田とか界守、奥ヶ平、そしてまた春日集落の住民の少ないこと、空き家の多いこと、この辺は確認しておるんでしょうか。

私の思うところ、この神園市政のコンパクトシティ構想の実施により、市街地域が多くの好影響を受けた結果ですね、先ほど課長が効果を言われましたけど、この市街地のほうはいいわけなんですよね。離れることによって、本当大変なんです。高齢者、そして若い人がいない、住めない、それでまた空き家が出て、そこはやぶになっている。このようなことで、コンパクトシティ構想の効果があつたんでしょうか。私は本当、田舎に行くほどですね、これは弊害ではなかったのかと考えるんですけど、どうなんですか、この辺は。

○ 東中川徹企画調整課長 これまでの取り組みにつきましては、先ほど申し上げました目的に沿いまして検討がなされてきております。

今、議員からありました市街地と周辺その他の地域という関係で申し上げますと、中心市街地のほうは、都市機能を集積させるということで利便性の向上を図ると。その他の地域については、交通網の整備を行いまして、中心市街地との距離感の解消を図ろうということで検討がなされてきたものであります。ただ、この関係では、コミュニティ交通の関係でありますとか、その部分についてはいろいろ課題があつて、具現化には至っていないということで先ほど申し上げました。ただ、議員からありました、市街地から離れた地域の人口減少とかですね、そういったことは、この構想の中にはそういう趣旨とか目的というものはございませぬ。以上です。

○ 7 番清水和弘議員 コンパクトシティ構想のですね、デメリット、これにはですね、基本的には行政が定めた居住地域に住み、居住地域が制限される、このようになってるんですね。また、多くの住民が密集し生活するなど、郊外の過疎化が進む、そして地価が下落するとなつてますよ。こういう状況は、今、このコンパクトシティ構想では達成されとるんでしょね、これ。

○ 東中川徹企画調整課長 先ほど申し上げましたように、郊外といいますか、農村集落等についてはですね、コンパクトシティ構想の中では、交通網の整備をすることによって中心市街地との距離間の解消を図るということで、構想の中では盛り込んでおりましたが、コミュニティ交通の関係については、なかなか課題がありまして、具現化には至っていないということであります。

それで、周辺地域との関係で申し上げますと、そういったことで、周辺地域の人口の減少とかそういったものにつなげるといった趣旨とか目的はございませぬで、市街地のほうでは、先ほども申し上げました商工振興の関係でありますとか文化の振興の関係で、にぎわい創出というものについては、ある程度の効果というものはあつたものだというふうに思っております。

○ 7 番清水和弘議員 今、課長の答弁を聞いてたらですよ、市街地中心のコンパクトシティ構想

で、結局、周辺地域の切り捨て、これがコンパクトシティ構想の代表的なものだったんじゃないんですか。今、私は聞いていてそう思いましたけど。

○東中川徹企画調整課長 議員がおっしゃいます、周辺地域の切り捨てということではございませんで、市街地のほうにいろんな都市機能を集約することによって住民の方の利便性を図るということで、周辺のその他の地域、農村集落等については、そこを結ぶ交通網の整備をすることによって、つなぐことによって、周辺その他の地域から来られて、またその市街地の中でいろんな利便を受けるといいますか、いろんな行動ができるという目的でありますので、農村集落等、その他の地域を切り捨てるとかいったそういう趣旨ということではございません。

○7番清水和弘議員 なぜ私がそう言ったかという理由はですね、この枕崎の場合、本当、農村地域といいましょうか、そういう地域は交通手段、私たちはタクシーによる乗合タクシー方式によって、地方といいますか、農村地域の高齢者ですね、足の足しにしようかと考えて動いたんですよ。ところが、これについても何ら手を打ってくれない。だから、私は農村地域の切り捨てじゃないかと。我々、本当、同僚議員と調べに行って提案もしてきましたよ。なぜ、農村地域の活性化、今、過疎債の充当もありますよ。

私はやっぱりですね、その各自治公民館、自治区によって文化というものはあるはずなんですよ。文化は、人がいなくなったことで抹消される。文化は継承ですよ。そのためには、私は、このコンパクトシティ構想もいいでしょうけど、地域を捨てるようなことはしてくれないなど、これを言うとするんですよ。

もう次に移ります。

神園市政の構想で、駅前通り会などに立体作品を設置し、アートストリートを完成させています。この事業に対し、住民からの声として、市民はこのようなものは望んでいないと言われました。

この立体作品のマケットや、アートストリート完成に要した総経費はどのぐらいなのか。また、平成24年から29年までの本市への交流人口の推移はどのようになっているのか。そして、この事業により、市民への生活環境に対してどのような効果があったのかをお伺いし、またどのように判断しているのかをお伺いいたします。

○中嶋章浩文化課長 アートストリート整備事業について、まずお答えいたします。

市街地のにぎわい創出の具体策として、風の芸術展立体作品等を、市街地を中心に設置し、芸術・文化の風薫る特色ある町並みを整備してきました。現在、市役所通り会や薩摩酒造、個人、枕崎市が整備したものを合わせると98基になります。平成23年度から平成25年度に、アートストリート整備事業として、県の地域振興推進事業を活用して52基の立体作品を設置しました。3年間の総事業費は3,437万4,908円で、その2分の1は県の御協力をいただき、市の負担は約半分の1,718万7,908円となっております。

このように、通り会や民間企業、個人、県の協力によりまして、官民一体となって、芸術・文化のまち枕崎の創造を目指し、アートストリート（青空美術館）を整備してきたところです。

○7番清水和弘議員 まだ、交流人口、24年から29年までの交流人口についてはどのように推移しているのかをですね。

○新屋敷幸隆議長 ちょっと待ってください。

○下山忠志水産商工課長 私のほうからは、交流人口について答弁させていただきます。

平成29年の観光入込客数は、まだ統計数値が出ておりませんので、平成28年までの観光入込客数についてお答えいたします。

年によってばらつきがありますが、平成24年から平成28年までの5年間の観光入込客数は、約63万2,000人から約68万3,000人の間で推移しています。年ごとの具体的数字は、平成24年が約65万人、平成25年が約68万3,000人、平成26年が約63万2,000人、平成27年が約66万6,000人、

平成28年が約64万1,000人となっております。

○7番清水和弘議員 結構な人間が、来場者数があったと思うんですけど、これによって、枕崎商店街での経営的な効果とかいうのは伺っていますか。

○下山忠志水産商工課長 具体的にどういった状況になっているというふうなことは把握できていないところでございますけれども、先ほど文化課長が答弁されましたアートストリートだけの原因で交流人口が推移していると、増減しているというふうには考えていないところであります。

平成23年から、枕崎市通り会連合会が鹿児島県商店街グルメグランプリに挑戦しております。その後、船人めし、あるいは鯉大トロ丼がグランプリを獲得して、2月ごろ大会がございますので、その後の5月のかつおまつりにおきましては、そのグルメを販売している店におきましては、行列ができるほどのお客さんでにぎわってございました。その後、平成25年には駅舎が完成し、その後、駅周辺整備もされました。魅力ある観光地づくり事業によって、火之神公園整備も行ってきております。で、駅から周遊するというふうな手段として、これまでタクシーであるとかバスがないとか、いろいろ議会の中でも叫ばれてきました。その中で、電動アシスト自転車の導入を県の地域振興推進事業を活用して10台ほど整備をし、平成28年から供用開始しております。昨年からことしにかけて、その利用は大幅に伸びております。

こういったことから、市内を周遊する観光客というのはふえてきているものというふうに認識をしているところでございます。

○7番清水和弘議員 次にですね、風の芸術展について質問しますが、風の芸術展はこれまで10回ほど開かれてきたわけですが、これが昨年度、枕崎国際芸術賞展に変わったんですけど、これまで10回開かれた風の芸術展とですね、国際芸術賞展の1回当たりの来館者数、そして1回当たりの費用、これはどのようになっているのかお伺いいたします。

○中嶋章浩文化課長 風の芸術展の有料入館者と開催に要した費用については、歳出から歳入を引いた市の持ち出し額でお答えいたします。

まず、1回展の入場者数が6,800人です。観覧料は無料のため観覧料収入は0円で、市の持ち出し額は1,505万0,469円となっております。

次に、2回展の入場者数は1万6,278人です。観覧料は無料のため観覧料収入は0円で、市の持ち出し額は3,059万8,090円となっております。

3回展の入場者数は5,589人で、うち有料入館者数は大人2,917人、学生251人の合計3,168人で、観覧料収入は150万8,700円です。市の持ち出し額は3,711万5,144円となっております。

4回展の入場者数は1万5,195人です。観覧料が無料に戻ったため観覧料収入は0円で、市の持ち出し額は3,334万9,623円となっております。

5回展の入場者数は1万5,757人です。観覧料は無料のため観覧料収入は0円で、市の持ち出し額は3,278万7,321円となっております。

6回展の入場者数は7,277人で、うち有料入館者数は大人4,297人、学生606人の合計4,903人で、観覧料収入は90万8,650円です。市の持ち出し額は2,066万6,081円となっております。

7回展の入場者数は5,718人で、うち有料入館者数は大人2,847人、学生202人の合計3,049人で、観覧料収入は58万9,600円です。市の持ち出し額は2,402万8,579円となっております。

8回展の入場者数は2,577人で、うち有料入館者数は大人1,289人、学生180人の合計1,469人で、観覧料収入は66万2,500円です。市の持ち出し額は297万6,473円となっております。

9回展の入場者数は1万3,328人で、うち有料入館者数は大人3,300人、学生111人の合計3,411人で、観覧料収入は167万2,200円です。市の持ち出し額は349万8,003円となっております。

10回展の入場者数は7,020人で、うち有料入館者数は大人1,818人、学生92人の合計1,910人で、観覧料収入は92万0,900円です。市の持ち出し額は857万9,753円となっております。

枕崎国際芸術賞展の入場者数は5,875人で、うち有料入館者数は大人2,239人、学生34人、団

体152人の合計2,425人となっています。観覧料収入は212万9,400円です。市の持ち出し額は1,176万9,424円となっております。以上です。

○新屋敷幸隆議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時6分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○11番下竹芳郎議員 こんにちは。

12月に入り、寒さも本格的になってまいりました。風邪など引かぬよう、くれぐれも体調には御留意されてお過ごしください。

それでは、通告に従い、質問をまいります。

本市における芸術文化の情報発信として、南溟館が拠点になっていますが、町なかに整備されている青空美術館、アートストリートの立体作品群も見どころ満載で、市民の憩いの場となっているところでございます。

事の発端は、平成11年に市役所通り会が街路整備をするに当たり、通り会が神園市長の議員時代に相談をし、話し合いを重ねるうちに、せっかく道路をつくり直すのであれば、歩道に風の芸術展ゆかりの立体作品を設置しようということになり、当時の通り会会長をはじめ、役員、会員が奔走し、平成15年の整備事業完成までに22基の作品が市役所通りにお目見えしました。市役所通りの設置作品のほとんどが通り会の自己負担だそうです。そして、平成23年からアートストリート整備事業で、駅通り、中央通り、いろんな通り、広場に派生し、今や98基の作品が市民の目を楽しませています。

アートストリートの中には、竹道久先生、通島義信先生などが、霧島アートの森にも作品を設置していて、著名な作者のクオリティの高い作品がたくさんあります。せっかくあるこういうすばらしいものを十分に生かし切れていないような気がいたします。

今後、枕崎のまちづくりの新しい切り札になるかもしれない青空美術館、アートストリートを今後どう生かしていきますか、お尋ねいたします。

[久木田敏副市長（市長職務代理者） 登壇]

○久木田敏副市長（市長職務代理者） 芸術文化の風薫る特色ある町並みの整備として、行政だけでなく、市役所通り会では、平成10年度から市の歩道改修工事に合わせて風の芸術展ゆかりの立体作品22基を通りに設置されました。今では、他の通りにも広がって、市街地を中心に98基の立体作品が立ち並ぶまでになりました。

アートストリート、その青空美術館のまちづくりの詳細については、文化課長がお答えいたします。

○中嶋章浩文化課長 今年度、枕崎市通り会連合会の取り組みとしまして、オブジェを活用したまちの活性化プロジェクトが組織され、アートストリート（青空美術館）を活用したまちおこしができないか、協議が始まったところでもあります。その中で、来年度、イベント等ができないか、活発な意見交換が行われているところでもあります。

これからも、通り会との連携、市民の御意見を参考にして、アートを生かしたまちづくりに取り組んでまいります。また、まちそのものを美術館ととらえ、作品に親しみや興味を持ってもらえるようなイベントを企画し、芸術文化のまち枕崎として、来訪者や市民の憩いの空間となるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 本市のような人口規模の地方都市で、このような芸術作品を町なかにこれほど設置しているまちはほかにあるでしょうか。大きいまちでは、駅とか広場に大きな作品を

設置しているのをよく見かけるんですが、九州管内でよろしいので、わかっているれば教えてください。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 すいません、再三申し上げますけど、何でそういう邪魔をするんですかね。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 出ていってください。退場を命じます。

議会をばかにしていますよ。

[傍聴者退場]

○新屋敷幸隆議長 どうぞ。

○中嶋章浩文化課長 鹿児島県内での事例として、湧水町があります。霧島アートの森に通じるアプローチなど、町内に75基の立体作品が設置されております。

○11番下竹芳郎議員 湧水町にあるんですね。さすがアートの森のおひざ元です。アートの森には行ったことはあるんですが、まちのほうには行く機会がありませんので、ぜひ視察に行つて勉強してみたいと思います。鹿児島県本土の北と南に行つてですね、芸術のまちとして連携していけたらと思います。

政務調査の行き先に、香川県にある直島を希望していたんですが、受け入れ先の調整がつかないということで、行くことができませんでした。

直島は、昨年開催された瀬戸内国際芸術祭の拠点でもあり、人口3,000人の瀬戸内海に浮かぶ小さな島ですが、108日の会期中、芸術祭に25万人もの人が訪れたということで、島そのものがアート一色で、それが観光資源になっているということです。島ぐるみで芸術と観光客を歓迎し、一体となり、観光誘客に成功した例であります。ぜひ次の機会に訪れて、調査・研究してみたいと思います。

我が市も、先ほどから言いますように、クオリティの高い、素晴らしい芸術作品がたくさんございます。

先日、市民と市議会との意見交換会で、まちの魅力はそこに住んでいる人がつくるんだと言われた方がいらっしゃいました。まさにそのとおりでございます。

アートストリートの立体作品の魅力を、住んでいる人がさらに引き出し、観光資源にして観光誘客はできないのでしょうか、よろしくお願いします。

○中嶋章浩文化課長 南浜館は、枕崎駅から観光周遊ルートの施設として果たす役割は大きく、市民の憩いの場としても地域に愛されている施設です。観光周遊ルートには、県の地域振興推進事業を活用するなどして、駅前から市内の各通り、火之神公園、南浜館に至る通りや敷地に立体作品を設置しました。県外からの観光客も、駅前からレンタサイクルを利用されたりして南浜館に来館し、現代美術のスケールの大きさに感動される方も多く、芸術文化のまち枕崎の取り組みとして成果を上げているところであります。

誘客を図るために、南浜館で開催する企画展とアートストリート（青空美術館）が一体となって催しができないか、今後さらに検討してまいりたいと考えております。そして、南浜館を拠点に、枕崎市内だけにとどまらず、南薩地域の観光拠点として外国人観光客等の来訪も視野に入れながら、これからも官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 設置しているだけでは宝の持ち腐れですから、どうかして全国に発信していきたいものです。先ほども言われていた通り会連合会のアイデアも伺いながら、観光振興対策も早目早目に手を打っていただけたらと思います。

先日、市内の中学生を対象にしたアートストリート作品鑑賞会ですかね、開催されましたが、このときの様子と、学校教育でどのように生かしていくのかお聞かせください。

○中嶋章浩文化課長 今年度、教育委員会では、枕崎の伝統と教育風土を活用して、故郷を学び、

故郷に学ぶ、郷土教育としての推進を掲げています。その一つとして、美術教育の充実に力を入れております。

今年度の事業として、市民を対象にした「親子スケッチ・写真教室 青空美術館アートストリート」、そして、市内の中学生を対象にしたアートストリート作品鑑賞会を実施したところであります。

アートストリート作品鑑賞会は、11月11日に中学校4校を対象に実施したところであります。この作品鑑賞会では、学芸員である市職員が講師となつて、立体作品の作家の思いなどを説明しました。作品観賞会の後、これからも立体作品をまちの宝として大切にしてもらうことを目的に、参加者全員で清掃作業を実施いたしました。

参加した生徒の感想といたしまして、「参加してアートの見方が変わった」、「芸術家の気持ちを考えることが楽しく思えるようになった」、「枕崎のよいところを見ることができた」など、子供たちの感性のすばらしさに驚いたところであります。

次年度は、市内の小学校も参加できるように調整してまいりたいと考えております。

そのほかにも、「まちはオブジェの宝庫」として、枕崎小学校の3年生が総合的な学習の時間を活用して、「アートのまち枕崎」をテーマに、子供たちが青空美術館、アートストリートを調べる活動に取り組みました。その授業の一環といたしまして、「専門家からお話を聞こう」では、南溟館の職員が講師となつて出前授業を実施したところであります。

立神小学校では、社会体験学習で、2年生、3年生の児童がアートストリートを見学したり、夏休みの自由課題にアートストリートの観賞やスケッチを積極的に取り入れたりする学校もあります。

これからも、このような総合的な学習や土曜授業、美術、郷土学習の授業を利用し、生きた教材としてアートストリートの活用を図っていききたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 教育長もアートストリート作品鑑賞会に行かれたみたいですが、そのときの感想があれば教えてください。

○丸山屋敏教育長 今年度、本市の教育委員会では、3つの教育というキャッチフレーズを掲げております。

1つは、教え、育てるという教育です。先ほども、城森議員からも質問がありましたけれども、学力をつける、道徳的な心を育てるという教育です。

2つ目の協育は、協力する協育です。これは、小学校と中学校が協力する、学校と保護者と地域が協力する、そういう教育です。

3つ目の郷育は、郷土の郷育、先ほどありましたけど、ふるさとに学び、ふるさとを学ぶという教育の3つの教育です。

その教育の中の一環が、今回のアートストリートの見学会です。

今、10月24日には、ふしの日にカツオを使った弁当をつくってきなさいということで、市内の中学校すべてにですね、腹皮を使ったり、かつおぶしを使った料理を、それぞれ弁当の日に指定いたしました。

そういうことで、美術についてはですね、アートストリートの作品鑑賞会、これは枕崎の財産であります。ですので、単なる観賞をするだけではなくて、台ふきを持ってきて、そしてその作品を、財産を大事にする、そうしたまちの財産を大事にするという心も育てていきたいということで、今年度設けました。ここにはですね、枕崎市の校長先生あるいは一般の先生方、生徒もでしたけれども、市役所の課長さんたちも出てきてくださいました。

そういうことでですね、教育委員会が音頭をとって、そして来年度はですね、少し大きくして、広げていってですね、枕崎のいいところを子供たちにも市民の方にも知っていただきたい、そうする機会にしていきたいというふうに思っております。以上です。

○11番下竹芳郎議員 ありがとうございます。

ふるさとにあるお宝、芸術文化を取り入れた教育は、ほかの地域にはまねできない、また、感性を伸ばすために、とてもよい方法だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、政務調査で直島のほうに行くことはできませんでしたが、静岡県藤枝市に出向き、健康づくりについて調査してきました。午前中の質問と少し重なりますが、藤枝市は、特定健診受診率やがん検診受診率が全国平均より極めて高く、その結果、後期高齢者の1人当たりの医療費が平成26年度は74万4,000円で、非常に低く抑えられているわけでありまして、その健康都市藤枝市は、健康の源は歩くことを最重要課題に置いています。藤枝市にあります名所を歩いてもらい、その歩数、距離数を東海道等に見立てて、バーチャルで旅してもらうというような取り組みで、健康増進に一役買っております。

我が市も、アートストリートのガイドマップやお店を紹介するグルメマップ等、立派なマップがたくさんあります。健康、憩い、また、いやしのために、アートストリートを活用した機能的なウォーキングマップをつくる予定はありませんか、よろしく申し上げます。

○中嶋章浩文化課長 アートストリート（青空美術館）のパンフレット・マップについては、2014年度版パンフレットの在庫がなくなり、今年度、新たにつくりかえたところであります。市内の観光案内所や市役所、南浜館などに設置して、観光客の方々に配布いたしております。

また、枕崎市通り会連合会が製作された枕崎ぶらりマップには、おすすめコースとして、アートコース、徒歩で約60分として掲載されております。

今後、アートストリート（青空美術館）のパンフレットにモデルコースを掲載できないか、関係各課と協議しながら考えてまいりたいと思っております。

○11番下竹芳郎議員 もし新しくつくるのであれば、距離、所要時間はもちろんですが、歩数、消費カロリーを表示すると、健康増進や健康に気を使っている方に一役買うことができると思います。歩数、距離数を定めて、そこを通過すると特典がつくような、何かアイデアを出していけば、よりたくさんの方が歩いてくれると思います。そして、たくさんの方々が立体作品を眺めながら明るくあいさつを交わしてまちを歩いている、これは私の理想とするまちづくりの一つであります。98の立体作品があるアートストリート、これをいろんな手を尽くし、最大限に生かして、先ほどから課長が言いますように、芸術文化のまち枕崎を発信していきましょう。

次に、南浜館の大規模改造工事ですが、8月以降に計画を立てると聞いています。南浜館は、既に大半がバリアフリーになってはいますが、さらなるバリアフリーに関する工事計画は入っていませんか。

○中嶋章浩文化課長 今年度、南浜館大規模改造工事設計委託には、バリアフリー化の計画はありませんが、平成27年度に南浜館アプローチ整備事業で実施しております。内容は、駐車場から南浜館入り口までの整備で、路面の段差をなくし滑りにくくするためのインターロッキング舗装、点字ブロック及び手すりを設置したところあります。車いすが必要な方に対しては、身障者用駐車場に車両をとめていただきまして、南浜館に準備している車いすで職員が介助するなどして対応しているところあります。駐車場から南浜館入り口近くまでの車の乗り入れは、アプローチの幅が狭く、車の進入や歩行者の安全を考えないといけませんので、今後、慎重に検討してまいりたいと考えています。

○11番下竹芳郎議員 今の答弁でもありましたように、南浜館の駐車場から玄関までのアプローチが長く、眺めは絶景なんですけど、車をおりてすぐの入り口が少し上りになっているため、車いすをお使いの方や足の悪い方は使いづらい気がします。そこをいじるのは難しいので、身障者用駐車場の前の掲示板に、係員に連絡をください的な案内でもあったら親切だと思います。これから全国区になるために、どんな人にも優しい南浜館であってほしいです。

続きまして、3年後の2020年、この鹿児島で、太陽国体以来48年ぶりに「燃ゆる感動かごしま国体」の愛称で第75回国民体育大会が開催されます。そして、本市は、なぎなた競技の会場に選ばれたわけでございます。

私は、なぎなたと言っても、聞いたことはあるなという程度で、どういう競技か知らなかったものですから、10月に本市で開かれたなぎなた九州ブロックジュニア強化練習会を見学させていただき、漠然とではあります、伝統があり、由緒正しき凛とした奥の深い競技だなという感想を持ちました。

そこで、鹿児島県のなぎなた連盟の会長さんにお会いして、「枕崎でもぜひ、なぎなたを盛り上げてくれ」と言われました。

国民的人気アイドルグループ乃木坂46のメンバー出演により、なぎなたをモチーフにした「あさひなぐ」というタイトルの映画がことし封切られました。なぎなたが脚光を浴びつつあります。

鹿児島国体のときに最高潮に盛り上げるために、そういったなぎなたという競技をどうとらえているのでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 なぎなたは、平安時代のころより出現したとされまして、幾多の変遷を経て、心技体を鍛える人間形成の重要な教育方法として、今日まで発展してきました。明治時代には、女子の心身の練磨に最も適した武道として、学校教育の場で正課教材として採用され、昭和の初めにも学校教育の場で必修科目として実施、昭和34年からは中学校のクラブ活動、昭和41年からは高等学校の正課授業の中に取り入れられてきています。現在では、男女問わず、低年齢層から高齢者まで、生涯を通してふさわしい武道（なぎなた）として愛好者がふえ、日本国内だけでなく、国際大会が開催されるに至っています。

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、あわせて地域スポーツ振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

本市において、国民体育大会、なぎなた競技が開催されることは、市民スポーツへの関心を高め、さらなるスポーツ活動の普及・振興に大きく寄与するとともに、人と人との交流及び地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちの推進につながるものと期待されます。

○11番下竹芳郎議員 今、なぎなたについて詳しく説明してもらいましたが、学校教育などで指導していただけると、子供たちにもより認知されるし、親しみもわくと思いますので、よろしくをお願いします。

鹿児島国体は、2020年の10月3日から13日まで開催される予定ですが、なぎなた競技の開催日時はわかっていますか。また、そのとき、枕崎に来られる選手団、関係者は何人ぐらいと見込んでいますか。

○豊留信一保健体育課長 去る7月に、公益財団法人日本体育協会第3回理事会におきまして、平成32年第75回国民体育大会は、鹿児島県で開催することが正式決定をいたしました。大会期間は、平成32年10月3日から10月13日までの11日間と予定されております。

本市開催のなぎなた競技の開催期日ですけれども、平成32年10月10日土曜日から10月12日月曜日までの3日間が予定されております。

国体なぎなた競技の開催期間における来場者は、平成27年に開催されました紀の国わかやま国体では、選手・監督が1,238人、審判団・役員等の大会関係者が1,779人で、合計3,017人となっております。また、平成28年に開催された希望郷いわて国体では、選手・監督が942人、大会関係者が1,792人で、合計2,734人となっております。本市に来場する選手・監督、大会関係者は、ほぼ同じぐらいの人数が来場するのではないかと見込んでいるところです。

○11番下竹芳郎議員 たくさんの人が来るんですね。これは、なぎなた開催期間の、なぎなたは3日間の開催ですから、3日間の延べ人数でよろしいですか。

○豊留信一保健体育課長 大会期間中の来場者ということになります。

○11番下竹芳郎議員 それだけの人プラス応援団なんですよ。相当な人が枕崎に来てくれます。最高のおもてなしをして、おいしいカツオ料理もたくさん食べてもらいましょう。大会のときは、選手団、関係者はゆっくりできないでしょうから、後日、またリピーターとして、今度は観光客として来ていただきましょう。きちんとしたもてなしをすれば、優しさを求めて、おいしいものを求めて、また枕崎に来ていただけるはずですよ。今からいろんなアイデアを考えておきましょう。

会場となる総合体育館、応援は2階席のみになると思うんですが、観客席の収容人員はどれくらいあるのか、また、観客席を満席にするためには、どういった方策が考えられるでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 総合体育館の2階部分の観客席としての収容人数は、座って観戦できる部分が350席程度あります。立ったまま観戦する人数も含めると、1,000人程度は収容できるスペースがあると試算をしております。できるだけ多くの市民の皆さんが、なぎなた競技をよい環境で観戦できるようにする必要があると考えております。

また、全国からお客様がまいります。会場周辺には、おもてなし広場や地元特産品の販売所などを設けて、来場者の方が楽しみながら、なぎなた競技を観戦し、鹿児島国体を実感できる環境を整えていきたいと考えております。

3年後の国体開催に向けて、なぎなた競技の試合のルール、あるいは競技の見方などですね、市民の皆様に普及・啓発していきたいと考えております。また、本市のホームページ等を活用しまして、本市での国体開催をPRし、なぎなた競技への関心を高めていくことで、市内外からの来場者をふやしていきたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 ぜひですね、市民を巻き込んで、市民大応援団をつくり、盛り上げて大成功に終わらせましょう。物販ブース、飲食ブースを用いて、ほかのイベントとタイアップするのもいい手かもしれません。

幾つもの競技がある中で、なぎなたの会場になったのも何かの縁です。枕崎でなぎなたをやったよかったですと言われれば最高だと思います。そのために、3年後にある国体に向けて、我々市民の意識改革から準備していきましょう。

最後に、神園市長の一日も早い回復をお祈りいたしまして、私の質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時51分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 こんにちは。よろしくお願いいたします。

今回は、坊野間県立自然公園について。

火之神公園については、あずまや、歩道が整備され、観光客にも利便性がよくなったと思っております。そういった中で、また、過去に整備されて使用されていない部分もあり、一体的な活用はできないかと思ひ、それについて質問をいたします。

展望広場、遊歩道の整備目的は何であったのかについてであります。今回、質問に当たり、担当課長と打ち合わせをする中で、遊歩道ではなくて管理歩道であるとの指摘を受けましたが、現場にある掲示板にも歩道を散策しながらとありますので、あえてこういう表現になりました。よろしくお願いいたします。

[久木田敏副市長（市長職務代理者） 登壇]

○久木田敏副市長（市長職務代理者） 1番目の展望広場、管理歩道の整備目的は何であったのかということについてお答え申し上げます。

山立神の展望広場、管理歩道は、県が事業主体となり生活環境保全林整備事業によって、平成10年度から14年度にかけて整備されたものであります。

展望広場については、目の前に広がる東シナ海や枕崎市街地、開聞岳の眺望を楽しむために整備されたものであります。

また、管理歩道については、周辺の保安林の維持管理を行うとともに、自然林の中で森林浴をしながら散策することを目的として整備されたものでございます。

○8番禰占通男議員 私も、県のほうにも伺ったりして、結局、保安林と保健目的もあったということですが、整備をするに当たり、今言った展望広場、管理歩道ということについては、これ、どこの提案がなされたんですかね、整備しましょうということになったんですか。

○川崎満農政課長 どこの提案があったかということで、過去の資料等を見ますと、総合振興計画の中とか、（「はい」と言う者あり）平成9年ですね、9年に総合振興計画の中で整備をうたっています。それにまた関連して、この火之神公園整備事業計画が策定されておりまして、そういった流れで整備されたのではないかと推測しているところでございます。

○8番禰占通男議員 あともう一つ、ずっと進める上で、ちょっと伺っておきたいことがあるんですが、今、これは生活環境保全林整備事業による整備ということになってはいますが、今、これは現在、この事業はないということなんですけど、もともとこれは、どうして生活環境保全林整備事業がなくなったのかということか、今現在ないということだったんですけど、その理由というのはわかっていますかね、これ。

○川崎満農政課長 今、議員がおっしゃられた、この生活環境保全林整備事業がなくなったという理由については、ちょっと私のほうでは把握していないところでございます。

○8番禰占通男議員 この生活環境保全林整備事業は、目的は治山事業とかレクリエーションという、その内容を含むということだったんですけど、その中で、この2番目の質問に行きますけど、事業内容とこの整備事業の総額については、どれほどあったのかをお伺いいたします。

○川崎満農政課長 ただいま御質問の生活環境保全林整備事業、これの主な事業内容ですが、これは管理歩道、管理車道、多目的広場の整備、自然林の造成・改良、防潮堤工事などが主な工事となっております。また、この整備事業に係る総額は、県等に聞いて調べたところ、2億7,360万3,000円となっております。

○8番禰占通男議員 平成14年度まで整備されたということだったんですけど、その後、その間、約6年ちょっとで使用を中止しているんですけど、水産課長からも、整備終了後についても、枝打ちもろもろの管理は行っていたという答えだったんですけど、毎年、枝打ちとか管理歩道、広場とか、それについての管理費というのは年間どのくらいかかっていたんですかね。

○下山忠志水産商工課長 平成14年度に完成をして、その後、枝が伸びたり、あるいは落ち葉があったり、草が伸びたりしておりましたので、随時、市のほうで枝打ち、あるいは草刈りを実施してきております。それにかかる事業費という御質問でございますけれども、市の職員で対応しておりました。

○8番禰占通男議員 今、課長からもおっしゃいましたけど、市の職員の対応という、結構距離がありますよね、管理歩道についても。広場は2カ所で、一番高いところには行きませんでした、そういった中で管理を、職員で何日とか日数的にはどうなんですか。

○下山忠志水産商工課長 14年に整備されまして、その後、草とか枝の伸び方というものも、整備されてからは少しずつしか伸びてきておりません。

最終的に、平成24年度に安全を考慮して、それから人が入らないような措置をして、そうい

った草刈り等は実施してきておりませんが、それまではさほど草が覆うとか、そういった状況にはなりません、ある程度通れるような状況でございましたので、歩行に支障がないようなかたちで管理をしてきたというふうな状況でございます。

○8 番瀬占通男議員 3番目の質問ですけど、現在の活用状況はどうなっているのかということでお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 先ほどから答弁申し上げておりますけれども、平成14年から平成15年度にかけてこの施設が整備されております。

現在の活用状況でありますけれども、現在、展望広場と展望台を結び尾根付近に設置された管理歩道付近のがけの崩落が見られ、通行するには危険な状態にあります。

こうしたことから、平成22年度には管理歩道の一部を封鎖するとともに、平成24年度にはすべての管理歩道の入り口にロープを張って封鎖し、現在は管理歩道入り口手前の管理車道コンクリート舗装の部分にさくと立ち入りしないよう周知する看板を設置して、立ち入りしないようにしているところであります。

○8 番瀬占通男議員 そうすると、14年度に完成して、20年度に崩落、危険で立入禁止ということなんですけど、その間の利用者として……中学校、小学校のお別れ遠足、我々のころもあったし、我々の子供も火之神公園に行ってるんですけど、そういった中で利用者の統計、集計というのはなされていたんですかね。

○下山忠志水産商工課長 ここだけに関する利用者とか、そういうふうな統計はできておりません。

○8 番瀬占通男議員 それでは、今現在の火之神公園全体の利用客というのはどのぐらいなんですか。

○下山忠志水産商工課長 ちょっと、事前に御質問になかったものですから、数字を持ち合わせておりません。

○8 番瀬占通男議員 4番目の質問と関連するんですけど、再整備についてどのような考えでいるのかということなんですけど。今後の利活用ですよね、今、使用中止にしている場所の。どのような考えなんですかね、今、使用ができないということに。

○下山忠志水産商工課長 要旨の4番目の再整備について、答弁申し上げたいと思います。

火之神公園につきましては、御承知のように県の魅力ある観光地づくり事業を活用して、平成22年度には園路やあずまや及び炊事場を、また平成27年度からはキャンプ広場からプール東側まで園路や園地、照明施設等を整備中であります。

平成27年度事業の計画段階におきまして、山立神周辺の整備を含めた一体的な整備の可能性について、鹿児島県観光課の職員とともに管理歩道や展望広場の現地視察を行った経緯があります。しかしながら、山腹の崩落の状況を鹿児島県の担当者も確認し、再整備については困難であるとの認識を示されたところであります。

したがって、私どもといたしましては、鹿児島県を含め、現在のところ再整備についての計画は持っておりません。

利活用についても、今、御質問ございましたけれども、今、崩落の状況が修復されないことには利活用も考えておりませんので、その辺については、今後、また県の林務担当者とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

○8 番瀬占通男議員 県とも協議したということですけど、県のほうもこれに対する補助金等は、一応見当たらないということで、私の質問が悪かったのかわかりませんが、そういう話だったんですよ。

そして今、課長が言われたように魅力ある観光地づくりということで、ずっとプールから東のほう整備されてきていますけど、それに対しても、そういう魅力ある観光地づくりも、霧島や

屋久島なんかにおいては、自然公園の整備にも登山道とかそういうのにも使われているんですよ。あそこが登山道という、登山といたら相当高くまで登るんだけど、そういう対象に含まれるのかどうかわかりませんが、何か2億7,000万近くも投資して、崩落、そういった関係も、14年から20年、6年ぐらい使って、使えなくなったということですよ。

そういった場合、一番考えられるのは、だれがこれを提案したのかを最初に聞いたけど、その設計段階からこういったことは何か予測できたんじゃないかなと思うんですよ、実際。何でかという、後で一応述べますが、海蝕双橋が、一応、県指定の特別天然記念物になったということで、鹿大の先生だったですかね、地質がもろいと、そういうことも言っております。そして、坊灯台のあそこからずっと大体、地質も変わらないと思うんですよ。表面的には小石が堆積してもろい、岩じゃなくて、そういう地質をしております。

そういった中で、何かほかの整備に対する補助金ということは、何かそういった県との打ち合わせとか、そういう中でも名前とかは挙がってこなかったんですか、何かこういう使用目的で補助金があるとかいうことで。これは県と国の100%の出資の事業だと聞いたときには、私も愕然としましたよ。後で、その次の問いでも、6番でも伺いますが、国と県が100%を出資したものを後で何かこう維持できるような、そういうものはないんですかね。

○下山忠志水産商工課長 現在の状況につきましては、もう以前から県のほうには報告しております、県のほうから休止するというふうなところで伺っているところでございます。

再整備につきましては、先ほど観光面について、県のそういった事業を使ってできないかということで検討した経緯もございますけれども、できないということで、そのほかのことについてもいろいろ県のほうにもお尋ねはしたんですけれども、現在のところ、そういったものが見当たらないというふうなことで伺っているところでございます。

○8番禰占通男議員 5番目ですけど、9月議会で海蝕双橋について課長の答弁があったんですが、この件と関連づける考えはないのかということで、今、崩落のある一番手前の展望広場という所から海蝕双橋が望めるということで、ちょっと樹木も邪魔しているんですけど、一番手ごろな所かなと私も思っていて、一応、実際トラロープの下をくぐって、そこまで登って確認はいたしました。

広場から双橋が望めるということで、そのときの課長の答弁によると、擁壁工事に5億8,000万円、園路整備を含めると6億から7億円かかるのではということで、実施設計を行っていないということで断って、答弁だったんですけど、この双橋を生かすことに、これを利用するという考えは、どのような考えなのかをお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 御質問の趣旨は、海蝕双橋との関連した整備はできないかというようなことだと思いますけれども、登っていきまして展望広場がございまして。展望広場の幾らか手前の部分に、ちょっと管理歩道から乗り出して木の枝を探ると、そこから海蝕双橋が見えるというふうなことから、そういった一体的な整備はできないかということでございましてけれども、その展望広場付近の山腹自体がもう崩落をしております。ですので、安全面から見ると、そこを避けないといけない。ですので、そこを避けたら、海蝕双橋を見る部分がどの程度になるかちょっとはつきり申し上げられません。おまけに、そこから見える海蝕双橋につきましては、直線距離で約500メートルぐらい、地図上でございましてけれども、ございまして、小さい姿の観賞というふうなかたちになろうかと思っております。

それよりも、今、平和祈念展望台の右側から通路をおりていきますと、階段式の環境式護岸にたどり着きます。そこに出れば約300メートルぐらい先ですけども、先ほどの展望広場よりも近い方から見ることはできます。さらに近くで観賞したい場合は、玉石が散在する海岸線で、足元には十分注意しなければなりませんけれども、間近まで行くと、間近で、それこそ近くまで行って間近で観賞できるというふうな状況にありますので、展望広場付近を、そういった安全面

をちょっと心配しながら整備するというのは、今のところ私どものほうでは計画は持ってないと、頭にないところでございます。

○8番 禰占通男議員 そうすると、慰霊碑周りの活用しか考えられないということですか。今後海蝕双橋については、どのようなPRを本市がしていくかということと考えるとですよ、展望広場のそこを利用する、それしかもう方法はないということですか。

○下山忠志水産商工課長 海蝕双橋を觀賞するというふうな方面から見ますと、やはり觀賞する方々の安全を第一に考えないといけないというふうに考えておりますので、今、平和祈念展望台の右側を歩いていく通路がありますので、そこから歩いておりていくと、ちょうど先ほど申しましたように環境式護岸が整備されております。そこから見れるというふうなかたちで考えております。それと、先ほど申しますように、展望広場から見るよりも近場で見れるというふうなことを考えているところでございます。

○8番 禰占通男議員 下から見ると、私は上のほうから見たほうが良いと思っているんですけどね。

それは置いて、この6番目ですけど、今、管理歩道、展望広場、そういったことで多額のお金を使って整備された、こういった施設の維持管理はどうなっているのかということ、私とすれば、維持管理をどこまですればいいのかって。

結局、国と県で整備は、資金でしてくれたんだけど、県のほうも担当課のほうは、管理は自治体ですようになっていますという、もうその一言だったんですよ。

実際、崩壊もひどい、高さもある、そういったものを整備するときには、つくるよりは維持にほとんどお金がかかりますよね、箱物であっても、長年ずっと続くわけですから。そういった場合、こういった補助金で設置されたものの対応というか、処分制限期間というのは、こういう自然公園についてはどのような決まりがあるのかをお伺いします。

○下山忠志水産商工課長 私のほうからは、その維持管理について答弁させていただきます。

先ほどから申し上げておりますけれども、定期的に草刈りあるいは枝葉の除去については、平成23年度まで実施してきております。その後、がけ崩れの状況が見られ、県のほうにも報告をしております。報告をして、平成24年度に管理歩道の入り口を封鎖して立ち入りできないようにしているところであります。

管理については、県と市のほうで管理協定を結んでおりまして、こういった管理はこれまで、23年度まで実施してきて、現在、県に報告をして、もう県のほうが休止するというので、休止で、逆に私どもといたしましては、それ以降、枝葉だったり草払いを実施することで、展望台や展望広場への誘導を促して、転落事故等の誘因につながるというふうなおそれもありますので、手前のほうで立ち入りできないようなかたちにして管理しているところでございます。

○8番 禰占通男議員 いや、私が聞きたいのは、設計や施工段階で、この計画はどのぐらいもてばいいというのは概算であるわけでしょう、ないですか。こういう公園の設備ですよ、工作物、山を削ってつくるんだから工作物に変わりはないんですけど、実際、立体的なものじゃないですよ、コンクリート、木材を使った。だけど、木とかコンクリートでつくった場合は、耐用年数、設計段階でこれは何年耐用というのが一応、私も総務省所管の補助金交付規則ということで引張り出して見たんですけど、建物とかそういうのはあるんですけど、構築物ということもあるんですけど、こういった舗装道路、舗装路面とか、こんなもんしかないんですよ、出てこないんですよ。私の検索がいけなかったのか知りませんが、設計段階ではどのぐらいというのはなかったんですかね、これ。

○川崎満農政課長 設計段階といいますか、7番目の質問にもつながりますけれども、その関係でよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）7番目の質問というか、補助金適正化法との関係ということで述べて……（「7番でもお伺いしますけど」と言う者あり）よろしいでしょう

か。

この件についてですね、補助金適正化法と、こういった耐用年数ですね、こういったことについて県のほうにも問い合わせしてみたところなんですけれども、一般の補助事業においては、それぞれの補助金適正化法などの法令に基づいて各所管の、やはり耐用年数というので財産の処分の制限、これの年数というのは決められておまして、その処分における、いわゆる期間ですね、耐用年数的なものは定められているところであります。ただし、当該事業箇所はですね、保安林施設ということで、保安林について整備したところでありまして、保安林についてはですね、この事業等につきましては森林法において制限をかけられているということがありまして、そういう財産の処分の制限の期間、こういったものについては定められたところがないというふうに回答をいただいているところであります。

○8番禰占通男議員 一応、保安林ということで、農政関係ということで、本市も農政課が担当したことになるんですけど、林野庁の分でも平成28年度に改正されているんですけど、森林環境保全整備事業というのが、林野庁の分があるんですよ。これによると、平成28年度に最終改正となっているんですけど、それについても、都道府県が認めれば特例措置ということもあるということになってるんですけどね。今、課長が林野庁関係ということで言いましたけど、そこまでは質問しませんけど。

それで、次の、一番問題は、7番目の補助金適正化法との関係はどうなっているのかということで、新聞等で市町村の財政事情が公表される前に、2016年度の決算速報値というのが11月に県内で出された分で、会計検査院の決算検査報告のまとめというのが出されているんですよ、新聞で報道もありましたけど。これによる、税金の無駄遣いという見出しなんだけど、鹿児島県でも大和村、鹿児島市、姶良市という名前が挙がってきているんですよ、検査院の検査によって無駄遣いだよと、適用外だということですよ。これについて、うちはこれをつくって、6年、7年でもう使用中止ということになった場合ですよ、これに私、一番先にひっかかるんじゃないかなろうかと思ったんですよ。

それで、県のほうからは、何かこういう、そういうような通知とかなかったんですか。20年から中止、24年から一応通路にもトラロープを張って進入禁止で、使用中止ということだったんですけど。それで県のほうから、何か相談をしたと課長のほうからもあったんですけど、こういった指摘というのはなかったんですか。

○川崎満農政課長 今、言われたのは、適化法の関係で県からの書類とか指摘はなかったかということで、このことについてはですね、一応県のほうに、こういう被災を受けた状況であるということは報告をしてあります。それを受けてですね、県のほうと協議といいますか、県のほうにもお伝えいたしまして、一応この保安林施設といいますか、この施設については一時休止扱いと、休止しますということで今、話をしている段階でございまして、我々としてはそういった、手続といたらあれですが、こういうような状態であるということでございます。

○8番禰占通男議員 一番最後に聞いておきますけど、県とも検討した、そして一応、多額なお金ですよ。今、魅力ある観光地づくりを、今、こう何年かやってきた分と比べれば、相当高額なお金を使っていますよね。それで、もう実際、もったいないという感じはしないんですか。一応、使用中止でほったらかすこと自体が。

○下山忠志水産商工課長 今、県のほうからは一時休止というふうなかたちで返事をいただいております、今後についても、県のほうも何か別にできないのかというのは、今後も検討していかなければならないなというふうなお言葉は聞いているところでございます。

○8番禰占通男議員 最後に伺っておきますけど、使用可能な管理歩道、管理道、その使用というのは、一応、展望広場から一番上のあちのほうで、がけ崩れで危ないわけでしょう。そして、下側の幾らかは使えるわけでしょう。そこら辺の利用というのは考えてないんですか。

○下山忠志水産商工課長 平成22年ごろ、23年までは管理を実施してきておりましたけれども、その後、管理歩道ののり面、これが御承知のように、あそこの土質につきましては、れきの土質でございます。当時、のりの緑化、これも人工張芝をしてきておりますけれども、その受けとめる土質自体がれきであることから、もうれきが崩落してきていると、管理歩道も。ですので、そこをまた除去をして通すというふうなことになりますと事業費的にもだいぶ跳ね上がるのかなと思っております。通していったとしても、途中、展望広場までも危なくて行けませんので、効果としてどのような効果があるか、ちょっと考えられないところでございますので、安全かを見て、今、下のほうで入れないようなかたちの措置をとっているところです。これは、県のほうとも協議をして、した措置でございます。

○8番禰占通男議員 終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、お疲れさまです。

本日最後の質問者となりました。いましばらくのおつき合いのほどよろしく願いいたします。

来年は、年明けとともに市長選挙が行われます。神園市長は引退を表明されておりましたので、今回の12月議会が市長に対する最終質問になるということで、市長とのやりとりを振り返ってみようと思っていまして、残念なことに病氣療養中ということで、議会出席は難しいと言われ、市長もさぞかし悔しがっておられることと思います。

2年前になりますが、11期44年間の議員活動に終止符を打たれた大先輩であります牧信利元議員も、体調を崩され引退をされました。神園市長とは、議会の中で鋭い質問を投げかけ、どちらも引かぬ勢いでやり合う場面も多々ありましたが、背中合わせの2人ではありましたが、意見をぶつけ合うことで、市も見方を変えたり、限られた財政の中でやりくりをしながら、また、平成の大合併にも賛同することなく、今日の枕崎市を築いてきたと言っても過言ではないと思います。

また、私の初めての一般質問の答弁に立たれた市長は、声を詰まらせながら、「大変に説得力のあるお話で、感銘を受けながら聞かせていただきました」と言われて、びっくりしました。

私は、このなれない場所でドキドキしながら本当に、選挙中に体験したことや、また自分自身も92歳のおしゅうとめさんを介護しながらヘルパーの仕事をしている、そして介護される方の気持ちもよくわかりますと言いながら、介護保険料や利用料の軽減について質問をしてきました。

ところが、選挙中の体験談には、市長は感銘を受けたが、肝心の質問の答弁はというと、神園市長の市政に対する基本姿勢にもあります、市民の生命、健康、財産を守る、そして日の当たらないところには政治の日を当てる、に反した答弁でした。これは、前市長は12月議会で、具体的に検討すると答弁をしていましたが、神園市長は、財政が厳しい、慎重に検討したいと、前市長の新年度実施の姿勢より後退した答弁を行いました。

思い起こせば数々ありますが、最終議会に、健康を損ねてしまわれた神園市長が、一日も早く健康を回復されることを願いつつ質問に入ります。

まず、第1の質問ですが、長生きするなら健康で長生きしたいと、だれもが望んでいるところですが、本市の健康寿命の延伸に向けての取り組みがどのように進められているのか、まずお聞きいたします。

[久木田敏副市長（市長職務代理者） 登壇]

○久木田敏副市長（市長職務代理者） 市民のだれもが幸せであると実感し、安心して生活を送るためには、食生活や運動習慣を改善し、健康上の問題で日常生活が制限なく生活できる期間、いわゆる健康寿命を延ばすことが大切であります。

本市の健康寿命延伸に向けては、平成27年度に作成した第2次健康まくらざき21を基本として、他の各種計画と連携して取り組みを進めています。

健康まくらざき21の推進では、基本方針に、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症及び重症化予防の徹底、各ライフステージにおける健康づくりの推進を掲げ、2つの重点施策と6つの基本施策に掲げるさまざまな取り組みを着実に実行してまいりたいと思います。

○12番豊留榮子議員 本市も、健康づくりのためには、いろいろなことに今取り組んでいるところですが、さらにこの高齢化がですね、進んでいく、中でも脳卒中で亡くなる人が多いということ、これは男女ともに高く、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が災いしていると言われてい

ます。本市にとって、健康寿命を延ばすためには、何としてもこの生活習慣病の予防対策が必要かと思いますが、これをどのように取り組みを進めていくのでしょうか、お尋ねします。

○田中義文健康課長 本市の生活習慣病予防の取り組みについては、第2次健康まくらざき21及び平成27年度に策定した本市データヘルス計画などにに基づき推進してまいります。

データヘルス計画では、健康及び医療情報を活用して、P D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施してまいります。

本市国保レセプト分析から、高血圧症有病者の5人に1人、糖尿病有病者の4人に1人、脂質異常症有病者の5人に1人が、既に脳血管疾患を起こしていることがわかっています。また、特定健診の結果から、男女ともに血糖値、血圧値が県や全国平均より高くなっており、さらに男性においては、多くの項目において、女性より有所見割合が高く、特に40歳から64歳男性の有所見割合が高くなっております。そのほか、本市では、非肥満高血糖の割合が県や全国平均より高くなっております。

これらのことから、生活習慣病予防のためには、特に働き盛りの男性への健診の受診勧奨と有所見者への早期介入が重要であると考えております。一方で、非肥満者に対する糖尿病予防対策も実施していく必要があると考えております。

重症化予防対策につきましては、特定健診受診者のうち、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の重症化予防対象者を各学会のガイドラインに基づき抽出いたしますと、全体で約25%おり、そのうち治療をしていない方が約36%います。さらに、そのうち臓器障害があり、直ちに重症化対策に取り組むべき対象者が約15%います。

これらの重症化予防対象者への取り組みは、医療機関と連携して保健指導を行った後、確実に医療機関を受診しているかなど、K D Bシステムを活用して疾病管理を行っていく必要があります。特に、糖尿病重症化予防事業につきましては、医師会との連携のもとで、ことし1月から実施をしており、その中では、対象者は5人おりますけれども、非常に効果が上がっているところでございます。

重症化予防事業に取り組むことにより、医療費が高額となる疾患、長期入院における疾患、長期化することで高額になる疾患であります虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の減少につながってまいります。

今後とも、データヘルス計画で掲げた数値目標の達成に向けて、各事業を着実に実行していきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 丁寧な説明をありがとうございます。

次に、働き盛りの世代にもですね、健康づくりは本来、自分自身が健康に気配りをしなければいけないことなんですけれども、食事や体操などを心がけることが大事とは皆さん思っていると

思うんです。でも、これを持続させることが大変難しく、実際取り組んでも三日坊主で終わってしまっているというのが現状なんです。

この市の積極的な取り組みや、周りの声かけや働きかけが長続きさせる重要な要素かとは思いますが。

また、健康増進は、高齢者の問題だけではなく、働き盛りの世代にも健康や食育、スポーツへの関心を持ってもらうためにどのような取り組みをしていくのでしょうか、お尋ねします。

○田中義文健康課長 先ほども申し上げましたとおり、働き盛りの男性が特に有所見割合が高いということもございます。そして、先ほどから答弁いたしますように、健康寿命の延伸、生活習慣病の予防に向けて、健康まくらざき21、そしてデータヘルス計画に掲げた数々の項目を、数値目標の達成に向けて取り組んでいくということは、基本的にしっかりと実行していきたいというふうに考えております。

その上で、働き盛りの世代に対しまして、健康、食育、スポーツへの関心を持ってもらうためには、PTA活動、公民館活動、事業所等への働きかけというのが重要になってくると考えております。

市が健康づくり事業を計画するに当たりまして、家族連れで参加できる事業や、事業に参加することで特典が得られるようなインセンティブ事業などの取り組みについて、先ほど午前中でも答弁いたしました。先進的な市町村の事例を参考に、全庁的に検討を行う必要があると考えております。

○12番豊留榮子議員 健康づくりは、今回2人の議員がもう早々と質問していますので、ちょっと重なったりしますけれども、次に、働く人たちですね、働く人たちが健康に関する意識ですとか、関心はあっても参加する時間がとれない、そしてまた、男性は、「みんなと一緒にするのは苦手だ」と言われたり、なかなか参加しようとしません。これを何とか多くの市民が参加できるような、日程を工夫してですね、健康づくり講座とかを開催することはできないかどうかお尋ねします。

○田中義文健康課長 男性を含め、働く人が参加しやすいように、健康づくり講座等の日程設定に当たり、夜間または休日の開催を検討したいと考えております。

しかしながら、健康づくり講座を夜間に過去実施したこともありますが、それが直接、参加者増につながらないという状況もあります。

そのようなことから、多くの市民に参加していただくためには、日程の設定だけでなく、市民に興味を持ってもらうためのテーマの設定や講師の招聘などを検討していきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 私たち、先ほどもありましたが、産業厚生委員会ですが、健康づくりについて、静岡県の藤枝市と東京都の港区の取り組みなんですけれども、これを視察してまいりました。

この港区では、生活習慣病対策の取り組みについてのお話をお聞きしてきました。

平成25年度の特健診の結果では、メタボリックシンドローム、これは内臓脂肪症候群ですね、の割合が男性で増加傾向にあるということで、20代から30代の特に若い世代の男性に向けて、メタボ予防の動機づけを図って生活習慣の改善を促すことを目的として、動作分析、運動実技セミナー、栄養セミナーを全3日制で取り組んだ効果として、26年度は全日程参加の割合が7割を超え、参加者は男性3割、女性が7割で、男性の参加は女性とのペアでの参加が3割を占めたそうです。

体脂肪率の結果では、男性5割が肥満判定だったんですが、済んだ後のアンケート結果では、9割に生活習慣病の改善が見られたということです。

また、働き盛り世代を対象とした生活習慣病予防講座では、23年度から男のメタぼっこり解

消講座を年2回、日数は6日で、参加しやすいように土曜日にするなど工夫をしている。また、このような講座のほかに、メタボリックシンドロームの予防・改善に着目した特定健診や特定保健指導を実施。このほかに、健康診査、各種がん検診等をすべて無料で実施している。これが何と、乳がん、子宮頸がん、口腔がん、胃がん、大腸がん、肺がん、咽頭がん、前立腺がんなど、検診は近くのクリニックで受けることができるということで、講座の参加者には、がん検診に行こうとパンフレットを配布しているということです。こんなに多くのがん検診が無料で受けることができるというのは、大都市ならではとは思いますが、しっかりとした健康づくりに取り組んでいるということがうかがい知れました。

土曜日、日曜日になると、職員も働き方、大変かと思しますので、ここでひとつ、職員の増員を要望しておきます。これは要望です。

次に、介護保険制度についてお尋ねをしていきます。

介護保険は、介護の社会化を求める世論を背景にしながら、1990年代半ばから開始された当時の自民党政府による社会保障構造改革のもとで、高齢者福祉や医療費の削減、そして介護の産業化や営利化を目的に創設されました。そのため、社会保障とは言いながら、負担なくして給付なしという保険原理を肥大化させ、要介護認定や保険給付の上限設定をはじめとするさまざまな給付抑制装置を組み入れたほか、利用者や事業所の契約を前提とした現金給付方式、定率1割の応能負担割や国庫負担の切り下げをして、さらに在宅事業への営利企業の参入の容認など、利用者や高齢者にとってみれば、必要十分な介護サービスの利用を拒み、構造的欠陥ともいべき仕組みを最初から考えてつくられてきたのではないかと思います。

介護保険は、既に要支援1と2の方の在宅サービスが保険給付から外されています。これを、さらに要介護1と2の在宅サービスを介護保険の給付から外すということが提案されています。

まさに保険あって介護なしが拡大されていこうとしていますが、これが実施されると本市への影響はどのようになっていきますか、お尋ねします。

○山口英雄福祉課長 厚生労働省は昨年、社会保障審議会介護保険部会におきまして、平成30年度の介護保険制度改正に向けて、要介護1・2の方に対する訪問介護、それから通所介護について、市町村が実施主体となる地域支援事業に移行する案を検討していたところでございます。

しかしながら、要支援1・2の方に対します介護予防訪問介護と通所介護が、平成29年度からすべての市町村で地域支援事業に移行したばかりであることから、その移行状況を踏まえた上で検討する必要があるということから、要介護1・2に対します訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行につきましては、結局、平成30年度からの実施は見送られたというところでございます。

なお、現在、国のほうでは、社会保障審議会の介護給付費分科会の中で、介護人材の確保と機能分化の観点ということから、訪問介護のうち生活援助に係る部分に関する資格基準の緩和、それから通所介護につきましては、病院など外部のリハビリ専門職と連携して機能訓練を実施した場合の報酬加算などといったこと等が検討されているようでございます。

そういった状況でございますので、要介護1・2が地域支援事業に移行した場合の影響ということについては、現在のところは移行が見込まれておりませんので、この場では答弁を差し控させていただきます。

今後とも、市としましては、制度改正に関する国の動向に注視してまいりたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 ですね、また見送りということにはなったんですけども、今回の2017年度改革は、制度の構造的欠陥を修復するどころか、一層広げていくようなものです。介護度の軽い人の切り離しが実施に移されれば、多くの利用者の在宅生活が立ち行かなくなることは目に見えています。

給付削減一辺倒の制度の改革、そして営利化や産業化の路線では、持続可能性の確保どころか、制度残って介護なしの事態が生じてきます。それこそ、だれのための介護保険制度なのかわからなくなってきました。

また、認知症の初期段階での専門職の方とのかかわりの重要性や必要性を強調した新オレンジプランにも逆行し、介護サービスの縮小で家族の介護負担をふやすことになれば、政府の介護離職ゼロ政策、これはニッポン一億総活躍プランにも反することにもなります。

現行の保険方式のもとで、増大する介護需要にこたえつつ、持続可能性を確保するためには、介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げることが不可欠だと思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○山口英雄福祉課長 高齢化が進みます中、介護保険制度の持続可能性につきましては、全国市長会等を通じまして、介護保険に関する財源確保について、これまでも継続して要望してきているところをごさいます、今後とも全国市長会等を通じて、引き続き財源確保について要望をしていきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 ぜひ、これは大事なことなんですよ。国はもう本当に、消費税を10%に上げて社会福祉に充てるんだとか、いろんなことを言ってますけれども、もう本当に高齢化が進む中で、安心して年をとっていかれないって皆さんおっしゃるんですね。この点は、本当に行政としてもきちっと対応して行ってほしいと思うところです。

次に、出産祝金制度の創設についてお伺いしていきます。

これは、だれもが安心して産み育てられるように、本市にも出産祝金制度の創設をしてほしいという要望がありました。

これは、本市の人口増にもつながって、出産祝金はあつてしかるべきかなと思うんですが、いかがでしょうか、お尋ねします。

○山口英雄福祉課長 出産祝金につきましては、過去、本市におきましても、昭和63年に始まりましたふるさと創生1億円事業の交付金を基金に積み立てて実施いたしました枕崎市定住圏構想事業の一環といたしまして、平成5年度から平成9年度にかけて実施したことがございますが、現在はないところでございます。

なお、支給対象者や支給方法等はさまざまですけれども、現在、お隣の南さつま市をはじめ、県内19市のうち10市が何らかのかたちで出生祝金を支給していることは承知しているところでございます。

市では、だれもが安心して子供を産み育てられるような環境づくりといたしまして、これまでも産科医や助産師の確保対策、それから子ども医療費の助成などをはじめといたしまして、妊娠から出産、子育て期までにわたるさまざまな対策を講じているところでございますが、今後とも、さらなる充実を図っていきたいというふうに考えております。

出産祝金制度を創設してはという御意見でございますけれども、限られた財源の中で、どのような施策が効率的・効果的であるのか、今後とも研究・検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 例えば、近隣の市町村、県内はいかがでしょう。こういう制度があるのかどうか。

○山口英雄福祉課長 県内の状況でございますけれども、例えば、先ほど申しましたお隣の南さつま市でございますが、第1子に対しまして5万円、第2子に対しまして5万円、それから第3子に対しまして10万円の出生祝金支給事業と、出生祝金を支給しているようでございますし、市町村によりましては、それを商品券で交付したり、あるいは紙おむつ代や粉ミルク代にするための子育て応援券という、これもやはり商品券的なものでしょうけれども、そういったもので支給している事例もあるようでございます。

○12番豊留榮子議員 実際やっているところはあるわけですね。

これは、ただ若い人だけの要望ではないんですね。孫の誕生を楽しみに、日々の子育てを手助けしている世代の要望でもあります。

これはぜひ、先を見据えて、人口の増加にもつながっていくと思いますので、隣にこういう南さつま市のような制度があって、学校給食費も無料だとなると、若い方たちがそっちへ行っちゃうんじゃないかという心配も出てきます。そういうことにならないように、本当は県が定めてくれるのが一番いいんですけどね。市としても、ぜひこの件は取り組んでいってほしいことと思います。

次に、鳥獣、またヤスデ対策についてお伺いしていきます。

最近、金山地域の人家の周辺にですね、イノシシが出没しているといいます。このイノシシは、毎年言われることなんですけれども、この駆除がどのようになっているんでしょうか、お尋ねします。

○川崎満農政課長 イノシシ等の有害鳥獣については、4月から10月末までは、有害鳥獣捕獲事業により猟友会の会員の皆様に捕獲指示を出し、捕獲を行っているところであります。

11月からの猟期においても、出没情報など、猟友会に情報を提供しながら対応しているところでございます。

また、人家等の付近においては、銃器による捕獲ができないため、わなによる捕獲となっているところでございます。

○12番豊留榮子議員 この金山に出てくるイノシシは、何と言いますか、その辺で寝ているのを見たとか、そういうことも言われるんですね。だから、ちょっと人に懐いちゃっているイノシシなのかしらとか、ちょっと心配なんですけれども、例えばこのイノシシと対面したら、どうしたらいいんですか。

○川崎満農政課長 ニホンイノシシの体重がですね、80キロから190キロぐらいあるというふうに言われておりまして、すごく時速も速いというふうに聞いておりますので、なるべく、猪突猛進じゃありませんが、ときどきテレビ等では、人的な被害もありますので、避けるようにしたほうが賢明かと考えております。

○12番豊留榮子議員 対決しようとは思わないんですけれども、その逃げ方が、もう一直線にこう、後ろを向いて逃げていいものなのか、何か待ったをすればとまってくれるのか、何かそういう対策ってあるんですか、イノシシから逃げる、素人が。

○川崎満農政課長 具体的なそういう対応については、ちょっとそのときのあれですが、本市においては、一番の対策としましては、猟友会の方々の協力をいただきながら駆除というふうになりますので、そちらのほうに情報を流しながら対応というのが一番ではないかなというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 遠くから見る分には、こちらが何もしなければ寄ってはこないわけですね。

猟友会の電話番号とかは、どこかに公表してあるんでしょうか。市に連絡するんですか。

○川崎満農政課長 現在は、農政課のほうに被害報告をいただきまして、そこで集約をいたしまして、猟友会の方々に連絡して、情報提供をいたしまして、駆除とかそういう対応をお願いしているところであります。

○12番豊留榮子議員 日常的に見かけるということなので、とても心配かとは思いますが、被害は出ていないけれども、ここで見かけたということを農政課に連絡すると、猟友会の方に連絡していただいて見回りをしてくれるということですか。

○川崎満農政課長 見回りといいますか、猟友会の方々はその調査といいますか、いわゆる出跡という言葉があるんですが、痕跡ですね、出没した場所の痕跡とかけもの道とか、そういった

ものを調べる、被害の状況とか調べまして、そこにわなをしかけたりとか、鉄砲を撃てるのであれば鉄砲で撃つとか、そういう、なかなか情報があっても、一気には猟友会の方々もすぐ捕まえるというわけじゃございませんが、そういった調査をして、生態調査といいますか、そういうのをしながら、捕獲とかそういったものの対応をしていると聞いております。

○12番豊留榮子議員 また同じ金山地区なんですけれども、今、ヤスデがですね、また大量発生しているということで、そこに行きますと、もう集落の中は白い粉でいっぱいになってますね。これが、なかなか駆除できないということなんですけれども、どうしたらいいんでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデにつきましては、9月までは発生も少ない状況でございました。10月下旬になり、別府上手地区である松崎、下山、駒水、茅野、金山地区であります金山、田布川、桜山地区であります宇都、水流で大量発生をしている状況でございます。

県内においては、平成29年10月末現在で、43市町村のうち25市町村で発生が確認されております。

先般、県主催で開催されました平成29年度ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会において、各市町村それぞれで対応しておりますが、県の事業として取り組んでいただくよう本市からも要望したところでございます。

本市での取り組みとしては、毎回答弁しておりますけれども、市の生活環境保全事業で、道路、側溝等の公共的部分には、委託している業者の作業員がですね、ヤスデの発生状況を見ながら薬剤の散布をしております。その薬剤につきましても、市のほうで負担しており、市のほうでも対策を実施しているところでございます。

私有地につきましては、原則として個人で薬剤散布をお願いしているところでございます。

また、市民の皆様へは、除草や草刈りなど、ヤスデの発生しにくい環境づくりの周知に努めていきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 このヤスデが発生しない方法というのがあるんですか。

板敷に発生したのが、もう7年ぐらい前でしょうか。今、あまりいないんですね。それこそ大量に山となって転がっているという状態だったんですけども、今は板敷は静かなんですね、あんまり聞かないんですね。いても1匹、2匹ぐらいで、家の中までは、うちなんかも入ってこないんですけども、それを発生させない状況をつくるというのはどういうことなんですか。

○加藤省三市民生活課参事 ヤスデは、湿気の多いところを好みますので、できるだけ除草を、先ほども言いましたように除草をして日当たりをよくすればですね、そこには発生しないと思いますので、そういった除草なんかが一番効果的だとは思っております。

○12番豊留榮子議員 これで質問を終わります。ありがとうございました。

○新屋敷幸隆議長 以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時12分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成29年12月5日)

平成29年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第3号）

平成29年12月5日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 立石 幸徳 議員（54ページ～62ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

久木田 敏 市長職務代理者
副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
田 中 幸 喜 総務課参事
田 代 芳 輝 教委総務課長
末 永 俊 英 生涯学習課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
森 蘭 智 之 消防総務課長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
中原田 修 二 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長
丸 山 屋 敏 教育長
田 淵 修 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 おはようございます。

通告に従い、一般質問をいたします。限られた時間でございますので、的確な答弁をお願いいたします。

平成30年4月から実施されます新国保制度は、平成27年5月27日に法改正が成立して以来、約2年半の間、制度設計のための具体案が検討され、3回にわたる事業費納付金等の試算と、現時点で国から示されている仮係数を用いて仮算定も行われております。

国保制度改革の最近の動きを整理してみますと、去る10月12日に市から県へ納付する事業費納付金の算定基準を定めた政令が公布され、明くる13日に納付金算定方法を定めた新省令も公布、また、10月30日には新国保特別会計の財務の取り扱い並びに来年度予算編成留意事項も厚生労働省より県と市にそれぞれ通知がなされております。さらに、11月中旬には県内各市町村に仮算定結果を、平成30年度予算編成及び税率改定等の検討材料として活用すべく、県当局の市町村説明会も実施され、11月20日には県の本年度第2回国保運営協議会も実施されております。

制度改正に伴う具体的な項目が明確にされてくる中、全く新しい勘定科目である事業費納付金は、年明けの1月には県から確定通知がなされますが、仮算定を受け、現時点で本市の場合ほどの程度のものになると予測されているのか、最初にお尋ねいたします。

[久木田敏副市長（市長職務代理者） 登壇]

○久木田敏副市長（市長職務代理者） おはようございます。

11月15日に県が主催いたしました平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の仮算定結果に係る市町村説明会において、本市の平成30年度の事業費納付金及び標準保険料率の仮算定結果が示されました。

本市としましては、仮算定結果をもとに、平成30年度の税率設定のあり方について、市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会において、今現在、協議を進めております。年明けには本算定結果が示されますので、それに向けて協議を続けていきたいと考えています。その仮算定結果につきましては、担当課長から報告いたします。

○田中義文健康課長 平成30年度の本市の事業費納付金の仮算定結果につきましては、医療分6億1,519万9,428円、後期高齢者支援金分1億6,101万0,333円、介護分5,523万3,898円となり、合計で8億3,144万3,659円となっております。

今回の仮算定は、平成30年度からの新たな1,700億円の公費拡充のうち、約1,500億円を反映していること、今回初めて平成30年度ベースの算定を行ったこと、平成28年度決算ベースの1人当たり保険料額との丈比べを行い激変緩和を実施していることなど、合計で32の前提のもとで算定が行われています。

このように、32の前提のもとではありますが、今回初めて平成30年度の数値が示されたところであり、本市としては、今回の仮算定の数値が現時点で最も確定数値に近い数値であるという認識であります。

○13番立石幸徳議員 仮算定の事業費納付金、今初めて報告を受けたんですけれども、この納付金とそれにかかわるまた標準保険税率ですね、この件について、もう少し詳しく掘り下げたいんですが、その前にもう1点ですね、確認をする係数として、この納付金算定にかかわる年齢調

整後の医療費指数、こういった指数が納付金算定上用いられるわけですね。これは、鹿児島県の場合は、いわゆる納付金算定上の α 値、 α 、 β の α 値、つまり医療費をどのように勘案するか、この数値を全国都道府県、いろいろばらばらなんですけれども、鹿児島県においては、現在の医療費の各市町村の状況、これをすべて勘案するというので、 α 値は1ということで納付金を算定してきております。

しかしながら、単に各市町村の医療費をですね、単純に比較しても、当然、高齢者の多い市町村は医療費が上がるわけですので、そのために年齢調整をして、ある意味で比較を平等にできるようなかたちで年齢調整後の医療費指数というものが納付金算定上必要になってくるわけですね。0歳から74歳までの5歳ごとの年齢階層で、この年齢調整後の医療費指数というものが出されてきますが、本市の場合は、この指数は幾らになっているんですかね、お尋ねをします。

○田中義文健康課長 事業費納付金の算定に用いられる本市の年齢調整後の医療費指数につきましては、小数点以下13桁であります、1.2738692869866となっております。

算定方法につきましては、過去3年分、平成26年度から平成28年度になりますが、それらの平均値となっております。

○13番立石幸徳議員 つまり、この数値を見ても、従前からいろいろ言われている本市の医療費がもう全国レベル、あるいは県レベルとも比較してですね、高いということはもう明らかなんですね。この数値が高いということは、当然、納付金も上がっていくと、細かい算定式は申しませんけど、そういう状況になっている。

そこでですね、この仮算定を受けて本市が今後どう対応をしていくのか、非常に私は被保険者、あるいは本市全体にとってもですね、大きな問題があると思いますので、もう少しこの点をですね、当局の考え方、そういったものを現時点でどういうふうに整理されておられるのか、お考えを聞きたいと思います。

まず、結論から先に言いますと、先ほど医療分、後期高齢者の関係、あるいは介護分、これ合わせて仮算定が8億3,000万ぐらい出ていると。本市のここ数年の国保の税収は5億5,000万から5億6,000万、そういった状況にあります。当然、その差額として2億3,000万ぐらいが足りないわけですね。もちろん、納付するに当たって、あるいは今後の30年度以降の国保財政に当たっては、税収のみならず、いろんな公費等の交付金が出てまいりますけれども、とりあえず2億円ぐらいは足りないんだという状況を一応見据えてですね、そしてお尋ねをしておきますが、9月議会時点での第3回試算結果、これはあくまでも試算ですが、1人当たり保険税必要額は、27年度ベースが11万8,200円ぐらいだったんですね。これを、3回試算で29年度を対象とした結果、標準保険税ベースは1人当たり9万8,810円、その差が率としてですね、マイナス16.42%ということで、これは新聞報道もなされました。これを見た本市住民は、非常に、はっきり申し上げて、単純に喜んだんじゃないかと思います。そんだけ16%も下がるのかというような感想を単純に持ったんじゃないかと思いますね。

今度の仮算定です、試算ではなくて算定では、対象年度が、先ほど健康課長が言われたように平成30年度になるわけですが、これは28年度の決算ベースで本市は保険税必要額が11万5,257円、これが算定結果で、30年度10万6,774円というふうに出されております。伸び率はマイナスの7.36%、9月議会の試算とすると約9%、10%近く違って来たわけですね。この仮算定結果はですね、県内43市町村のうち31の市町村は上がるようになってきております。12の市町村が下がると。この下がった中で、県下43自治体ありますが、19市の中では本市の減少率が一番大きいんですね。ただ、算定結果が10万6,774円ですが、本市国保税の1人当たりの現在の調定額、これをちょっと調べてみますと、平成26年度は8万8,159円、27年度が8万6,134円、28年度8万3,849円、おおよそ8万数千円ですよ。で、仮算定結果が出た、10万6,774円が必要なんだと。しかし、現在は8万3,000円ぐらいしかもらっていないと、調定でですね。この差も2万ぐらい。

これは、全体的な納付金と全体的な国保税収との比較とも当然関連しますが、1人当たり直すと、今言ったように、もう2万円ぐらい違うんだと。この仮算定が、仮にそのままといいたいでしょうか、大体本算定になっていくとすると、1人当たり2万円ずつですね、またもらわないことには納付金は生み出すことができないと、これは単純な話ですけどね、大体そういったことになりますよ。

ですから、激変緩和のための試算をした、仮算定をしたといってもですね、実際は、現実にはですよ、1人2万円ずつ上がっていくような今度の制度改正なんだと、このことをまず認識しないといけないと思うんですね。

そこで、これはもう9月のときも再三申し上げましたけど、この試算あるいは仮算定は、国保税の軽減措置、あるいは法定外の一般会計繰り入れ、これは除外しております。除外していますからさっき言ったような状況になるんですが、今後ですね、今言った8億3,000万ぐらいの納付金を枕崎市が納めるための標準税率というのが、その納付金に見合ったかたちの標準税率が示されてくると思うんですが、その標準税率との比較では、どういったものが説明をされているんですかね、お尋ねいたします。

○田中義文健康課長 今回、本市の平成30年度事業費納付金の仮算定結果とあわせて、本県の標準保険料率2方式、本市の標準保険料率3方式、本市の算定方式に基づく標準保険料率4方式の3つの仮算定結果が示されております。これら3つの標準保険料率のうち、本市の標準保険料率3方式及び本市の算定方式に基づく標準保険料率4方式と、現行税率をもとに、それぞれの保険税調定額について、本市の現在のデータを用いて試算し、比較を行いました。

現行税率による試算結果によると、医療・後期高齢者支援金・介護分の一般・退職合計で、軽減分を差し引いた調定額が約5億3,868万円となりました。

次に、同様に本市の標準保険料率3方式による試算結果では調定額が約5億6,591万円となり、現行税率と比較すると約2,700万円、5.05%の増加となりました。

次に、本市の算定方式に基づく標準保険料率4方式による試算結果では、調定額が約5億7,945万円となり、現行税率と比較すると約4,100万円、7.57%の増加となりました。

○13番立石幸徳議員 それで、この仮算定結果を受け、あるいは2方式、3方式、4方式のいろんな、本市サイドの検討も、特に本市に設けてある国保事業安定化対策委員会等で検討がなされているんだろうと思うんですが、今言った調定額、あるいは現行との比較、3方式で2,700万ぐらい、4方式で4,100万ぐらいの違いがあるというわけですが、先ほど申しました国保事業安定化対策委員会では、政策的な判断も今後伴ってくると思うんですけれども、今後どういった方向性といいたいでしょうかね、その辺についてはどのように整理されているのか。

つまり、明けて、納付金あるいは標準保険料率が示されてきてですね、住民にその時点でこうなりますとかいうより、住民にはできるだけ早い段階で御理解をいただくということで、やっぱり示していただく必要があると思うんですけれども、国保事業安定化対策委員会では、その辺の委員会のあり方、方向性としては税率改定、そういったものについてはどのような整理がなされているのか説明をいただきたいと思います。

○田中義文健康課長 平成30年度税率設定に向けた協議といたしまして、今年度第3回目の市民の健康づくりと国保事業安定化対策委員会を11月22日に開催いたしまして、協議を行いました。平成30年度の税率設定のあり方について、本市現行税率及び2つの本市標準保険料率に基づく試算結果や、国が示したモデル世帯等における負担状況の変化などをもとに協議を行ったところであります。

現在の協議の状況につきましては、標準保険料率3方式を採用したほうが、本市の算定方式に基づく標準保険料率4方式を採用するより調定総額は抑制されと考えられますが、応益割の均等割部分が増加することによって、一部の世帯の負担が増加するなど、さまざまな課題が考えら

れることから、引き続き詳細な分析が必要であると考えているところであります。

平成30年度の税率設定のあり方については、今後とも同委員会において、確定通知に向けて慎重に協議を進めていく考えであります。

○13番立石幸徳議員 今、国保事業安定化対策委員会の動きはわかったんですが、対市民との関係ですね、当然、県のほうも2回目の国保運営協議会を開催して、仮算定の結果も運営協議会で公表しておりますが、本市の国保運営協議会は、この庁内での国保事業安定化対策委員会と合わせて、こういった開催の予定、運びになっていくのかですね、その点を明らかにしてください。

○田中義文健康課長 本市といたしましては、本算定結果が年明けに示される予定となっていることから、仮算定結果に基づく運営協議会は開催せずに、1月に運営協議会を開催し、本算定結果に基づく説明等を行う予定であります。

○13番立石幸徳議員 そこで、先ほどの説明で課長のほうから、本市としては、今の時点では3方式を採用するような、そういった状況が強いと、決定じゃないですけどもね。それで、その場合に、負担増を伴う被保険者も今の段階ではそういうものが予想されると。

この部分についてですね、特に現在の国保税条例では、均等割が医療分2万1,000円、それから後期高齢者の関係の均等割6,400円、介護分の均等割1万円、すべてが該当すると3万7,000円ぐらいの均等割というのを納税することになっているんですけどもね、3方式では負担増を伴うんじゃないかと、これはあくまでも予測ですけどもね。

そういったところについてはどの程度の、3方式にした場合にですね、伴うんじゃないかと、金額でなくてもですね。そうしますと、これは1人当たりの分ですからね、非常に影響が大きくなるということも考えられますので、その辺のところまで、先ほどの安定化対策委員会で踏み込んでいるのかどうかですね、お尋ねをします。

○田中義文健康課長 ただいま議員から御質問がありました内容でも触れられましたが、標準保険料率の3方式に現行の税率を変更するとなりますと、現行税率より医療・後期・介護合計で1万5,158円、均等割部分が増加するという結果になっております。そのことによりまして、特に中間所得者層の被保険者が多い世帯等への影響が大きいということがわかりました。

それらのことから、本市としては標準保険料率に基づく3方式、もしくは現行の算定方式に基づく4方式、それぞれどのような税率設定が本市にとって最もいいのかという点について、慎重に協議を進めていかなければならないという考え方でございます。

○13番立石幸徳議員 税率改定ということになりますと、当然、議会の議決を伴うわけですけども、やはり税率改定ほどですね、行政上、本当にシビアな課題・問題はないと思っています。

ですから、そのためには、やはり今度の大きな制度改正がですね、いろんなかたちでスムーズに移行していくためには、やっぱり住民とのキャッチボール。

本市が相変わらずですね、数億円の、やっぱり一般会計繰り入れを、この制度改正があったにもかかわらず続けなければならないのか。国はもうはっきりいろいろ、当面は別にしましても、いずれかはこの法定外の繰り入れなんかというのはやめろという方針には変わりはない。だからこそ制度改正をするわけですのでね。

昨日も出ている健康づくり、医療費の削減、こういったものが今後は特に、やっぱり重要になっていかないと、簡単に1人1万5,000円上がる、3人家族になりますと四、五万の値上げと、負担増ということができるような状況でもないとは思っていますんで、今、課長から言われたように、この辺についてはですね、本市全体の財政状況、それから被保険者のいろんな負担状況、そういうものを真剣に、慎重に検討の上、いい結果が出るように、今後とも私、この国保の関係の動きは注目していきたいと思えます。

次の課題に入らせていただきます。

所有者不明土地の実態と対策ということで通告してございますが、この質問を取り上げましたのは、先月といいたまいますか、かなり全国的にもこの所有者不明土地というのがメディア、あるいはいろんな地方自治関係のメディア等でも出されてきてましてですね、2040年にはどうかすると、北海道の土地に当たるぐらいの所有者不明の土地が発生するというような、非常にびっくりするような情報も出てきてるんですけども、それとまた、本市の市民と市議会との語る会の中でもありますね、本市の現在のいろんな資産管理の状況の中で、いろいろと相続登記等についてはっきりしないものが散見されると。これは6月議会ですか、6月議会でも農政・土木関係から未登記の件数も具体的に出示されました。

そういったことを受けてですね、まず本市の状況・実態がどうなっているのか、この点をお尋ねをさせていただきたいんです。

まず、この所有者不明土地という定義なんですけど、研究会等ではですね、この問題についての所有者不明土地というものを位置づけているのが、土地の相続登記意向に関するアンケート調査というのがあるんですけども、このアンケート調査の中で、相続登記をどうするかというアンケートについてですね、4つの選択肢を出しているみたいです。1番目が、当然のごとく、相続して登記しますという選択肢、2番目が相続して売却をしますという選択肢、3番目がですね、相続はするが登記をしないという選択肢ですね、4番目が相続自体を放棄しますと。この4つの選択肢で先ほど言ったアンケート調査がなされているわけですが、この4つの選択肢のうちの3番目と4番目に回答した部分を、いわゆる相続未登記が想定される場合を所有者不明土地と、一応、定義をされているみたいです。

このことを、まず定義を踏まえてですね、本市の実態、これはどうなっているのか。この辺については、当局のほうではどのように整理されているんですかね。

○神園信二税務課長 不動産登記法に基づく登記の状況につきましては、法務省所管の各法務局において取り扱う事務となっております。

不動産登記が義務化されていない現行法制上、議員がお尋ねの売買または相続、これらに伴います所有権移転、所有権変更等が未登記となっている土地の数量の把握というところは、これは法務局でも不可能な状況と思われまして。

なお、売買及び相続に伴いまして登記事項の変更登記が行われた土地につきましては、毎月、法務局から土地建物登記済通知書というものが本市に通知されますので、これをもとに固定資産課税台帳の納税義務者の変更を行いまして、新たな納税義務者に対して賦課・納税通知を発しまして、納税していただくというふうな税務課では手続になっているところでございます。

○13番立石幸徳議員 そこでですね、なかなかこれも正確な実態というのは、現在の行政の手法といいたまいますか、取り組みでできるのかどうかわかりませんが、市民としては、おおよそであってもどういう状況になっているというのは、やっぱりいろんな意味で知っておく必要があると思うんです。

例えば、具体的に、今、税務課長が言われたように、本市が固定資産税の納税義務者に通知書を出すわけですね。これがどのぐらい返却されてくるものか、全体件数のうち何件ぐらいなのかですね。それから、先ほど言いました農政課と建設課で、先日、農政課サイドでは276件、建設課の土木関係では210件がですね、未登記。これは、行政当局自体が保有している所有権移転業務に支障を来している案件だと、こういうふう整理しますけども。この部分については、面積はどの程度になっているんですか。

つまり、具体的に挙げれば幾つか出てきますけれども、とにかく本市の実態がまずどうなっているのか、この辺については、いろんな関係、各係でどのように整理をしているんですかね、お尋ねをします。

○神園信二税務課長 議員お尋ねの前段部分につきまして、税務課の状況を御報告、答弁いたし

ます。

売買に伴います所有権の移転登記が行われていない件数につきましては、法務局でも本市でもつかみようがございません。

次に、相続に伴う所有権の移転登記等に関しまして、本市では御遺族が市民生活課の窓口等を訪れた際、税務課固定資産税係に立ち寄っていただきまして、亡くなった方が土地・建物所有者であった場合には、相続人全員でお話し合いをいただいた上で、地方税法第9条の2第1項に基づきます相続人代表者指定届を提出していただく手続をとっております。あわせて、相続登記が行われるまでの間、当該土地・家屋に係る固定資産税の賦課・納税通知につきましては、相続人代表者指定届に記載された代表者に送付をいたしますので、相続人全員で協議の上、納税していただくようお願いをしております、ほとんどのケースで納税していただいております。

ただし、各年度の固定資産税の賦課・納税通知書を相続人代表者指定届に記載された代表者に送付をするものの、あて先不明で返送されるものも一部ございます。返送されましたものをずっと追跡調査するわけですが、返送件数、それから返送後の調査によっても処理不能となった件数を年度ごとに申し上げますが、平成27年度で返送されました件数が54件、うち処理不能分となったものが20件、これは家屋を含む分で6件ございます。法人分が4件ございます。筆数で68筆、面積で5万6,800.99平米分について処理不能というふうなかたちになっております。課税額で41万1,500円、うち法人分が5万2,500円というような状況でございます。28年度の返送件数につきましては、51件でございました。うち処理不能となったものが20件、筆数で申し上げますと69筆、面積で4万7,781.66平米、課税額で45万7,800円、うち法人分が9万7,400円でございます。29年度、返送されました件数が49件、うち処理不能分が20件、筆数にしますと69筆、面積で4万7,781.66平米、課税額で申し上げますと45万5,300円、うち法人分が9万7,400円という状況でございます。

土地・家屋分に係る納税通知を発する件数につきましては、毎年、波はあるところですが、おおよそ九千数百件というふうに御理解をいただいて結構かと思っております。以上です。

○川崎満農政課長 農政関係の所有権移転等の登記を行っていない面積ということですが、件数につきましては、この前申し上げた276件ということで、面積については、調査の結果、約でございますが7万3,400平米というふうになっているところでございます。

○松崎信二建設課長 市道分についてお答えいたします。

まず最初に、件数なんですけれども、議員のほうから210筆ということでありましたけれども、それから調査を行いまして、今のところ180筆程度になっております。

それと、土地の面積についてですけれども、調査がそこまで進んでおりませんので、把握できていないところでございます。

○13番立石幸徳議員 私が、農政あるいは建設サイドのですね、状況を聞いたのは、いわゆる本市全体的な、民間も含めたですね、所有者不明ということをお尋ねするのに、行政自体が農政で7万3,000平米ぐらい、建設のほうは面積もわからんと。

要するに、本来はそういったいろんな所有者不明とか、そういうものでは行政が指導的な役割を果たさなきゃならんわけですね。指導的な立場にある行政自体の保有している状況すら調査していない。当然、調査していないから実態もわからない。これでは、本市に限らないでしょうけれども、それでは日本全国のこういった所有者不明というのが解決していくような方向にはないということで、関連で聞いているわけなんです。

固定資産の関係でですね、もう少し、いわゆる返ってくる件数等は3年分報告いただいたんですが、その納税通知が戻ってきて、いわゆる専門的に公示送達あるいは課税保留、こういった対応も行政上は必要になってくるんでしょうが、この辺については、本市の公示送達あるいは課税保留、こういったものの実態はどうなっているんですかね。

○神園信二税務課長 具体的件数につきましては、ちょっと質問項目のお知らせのところではなかったものですから、今、手元に数字を持っておりません。それぞれ各年20件ほど処分できない処理不能の分がございましてというふうなところで御紹介をいたしましたけれども、これにつきましては、今現在も追跡調査を続けているところでございます。

先ほど申しましたとおり、公示送達の関係、それから保留というふうないろんな地方税法に基づいた措置がとられることが法に明記されておりますので、地方税法に基づいた処理を行っているところでございます。

○13番立石幸徳議員 そこで、所有者の不明土地、あるいは家屋もそうなんですけれども、不動産がですね、所有者が不明というような状況が公共事業上、あるいは行政上、こういった支障、妨げになっているのか。最近の事例としてですね、本市が何かそういう非常に支障になっている、納税とかそういうことはもう一般的な話ですけども、具体的に支障を来している事例があるのかどうなのかですね、その辺について何か説明をいただけることがあれば、所有者不明についての支障、妨げ、そういったものについてはどういうふうに整理しているのかお尋ねをさせていただきます。

○松崎信二建設課長 市道関係についてお答えいたします。

最近ではですね、道路の計画をする段階で、そのような事例はありませんけれども、私が記憶している中で、十何年ぐらい前ですかね、そういうのがある場合は、県とか国のほうからですね、ルートを変えるように、路線を変えるようにということで、そういうところを避けるようにということもありましたので、最近では事前調査をしたりしておりますので、そういう事例はないところでございます。

○13番立石幸徳議員 全国的にはですね、この所有者不明土地が、どのような問題が発生するかという事例で、公共事業の用地取得ができず工事着手、工事をする事ができない。それからもう一つは、空き地にですね、不法投棄がなされとって、その廃棄物を行政のほうで処分したいけれども、空き地の所有者が探し出せずに廃棄物の処理ができない。こういった事例がたくさん出ているみたいなんです。

いずれにしても、こういうものを今後は、いわゆる人口減少あるいは少子化に伴って、ますます所有者不明の土地というのは増加していくことは明らかだと思いますので、何らかのいろんな解決策を出さなきゃならない。

先般、国土交通省のほうで、土地収用のための案が出されました。道路など公共事業を行う場合の土地収用について、審理手続を省略して、県知事のほうで裁定をすると、特別措置。収用の対象とならない民間も含む公共的事業についても、例えば5年という一定期間です、利用権を設定する。それから、所有者を探すため、所有者探索のための固定資産課税台帳等を活用できる。これは現在、やっぱり法的に制約があるみたいなんですけれども、この固定資産台帳をその所有者を探すために活用できるように法改正をします。

こういったものが出ていますけれども、いずれにしてもですね、まずは、先ほどからのいろんなお尋ねで、行政当局自体が実態そのものを把握してないし、自分たちの所有しているものについてもなかなか面積が出てこない、数がふえたり減ったりというような状況ですのでね、この辺については、しっかりと整理できて、いいかたちで対応できるようにしていただきたいと思います。

次に、今年度の29年度の新規事業で、非常に私は大事な事業ではないのかというのを、それぞれ大事な事業はたくさんあるんですけれども、3点ほどですね、本年度ももう半分過ぎ、大体後半も押し詰まってきておりますので、この事業の取り組み状況を聞いておきたいと思います。

空き家バンクと空家等対策基本計画、これについてはまとめてお尋ねをいたしますが、まず、空き家バンク制度創設に向けて現在どの程度進んできているのか、どこまでですね、報告をいた

だきたいと思います。それから、空家等対策特別措置法第6条で定めてございます空家等対策計画、これは非常に大事な計画だと私自身は思っているんですけど、この対策計画の作成、これはどの程度まで進んでいるのかですね、お尋ねをいたします。

○東中川徹企画調整課長 まず、空き家バンクの創設に関する進捗状況について申し上げます。

これまで、実施要綱を制定いたしまして、市内の不動産事業者の皆さん方に、1件ずつ仲介等の協力をお願いに回ったということまでは、さきの9月定例会の一般質問でも御説明を申し上げました。その後、その協力について承諾をいただいた事業者を仲介不動産事業者として登録をいたしまして、制度自体としては立ち上がったところであります。そして、近いうちに、物件に係る情報等まで、ホームページの画面上に掲載できる段階まで来ております。

物件の登録につきましては、これまで電話等で数件の問い合わせがありまして、仲介不動産事業者の方と一緒に物件の現地調査まで行っているものもございます。しかしながら、現時点ではまだ登録までには至っておりません。今後、広く登録を呼びかけていくこととしております。

次に、枕崎市空家等対策計画について申し上げます。

平成27年5月に全面施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法におきまして、空家等に関する対策というものを総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画の作成及びこれに基づく対策の実施その他必要な措置を適切に講ずるよう努めることが市町村の責務として定められました。これに基づきまして、計画に定める事項といたしまして、特措法に規定をされており9つの項目に従って、空き家問題に関するさまざまな課題に対する本市の基本姿勢を示すものとして、本年度、枕崎市空家等対策計画を定めることとしております。

現在までの進捗状況について申し上げますと、8月末から先月中旬まで、関係課が集まります庁内連絡会議におきまして計画案の検討を進めてまいりました。そして、計画作成に当たりまして、検討いただくため設置をいたしました枕崎市空家等対策協議会に、先月24日に市の素案をお示しして、第1回目の協議を行っていただいたところであります。

今後、協議会で出されました意見等を踏まえまして、年末まで、庁内連絡会議でさらに検討を加えまして、年明けには、再度、協議会にお示しをして、その後パブリックコメントを経た上で、本年度中に策定をしていく予定としております。

○13番立石幸徳議員 担当課長のほうから、この特措法の第6条に基づく9項目に取り組んでいるという報告があったんですけど。私、やはり先般、本市に設置されたこの協議会ですね、非常に私は大事な役割を果たすんじゃないかと思います。というのが、やっぱり空き家のいろんなバンクにしても、取り組みにしても、行政だけではなかなかいろいろと、解決、いい方向性というのが出てこないんじゃないかと。やっぱり、民間を含めた広範な取り組みというのが、私は空き家対策では大事だと思うんですね。

まず、協議会の構成、メンバーというより構成がどうなっているのか、人数等はどうなっているのかですね、その辺について教えていただきたいと思います。

○東中川徹企画調整課長 協議会の構成としましては、委員9名で構成されております。

委員の区分ということで御説明を申し上げますと、市のほうから副市長が入っております。あと、地域住民代表の方、これは自治公民館連絡協議会役員の方をお願いしてあります。あと、市議会議員の中から1名ということで副議長をお願いしてあります。あと、さまざまな学識経験者ということで不動産関係の方、建築関係の方、あと福祉関係の方ということで、それぞれ学識経験を有する方をお願いしてあります。その他必要と認める方として、いろんな空き家等の管理代行等もございますので、シルバー人材センター役員の方をお願いしてあります。そのほか、火災予防・防犯ということで警察署の担当課長、あとは消防の関係では消防長をお願いしてあります。以上です。

○13番立石幸徳議員 それと、この計画がですね、できるできないは、かなりいろんな空き家

対策の事業の財源といいたいでしょうか、補助、助成を受けるに当たっても、この計画があるなしでかなり財源上も優遇されるかどうかというのもあるんですね。

先般、私どもは行政視察で長野県飯山市を、この空き家関係で視察しましたけれども、向こうも今年度内にはこの計画をつくるという取り組みだということでしたが、本市も年度内には、この第6条に基づく空家等対策計画、これはもうできるというふうに確認しとってよろしいんですね。

○東中川徹企画調整課長 先般、協議会でもいろいろ協議をいただきまして、先ほど申し上げましたように、年明けには再度、協議会にお諮りをして、パブリックコメントを経て、年度中には策定することとしております。

○13番立石幸徳議員 最後にですね、ちょっとあまり時間がないんですが、やはりこれも非常に大事だと思うんですが、今、枕崎市内のいろんな事業所を見渡したときに、従業員募集という看板が非常に目立つんですね。

本年度の新規事業、この新規雇用創出就労、この事業は今の段階でどういった取り組みになっているのかお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 新規雇用創出就労環境改善事業は、枕崎市地方創生総合戦略に基づき、若者等の職場への定着及び女性の職場での活躍促進並びに雇用の拡大に資するため、積極的に就労環境の改善または向上に取り組む市内事業者に対し、補助金を交付するものとして策定いたしました。

本制度の周知につきましては、市ホームページや本年4月号及び10月号の広報紙における周知、また、枕崎商工会議所や枕崎水産加工業協同組合などの団体に対し、お知らせを行っているほか、商工業者が集う会議などで直接説明しているところであります。

利用については、これまで問い合わせが3件あり、そのうち補助申請手続に向け準備中にあるのが1件で、そのほかは、現在、事業内容の検討中であると把握しております。

今後、さらに制度周知に努めるほか、各事業所に出向き、本制度の詳細説明を含め、事業者の抱える問題やニーズ等についても把握してまいりたいと考えております。

○新屋敷幸隆議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成29年12月19日)

平成29年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第4号）

平成29年12月19日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会期の延長について	
2	65	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	予 特
3	66	平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
4	67	平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
5	68	平成29年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
6	69	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
7	70	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	71	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

久木田 敏 市長職務代理者
副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
田 中 幸 喜 総務課参事
田 代 芳 輝 教委総務課長
末 永 俊 英 生涯学習課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
森 蘭 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
中原田 修 二 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長
丸 山 屋 敏 教育長
田 淵 修 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、本日の議事日程に記載のとおり、7件の新たな議案が提出されており、議事の都合により、会期を12月22日まで3日間延長したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第2号から第8号までの7件を一括議題といたします。

市長職務代理者副市長に提案理由の説明を求めます。

[久木田敏副市長（市長職務代理者） 登壇]

○久木田敏副市長（市長職務代理者） おはようございます。

ただいま上程されました議案第65号から議案第71号までの7件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第69号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額及び勤勉手当または期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

次の議案第70号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第71号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、市長等及び議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

また、これらの給与改定等に伴う補正予算として、議案第65号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）、議案第66号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第67号平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）、議案第68号平成29年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）の4件をあわせてお願いしてあります。給与改定等に係る補正は、4会計の合計で1,699万円の増額となります。詳細につきましては、各補正予算の給与費明細書に記載してありますので、省略させていただきます。

なお、議案第65号につきましては、ふるさと応援寄附金の額の増加に伴うふるさと応援基金積立金及びふるさと納税返礼事業3億5,208万1,000円の増額についてもあわせてお願いしてあります。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 提案されました議案につきましてですね、すべて関連がございますので、まとめて質疑をさせていただきます。

まず、今度の給与改定、国会成立を待って、非常に慌ただしいかたちでの提案ではないのかと推測いたしますが、本市における給与改定の協議がどういう交渉等がなされてですね、そして協議をしながら提案に至ったのか、その経過を最初に教えていただきたいと思います。

具体的には、非常に人件費にかかわる大事な議案でございますので、細目については、後もって総務委員会、予算委員会等で質疑をいたしますが、基本的な部分についてですね、本会議で質疑をいたします。

回数制限もございますので、項目を示しながら質疑をさせていただきますが、1点目は、公務員給与に関する本年の人事院勧告は、月例給、特別給ともに引き上げとなっております。まず、月例給が、人事院勧告は0.15%の引き上げ勧告、県の人事委員会は0.14%の引き上げ勧告でございます。本市においては、予算書上はですね、0.12%の改定率となっているようなんですが、この差はですね、どこにあるのか。

次に、2点目は、特別給について0.1カ月分引き上げを、これを勤勉手当に配分ということなんですが、勤勉手当については、条例上は基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給をするという規定でございます。今回の場合の職員の成績評価の状況はどのようになっているのか。具体的には、成績不良のため引き上げ対象外となっている事例が出ているのかですね。

それから、勤勉手当支給規則第15条に定めております成績評価の4分類、1番目が勤務成績が特に優秀な者、それから2番目が優秀である者、3番目が良好な者、4番目が勤務成績が良好でない職員、この4分類の状況はどういうふうになっているのかですね。それぞれ何名ずつなのかお尋ねをいたします。

3点目は、特別職の関係ですが、市長等の特別職の期末手当、それから市議会議員についての期末手当、それぞれ0.05月分引き上げするという提案なんですが、この0.05月分の引き上げをするというその根拠、この根拠はどこにあるのかお尋ねをいたします。

4点目にですね、本市の議案そのものには出てきていないんですけども、退職手当の関係なんです。今度の国家公務員の給与改定の中で、来年1月1日、そう日はないんですけども、来年1月1日以降に退職する職員を対象に、3.37%の退職手当カットを政府決定しております。この関係では、本市においても後日、波及をしてくるものなのか。退職手当は、その額自体が大きいだけにですね、3%といっても非常に大きな影響額となると思うんですが、この関係で資料要求もしていたんですけども、当然、県の退職手当組合の動きを、動向を調査しないとイケませんけれども、この退職手当の関係、どのようになっているのかお尋ねをします。

最後に、5点目に、この一般会計の補正でふるさと納税の関係なんですが、ふるさと納税につきましては、本市議会でも、特に本年度前半、いろいろと特に返礼率等の関係で論議もございました。総務省のほうも、このふるさと納税については、過熱ぶりをちょっと抑制するといいたしうか、いろいろな通知が出てきて、自粛をしるかというふうなものもあったんですけども、ことし9月の内閣改造で総務大臣が変わりまして、その後ですね、従前と違った、このふるさと納税に非常に積極的な発言が見られるようになってきたんじゃないかと思うんです、前向きなですね。その中で、10月にふるさと納税についての支援をするという新たな3つのプロジェクトを総務省のほうで発表しているようなんですが、この点については、本市には支援策等の通知・通達がなされているのか。

以上、とりあえず5点、お尋ねをいたします。

○本田親行総務課長 まず、給与改定の条例を出すまでの職員組合との協議につきましては、これまででもそうですけれども、人事院勧告に準じた改定を行うこと、また、その清算については年内に行うということで協議を進め、交渉が成立しましたので、議会のほうに提出させていただいております。

それから、人事院勧告の給与改定、それから県の人事委員会との改定率の差につきましては、国家公務員におきましては、月例給に本府省業務調整手当の改定があること、また、県につきましては、給料の改定額が人事院勧告より大きいこと、具体的に申しますと、国の給料表に100分の100.29を乗じた給料表を用いていることによります。

それから、市長等と議員の議案を提出いたします根拠ということでございましたが……（「いや、2点目が抜けていますよ」と言う者あり）

申しわけございません、ちょっと2点目、もう1回お願いできますでしょうか。（「いや、もう1回って、回数に入りますからね、ちゃんと確認して答弁してくださいよ。3回しかないんですから」と言う者あり）

すいません、人事評価の関係につきましては、後ほど副市長のほうから答弁いたします。

それから、市長、議員等の0.05カ月分の引き上げの条例を出す根拠につきましては、これまでも一般職の給与改定に準じて、特別職の期末手当等の改定の議案を出しております。その根拠としましては、国の特別職が一般職の指定職に準じて改定するというので、そのことを考慮し、市におきましても、国と同様に一般職の改定を考慮して提出しているところでございます。

それから、退職手当の関係でございますが……、本市におきましては、平成27年から県の総合事務組合の退職手当制度に加入しているところでございます。本市の職員の退職手当につきましては、その一般職の条例に基づいて支給がなされるところであります。総合事務組合のほうに照会を行ったところ、今後の改定については未定ということでお伺いしております。以上です。

○久木田敏副市長（市長職務代理者） 人事評価制度につきましては、本市におけます人事評価制度は、平成19年度から課長級を対象として導入してきております。その評価結果につきましては、勤勉手当に反映させているということでございます。

一般職のほうにつきましては、28年度から全職員を対象に実施してきておりますけれども、評価結果を勤勉手当の支給率等には反映させてはおりません。（「いやおかしいよ、それは」と言う者あり）

全職員が、年度当初において、業務に関する目標とか課題設定をいたしまして、能力開発、意識改革、自己啓発に取り組んでいると、そして、職員の人材育成につなげているということでございます。

○東中川徹企画調整課長 ふるさと納税に関する国からの通知ということでのお尋ねであります。

まず、9月末にですね、野田総務大臣のほうから、ふるさと納税のさらなる活用についてということで書簡が出されておまして、それを受けたかたちになりますが、議員からありましたように、これも10月末になりますが、ふるさと納税を活用した地域における起業支援及び地域への移住・定住の推進についてということで、総務省のほうから、自治法に基づく技術的な助言ということで通知がありまして、本市においても、県を通じてその通知は参っているということでございます。

○13番立石幸徳議員 答弁漏れやらですね、おかしな答弁もたくさんあるんで、本会議でなかなかの確かな答弁というのもいただけないような感じがするんで、委員会にほとんどの部分は譲らざるを得ないんですけれども、まず、勤勉手当の支給を、私が最初紹介しました本市の規則にのっとった4分類ですね、規則上は明確に規定しているわけですね。それをやっていないという答弁ですが、これは委員会でもまた、いろいろ資料等もあれば出していただいでお尋ねをさせていただきます。

それで、その関連でですね、勤勉手当の支給規則上は、勤勉手当を支給しない職員についての規定が明確に定められているわけですね。その中では、休職者という方には支給はしないというふうな規則上は明確に出されていますよ。特別職の今回のボーナス、特別給は、国の人事院の考え方からいって、勤務成績に応じた配分をするということで、期末手当ではなくて勤勉手当に配

分をしているわけですね。特に、残念ながら、本市の市長はただいま休職されているわけです、職務代理を置いて。その関係で、この特別職の手当はどのような検討がされたのかですね。

それから、退職手当、これは県の退職手当組合は未定じゃないですよ。私、昨日確認したら、今月26日ですよ、この件で協議をするように、企画委員会ですか、明確に地方公務員にも波及をしていくようになるでしょうという回答なんですよ。その辺は、総務課長のほうが未定だという確認はいつされたのかですね。

とりあえず、2つほど明確にさせていただきたいと思います。

○**本田親行総務課長** まず、県の総合事務組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の件でございます。

内容について、昨日、照会を行っておりますけれども、内容が現時点で未定ということで、議員がおっしゃるように、改正に向けた今後の動きとしましては、12月26日に開催する代表者会議、今言われました企画運営委員会において、条例の改正の方針を決定し、それから1月の中旬に自治労本部との交渉を実施する、そして交渉妥結に向けて、2月に開催する組合議会に提案を行っていくという日程的なスケジュール感を持っているけど、どのような改正になるかということは未定と伺っておりますので、現在のところ内容については未定とお答えしたところでございます。

○**久木田敏副市長（市長職務代理者）** ただいま期末手当と勤勉手当の違いを話されましたけれども、御承知のとおりの内容でございますが、期末手当、今回、市長は今、病気で入院中でございますけれども、休職というかたちではございませんので、期末手当の性格上、特別職については勤勉手当というかたちではございませんので、その期末手当というものの性質上、支給するということで判断して提案をさせていただいたということでございます。

○**新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。

○**新屋敷幸隆議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、12月1日に設置した予算特別委員会に付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○**新屋敷幸隆議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前9時52分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成29年12月22日)

平成29年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第5号）

平成29年12月22日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	60	枕崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	61	枕崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	69	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	70	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	71	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	62	枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
7	63	南薩地区衛生管理組合理約の変更について	〃
8	56	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予特
9	57	平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃
10	58	平成29年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
11	59	平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
12	65	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	〃
13	66	平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
14	67	平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
15	68	平成29年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
16		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

久木田 敏 市長職務代理者
副市長
東中川 徹 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
神 園 信 二 税務課長
松 田 誠 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
田 中 幸 喜 総務課参事
田 代 芳 輝 教委総務課長
末 永 俊 英 生涯学習課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
森 蘭 智 之 消防総務課長
山 口 太 総務課行政係長

本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
松 崎 信 二 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
中原田 修 二 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長
丸 山 屋 敏 教育長
田 淵 修 学校教育課長
中 嶋 章 浩 文化課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第5号までの5件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男総務文教委員長 登壇]

○禰占通男総務文教委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から第5号の5件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

初めに、日程第1号及び第2号の2件は関連がありますので、一括して審査を行いました。

まず、日程第1号枕崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、これに準じ、個人情報の定義に個人識別符号が含まれることを明確にするとともに、要配慮個人情報の取り扱いに関する規定を整備するなど、所要の改正をしようとするものです。

委員から、個人情報の定義について、従来の定義に加え、改正法で規定された個人識別符号についても新たな定義規定を設け、個人情報の範囲を明確化することであるが、市民のメリットについてはどのようなものがあるのかとの質疑に対し、個人情報の定義を明確化することは、わかりやすさという点で個人情報の本人である市民にとってもメリットになるということです。また、市民が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識できるようになり、個人情報の取り扱いについて透明性の向上が図られるということです。

また、個人情報の管理において、個人情報を取り扱う職員への対応はどのようになっているのかということに対し、個人情報を漏らしたり、持ち出したりすることがないように指導しており、もしそのような事案が発生した場合には、その都度事案を検討しながら、地方公務員法等に基づいて対処していくことになるということです。

また、行政執行上、匿名加工情報はどのようなものがあるのかということに対し、国は個人の特定ができないかたちに加工した情報が新たな産業の創出等につながるのではないかとということで、匿名加工情報の規定、制度を設けているが、今回、本市は、個人情報の利活用というのは、元来、個人の情報を保護するためにつくられた個人情報保護条例の趣旨に反するのではないかとということ、また、非識別加工情報の作成のノウハウを持ち合わせていないことなどから導入を見送っているということです。

次の日程第2号枕崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律において、特定の個人を識別することができる記述等として、文書、図画または電磁的記録に記載、記録されたものや、音声、動作等の一切のものが個人情報である旨が明記されたことから、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

委員から、行政文書の開示請求状況はどのようになっているのかということに対し、開示請求件数は、平成28年度が8件、平成27年度が15件、平成26年度が15件あり、平成28年度の請求があったものの中で、文書が不存在で不開示となったものが3件、一部不開示情報が含まれており部分開示となったものが3件、全部開示となったものが2件あるということです。

審査の結果、この2件については、それぞれ全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号から第5号までの3件は関連がありますので、一括議題としましたが、峻別して審査するため、それぞれ審査を行いました。

まず、日程第3号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額及び勤勉手当または期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

委員から、職員給与が経常収支比率に与える影響についての質疑に対し、人件費は経常収支比率に大きく影響を与えると考えており、本市においては、平成16年度から平成25年度まで、一般職全員の独自カットを行い、その総額は10億円を超える状況であったとのこと。なお、管理職は現在も2%の削減を行っており、経常経費の削減に努めているとのこと。

また、この議案に関連して、働き方改革で同一労働同一賃金が進んでいる中、非正規職員の今後の対応はどのようになっているのかということに対し、地方公務員法及び地方自治法の改正がなされており、平成32年4月1日から、労働性が高い非常勤職員については、会計年度任用職員というかたちで一般職に定義づけ、期末手当の支給も行えるようになることから、非常勤職員の現状を踏まえ、今後、各課に対しヒアリング等を実施しながら法改正への対応を進めていくとのこと。

また、人事評価が勤勉手当にどう反映されているのかということに対し、本市における人事評価制度については、平成19年度から課長級を対象に評価をしており、その評価を勤勉手当に反映させているが、一般職員については、平成28年度から制度の適用をしているものの、その評価を勤勉手当には反映させていないとのこと。今後、一般職に対する人事評価の精度・スキル等を高めながら、段階的な導入の検討を考えているとのこと。

次の、日程第4号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

委員から、今回の議案の提出の際、報酬等審議会への諮問は行わなかったのかということに対し、枕崎市特別職報酬等審議会条例の規定では、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときに諮問するようになっており、提案理由として、国と同様に一般職の給与改定を考慮するかたちで特別職の期末手当の支給率の改定を提案していることから、報酬等審議会への諮問は行っていないとのこと。

次の、日程第5号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定については、市長等の給与に関する条例の改正と同様に、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

この3件について、まず、日程第3号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次の日程第4号は、可否同数となり、委員長裁決で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次の日程第5号は、可否同数となり、委員長裁決で、否決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 議案第70号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それと議案第71号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

今回も、職員の給与改定を考慮して、市長や副市長、教育長、そして議員の期末手当の引き上げを行おうというものですが、今の世の中の動きを見ていると、とても賛成できるものではありません。

ません。

市民の暮らしは困難が続いています。受け取る年金は減らされた上に、介護保険料の増額、さらには国保の広域化で保険税が上がるのではないかと不安を抱えています。

また、生活保護を受給されている方は、もう暮らしていけない、弱い者いじめをどこまで続けるのかと怒りの声を上げているところです。それは、生活保護の食費や光熱費、そしてひとり親家庭への母子加算など、最大1割を超す削減を来年度は実施しようとする国はしています。このことは、生活保護を利用していない人も、保護費の減額によって、就学援助、各種減免制度から外されるなど、悪影響も出てきます。

このような状況の中で、期末手当引き上げなどは、とても市民の理解を得られるものではありません。

以上をもって、反対をして討論いたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、清水和弘議員。

○7番清水和弘議員 私は、議案70、71号について、反対の立場で討論いたします。

枕崎市特別職報酬等審議会条例第2条には、「市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」とあります。

本市の場合、特別職報酬等審議会は、毎年2月に開催されているとのこと。いつからそのような状況になったのでしょうか。条例に記載されているように、議案を提出するたびに審議会の意見を聞くべきと考え、最近の当局の対応に私は納得できません。

今回提出している70、71号議案の提出理由に、職員の給与改定を考慮してとありますが、職員給与は人事院勧告により条例改定するもので、市長や三役など、議員の場合、職務の責任から、それぞれの自治体の財政状況など、総合的に考慮して決定すべきと考えます。

3月議会では、すぐに取り下げはしましたが、議員報酬の削減議案が7人の議員から提出されたことがあります。このような状況を考慮し、議案71号は提出すべきではなかったのではないかと考えております。

また、最近では、県下19市の中でも庁舎建設などをやっている状況ではありますが、本市の場合、建てかえできず、外壁の塗装や耐震補強に過ぎません。そのため、庁舎建設基金は、2億円程度あった基金が大幅に減少、名前を庁舎整備基金と改め、現在7,965万円の状況にあります。庁舎建てかえに対し、交付金や補助金の充当がなされるのでしょうか。

本市の財政状況は、少し改善されたと当局は言われていますが、この主な要因は、過疎債の有効利用によるものが大きいと私は考えております。

本市の財政状況を平成22年度から調べたところ、経常収支比率については、平成26年度、27年度が県下19市の中で、18位、17位。そのほか、実質公債費比率、積立金残高、将来負担比率については、平成22年度から28年度まで、県下19市の中で最下位が続いている状況にあります。

このような財政状況下で、市長や三役、議員など、特別職の期末手当の支給率を改定するということは市民感情を逆なですることと考え、また、議員は市民全体の奉仕者ということを重く受けとめ、「先ず隗より始めよ」ということがあります。

そのようなことを考え、私は今回のこの70号、71号に対して賛成することはできません。

以上で討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号から第3号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号、第61号及び第69号の3件は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第4号及び第5号の2件については、順次、起立により採決いたします。
まず、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第5号に対する委員長の報告は否決でありますので、本会議では、原案のとおり可決するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第6号及び第7号の2件を一括議題といたします。
産業厚生委員長に報告を求めます。
吉松幸夫議員。

[吉松幸夫産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第6号及び第7号の2件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第6号枕崎市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補てん制度の対象業種について、情報通信技術利用事業（コールセンター）が除外され、新たに農林水産物等販売業が追加されたことに伴い、本条例に規定する市税の課税免除に係る減収補てん制度の対象業種について、情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加することとして、改正をしようとするものです。

委員から、今回追加される農林水産物等販売業の適用要件について質疑があり、当局からは、過疎地域内において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを、店舗において主にほかの地域の者に販売することを目的とする事業であるとの説明がありました。また、現在のところ、市内において適用要件に該当する施設は見当たらないということでもあります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号南薩地区衛生管理組合規約の変更について申し上げます。

本件は、南薩地区衛生管理組合の議会費及び総務費に係る負担金の額の算出方法を変更するため、同組合規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会に議決を求めるものです。

議会費及び総務費に係る負担金については、組合規約に「それぞれの関係市の前年度分の基準財政需要額のうち、清掃費及び保健衛生費のうち火葬場費に相当する額に比例して定める。」と規定していましたが、構成市負担割に矛盾が生じ、日置市が過重な負担となっていたとのことです。

このことから、構成市と組合事務局の協議において、「議会費及び総務費に係る負担金の額については、それらの総額の100分の30を関係市の均等割とし、100分の70を関係市の人口割とし、それぞれ算出して得た額の合計額とする。」と改正し、改正時期は平成30年4月1日とするこ

とで合意したということです。

委員から、変更後の負担方法で試算したときの構成市の負担率について質疑があり、負担金総額を平成29年度の予算と同額で試算した場合は、本市が22.38%、日置市が15.35%、南さつま市が36.10%、南九州市が26.17%になるということです。また、本市の負担額については、平成29年度と比べて104万9,000円の増、率にして3.74%の増になるということです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第6号及び第7号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案可決、議案第63号は可決と決定いたしました。

次に、日程第8号から第15号までの8件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

永野慶一郎議員。

[永野慶一郎予算特別委員長 登壇]

○永野慶一郎予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第8号から第15号までの8件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に永野慶一郎、副委員長に吉嶺周作委員を選出いたしました。

まず、日程第8号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億1,150万円を追加し、予算総額を112億2,510万円にしようとするもので、補正予算の主なものは、一般職人件費、降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助、農地中間管理事業、浜の活力再生施設整備事業などです。

一般職人件費の増額補正の主な要因は、平成29年度の時間外勤務手当の当初予算計上に当たり、災害対応など突発的な業務にかかわる分は見込んでおらず、平成28年度の当初予算額と同額を計上していたとのことですが、今年度は8月の台風第5号、9月の台風第18号、10月の台風第21号、台風第22号と、いずれの台風も土・日の休日に最接近したことから、警戒や避難所運営、災害調査などの災害対応等に多くの時間外勤務が発生したことによるものであり、また、平成28年の台風第16号による公共土木災害復旧事業や農林水産施設災害復旧事業等を本年度に繰り越して実施していることも要因の一つとなっているとのことでした。

地域おこし協力隊に係る補正の内容は、平成29年4月に採用した隊員が9月末に辞任したことに伴い、関連する予算の減額とあわせて平成30年度から新たに1名を受け入れるための現地面接会経費などであるとのことです。地域おこし協力隊導入事業については、補正予算の議決後に隊員の募集を行い、1次の書類選考を経て、東京と福岡で現地面接会を行う予定であるとのことで、委員からは、地域おこし協力隊員は、受け入れ先の自治体の情報を事前に調べてもらうと思うが、慣れない生活の中で活動をしてもらうこととなることから、市内の各地域での交流やその地域のグループ活動等に参加して交流を深めてもらうように、行政など関係者が積極的に勧めてほしいとの意見が出されました。

次に、浜の活力再生施設整備事業に関し、委員から、平成30年度ですべての工場建設は終わるのかとの質疑に対し、新築計画の残さい処理施設は平成31年6月に完成し、7月から供用開始する予定であるとの答弁があり、委員からは、残さい処理施設の新設に関し、多額の事業費を

かけた施設であれば、迷惑施設というような後ろ向きのとらえ方ではなく、先進的なものをどんどん取り入れていって、本市の地場産業の付加価値というよりも、むしろそれが本流になるような意気込みで施設を活用していってほしいとの意見が出されました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、予算総額を3億3,538万9,000円にしようとするものです。

歳出は、後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大徴収に伴う保険料還付金及び還付加算金の増額であり、補正の理由は、平成28年12月28日に国が広域連合に配付した保険料軽減判定誤りに係る対象者抽出ソフトに設定漏れがあることが判明し、国のほうでそのソフトを改修して、再度広域連合において改修後の対象者抽出ソフトにより還付すべき対象者を抽出した結果が11月16日に本市に示され、保険料の還付が生じることとなったことによるものであるとのことです。

委員から、今回の保険料軽減判定誤りに関し、還付請求期限を経過して還付できなくなる方はいないのかとの質疑に対し、後期高齢者医療制度が発足した平成20年度までさかのぼって調査されており、時効消滅による被保険者の不利益はないとの答弁がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号平成29年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ75万8,000円を追加し、予算総額を26億2,601万9,000円にしようとするもので、補正の内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費277万6,000円及び高額医療合算介護サービス費75万円の増と、南薩介護保険事務組合負担金138万7,000円、高額介護サービス費75万円及び介護予防ケアマネジメント事業費63万1,000円の減であります。

システム改修の内容については、大きく分けて2つあり、既になされた法改正により平成30年度から施行する部分に係るものの改修と平成28年度改正で長期譲渡所得、短期譲渡所得の特別控除に関する制度の見直し及び合計所得金額の計算方法の見直しがあったものに対応する改修であるとのことです。

委員から、法改正によるシステム改修の費用については、地方が負担するような性格のものではないと思う。国へどんどん声を上げ、いずれ地方の負担が改善するようにしてほしいとの要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ187万7,000円を追加し、予算総額を8億9,631万2,000円にしようとするもので、補正予算の内容は、人事異動等に伴う人件費の増、処理施設管理費の修繕料の増、事業債の償還利率見直し及び平成28年度事業に係る事業債の元利償還金額の確定に伴う公債費元金の増及び公債費利子の減であります。

処理施設管理費の修繕料の増については、松之尾汚水中継ポンプ場のスクリーンプンプがオイル漏れにより修繕が必要となり、当初計画していた修繕を行う費用に不足が生じることとなったことによるものであるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億6,560万円を追加し、予算総額を115億9,070万円にしよう

うとするもので、補正予算の内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う一般職人件費などの増のほか、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴うふるさと応援基金積立金とふるさと納税返礼事業であります。

委員から、企業版ふるさと納税の状況はどうなっているのかとの質疑に対し、地方創生応援税制については、総合戦略に位置づけられた事業で地方創生を推進する上で効果の高いものについて地域再生計画を策定し、内閣府の認定を受けた事業に対する寄附が前提であり、また、市内に主たる事務所等を有する事業者からの寄附は該当しないなどのさまざまな制約があることから、今のところは制度の活用に向けた取り組みは進んでいないが、今後、研究していきたいと考えているとのことでありました。

次に、歳出総額に占める人件費の割合が県内19市中で最も高いが、それを改善しようと考えていないのかとの委員の質疑に対し、本市の人件費比率が高くなっている要因は、平成25年度以降、本市の消防本部が単独の組織となり、消防署職員の人件費に要する経費が補助費等から人件費に振りかわったことや、市の歳出規模自体も小さいことなどによるものであるとのこと。なお、人件費比率が高いということは、財政の硬直化につながるものであることから、市民のニーズにこたえられるように財政状況の改善を図っていく必要があると考えているとの答弁がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、予算総額を8億9,674万4,000円にしようとするもので、補正予算の内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増及び人件費の補正に伴う公債費利子の財源内訳の変更であります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、医業費用を239万5,000円増額しようとするものであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号平成29年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増額であります。

委員から、平均年齢も下がり給与も減額されているが、技術継承等の問題はないのかとの質疑に対し、4月の人事異動に伴い平均年齢が下がっているが、水道事業においては、技術的継承は重要なことと認識しており、人事異動に当たっては、技術の継承ができるように今後も当局と協議していきたいと考えているとの答弁がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号から第15号までの8件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号から第59号まで、議案第65号から第68号までの8件は、原案のとおり可

決されました。

次に、日程第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成29年第5回定例会を閉会いたします。

午前10時9分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>が非常に高い。本市の平成28年度におけるそれぞれの受診率は幾らか。</p> <p>本市の特定健康診査の受診会場は2カ所であるが、多数の市民が受診しやすい体制づくりはできないか</p> <p>(2) 藤枝市は、保健委員1,000人体制で非常に底辺の広い健康活動を行っている。市民の2万人が保健委員の経験者とのことである。本市の保健推進委員等の活動状況はどうなっているのか</p> <p>(3) ふじえだプロジェクトは、まず歩いて健康「日本全国バーチャルの旅」を市民に提唱した。バーチャルの旅、例えば「四国お遍路の旅」を想定し、その距離を歩いたら「健康マイレージ」につながるというシステムである。本市の歩きに対する取り組みはどのようになっているのか。藤枝市のように楽しみながら歩きをする必要性についてどのように考えるか</p> <p>(4) 藤枝市の1人当たりの後期高齢者医療費は、80万円弱とのことである。本市の1人当たりの後期高齢者医療費は、平成28年度は幾らか</p> <p>(5) 藤枝市は、国保における1人当たりの医療費を、5歳刻みでグラフ化して市民に示している。本市の前期高齢者65～69歳及び70～74歳の1人当たりの医療費は、平成28年度は幾らか</p> <p>(6) 藤枝市は、「楽しく歩いて健康」から、平成29年度からは「賢く食べて健康」に取り組むとのことである。本市も健康まくらぎき21を策定しているが、藤枝市のように中身をもっと具体化し深める必要性を感じる。市民が楽しみながら健康づくりに取り組める仕掛けが必要だと思うが、どのように考えるか</p>	
②清水 和弘	馬追川流域汚水対策について	1 枕崎市の河川をきれいにする条例に規定された事業排水目標値及び県が示す規制値を基準にして、馬	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>て</p> <p>かつおぶし製造業及びさばぶし製造業者汚水処理対策について</p>	<p>追川汚染対策として改善すべき事項（BOD値、大腸菌群数）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 さばぶし製造過程において発生する煮汁処理に係る下水道接続における問題点は 2 さばぶし製造工場の場合は、浄化槽設置に対する補助金はない。本市の対応について 3 下水道区域内外のさばぶし製造業、かつおぶし製造業及び兼業製造業の、それぞれの業者数は 4 さばぶし製造過程で発生する煮汁の活用について 	市 長 課 長
	神園市政の公約に対する評価について	<ol style="list-style-type: none"> 1 コンパクトシティ構想が本市に与えた影響について 2 風の芸術展と枕崎国際芸術賞展の比較について 3 枕崎漁港へのコンテナヤード設置について 	市 長 課 長
	将来負担比率の改善に影響を与える項目について	<ol style="list-style-type: none"> 1 将来負担比率が平成23年度161.8%から平成28年度決算までに約50ポイント改善できた理由は 2 実質公債費比率と将来負担比率の関係について 3 経常収支比率と将来負担比率の関係について 4 退職手当債が将来負担比率に与える影響について 5 基金残高と将来負担比率の関係について 	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③下竹 芳郎	芸術文化の振興について	<p>1 本市における芸術文化に関する情報発信の拠点として南溟館がその役割を担っているが、町なかに整備されている青空美術館（アートストリート）を今後どのように活用していくのか</p> <p>(1) まちづくりにどのように生かしていくのか</p> <p>(2) 誘客対策にどのように生かしていくのか</p> <p>(3) 市内の中学生を対象にした「アートストリート作品鑑賞会」が開催されたが、学校教育でどのように生かしていくのか</p> <p>(4) アートストリートを活用したウォーキングマップをつくる予定はないのか</p> <p>2 南溟館のバリアフリー化の計画はないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	鹿児島国体種目のなぎなたについて	<p>1 2020年鹿児島国体において本市が会場となっている競技種目「なぎなた」をどう盛り上げるのか</p> <p>(1) 今、人気が出つつある「なぎなた」という競技をどうとらえているのか</p> <p>(2) 鹿児島国体は、平成32年10月3日から13日まで開催される予定である。なぎなた競技の開催日時は。また、来枕する選手団、関係者は何人ぐらいと見込んでいるのか</p> <p>(3) 総合体育館2階の観客席の収容人員はどれくらいあるのか。また、観客席を満席にするための方策は</p>	市 長 副市長 課 長
④禰占 通男	坊野間県立自然公園の山立神の展望広場、遊歩道について	<p>1 展望広場、遊歩道の整備目的は何であったか</p> <p>2 事業内容と整備事業費の総額は</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤豊留 榮子		<p>3 現在の活用状況はどうなっているのか</p> <p>4 再整備についてはどのような考えでいるのか</p> <p>5 9月議会で海蝕双橋についての答弁があったが、この件と関連づける考えはないのか</p> <p>6 整備された施設の維持管理はどうなっているのか</p> <p>7 補助金適正化法との関係はどうなっているのか</p>	
	健康づくりに ついて	<p>1 本市の健康寿命延伸に向けての取り組みをどのように進めていくのか</p> <p>2 生活習慣病予防の取り組みをどのように進めていくのか</p> <p>3 働き盛りの世代にも健康・食育・スポーツへの関心を持ってもらうために、どのような取り組みをしていくのか</p> <p>4 働く人も、男性も含め、多くの市民が参加できるような日程で健康づくり講座を開催できないか</p>	市 長 副市長 課 長
	介護保険制度 について	<p>1 介護保険は、既に「要支援1・2」の方の在宅サービスは保険給付から外されている。さらに「要介護1・2」の在宅サービスを介護保険の給付から外すことが提案されている。「保険あって介護なし」の政策が拡大されていくが、本市への影響は</p>	市 長 副市長 課 長
	出産祝金制度 の創設につい て	<p>1 だれもが安心して産み育てられるように、また、本市の人口増にもつながるように出産祝金の制度を創設してはどうか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥立石 幸徳	鳥獣・ヤスデ対策について	<p>1 金山地域の人家周辺に、イノシシが出没している。イノシシの駆除はどうなっているのか</p> <p>2 ヤスデが大量発生している。薬剤をまくが、なかなか駆除できない。ヤスデの効果的な駆除対策は</p>	市 長 副市長 課 長
	新国保制度への対応について	<p>1 10月12日、新国保制度で導入される事業費納付金の算定基準を規定した政令が公布された。そして、10月13日には関連する新省令が公布され、納付金や標準保険料の算定方法が示された。本市の県への納付金は、どの程度になると予測しているのか</p> <p>2 本市における納付金算定に必要な年齢調整後の医療費指数は、幾らになっているのか</p> <p>3 本市における納付金と国保税収の差額は、どれくらいになると考えているのか</p>	市 長 課 長
	所有者不明土地の実態と対策について	<p>1 本市の未登記の土地は、どのような推移になっているのか</p> <p>2 現在の所有者不明土地の筆数、面積、経済的損失について整理されているのか</p> <p>3 今後、解消に向けてどのような取り組みをしているのか</p>	市 長 課 長
	平成29年度新規事業の取り組み状況について	<p>1 「枕崎市空家バンク」制度創設について</p> <p>2 「枕崎市空家等対策基本計画」の作成について</p> <p>3 「新規雇用創出就労環境改善事業」の実施状況について</p>	市 長 課 長

平成29年第5回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第56号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億1,150万円を追加し、予算総額を112億2,510万円にしようとするもので、当初予算額より7.9%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費は、浜の活力再生施設整備事業を平成30年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、一般職人件費、降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助、農地中間管理事業、浜の活力再生施設整備事業などである。
- ・ 補正財源は、県支出金5億4,207万3,000円、諸収入14万1,000円、財産収入8万8,000円の増、国庫支出金5,799万7,000円、市債4,650万円、繰越金2,430万5,000円、繰入金200万円の減で措置した。
- ・ 一般職人件費の増額補正の主な要因は、平成29年度の時間外勤務手当の当初予算計上に当たり、災害対応など突発的な業務にかかわる分は見込んでおらず、平成28年度の当初予算額と同額を計上していたが、今年度は8月の台風第5号、9月の台風第18号、10月の台風第21号、台風第22号と相次いで本市に接近し、いずれの台風も土・日の休日に最接近したことから、警戒や避難所運営、災害調査などの災害対応等に多くの時間外勤務が発生したことによるものである。また、平成28年の台風第16号による公共土木災害復旧事業や農林水産施設災害復旧事業等を本年度に繰り越して実施していることも要因の一つとなっている。
- ・ 一月の時間外勤務で、平成28年度では100時間に近い月はあったが、超える状況はなかった。なお、時間外勤務の多い部署の課長に対しては、職員の健康管理に留意し適切な管理を行うように指示している。
- ・ 地域おこし協力隊に係る補正の内容は、平成29年4月に採用した隊員が9月末に辞任したことに伴い、関連する予算の減額とあわせて平成30年度から新たに1名を受け入れるための現地面接会経費などである。地域おこし協力隊導入事業については、補正予算の議決後に隊員の募集を行い、1次の書類選考を経て、東京と福岡で現地面接会を行う予定である。
- ・ 隊員の導入に当たっては、募集または面接の際に、活動内容や活動に当たってのさまざまな条件等について十分に説明している。
- ・ 辞任された隊員は、ふるさと納税に関する業務、観光案内所における案内業務、観光PR用の素材作成などの業務に当たっていた。隊員の活動報告は毎週受けており、市の担当者による意見等の聞き取りや定期的な面談等も行っている。
- ・ 地域おこし協力隊の活動に要する経費は1人当たり400万円までの特別交付税措置があるが、1年未満の場合は算定対象に該当しないことになる。
- ・ 毎年度、自治公民館に対し、地域おこし協力隊の導入に係る意向調査を行っており、平成29年度は8月に調査を行ったが、導入の希望はなかった。その要因として、隊員の任期終了後も定住してもらうことが最終的な目標であるが、移住・定住につながる雇用の場や起業について難しい面があるのではないかと考えている。
- ・ 平成30年度の導入に向けて募集する隊員の主な活動内容としては、地域の資源を活用した移住・交流促進事業の企画・実施、地域活動団体等の活動支援業務、インターネットを活用したホームページ、SNS等の管理運営、隊員が自主的に行う地域おこし活動など枕崎市の移住・交流促進のための総合的な業務を考えている。
- ・ 移住・定住の取り組みに関しては、空き家バンクの創設やNPO法人が取り組むお試し住宅

との連携・協力などの施策に取り組んでおり、そういった事業の情報を市外からの転入者である隊員が生の声で市外へ発信し、本市の移住・定住施策等を知ってもらう取り組みをしていくことと、さらに、移住の希望を持つ方々に市内を紹介して回るといった活動を通して、最終目的である移住・定住につなげていきたいと考えている。

- ・ 現在活動している隊員は、地域に移住し地域住民と積極的に交流しながら一住民としても地域に溶け込んでいるようである。また、農作業の従事やビオトープの整備、地域の行事への参加など、地域での活動を通して地域おこしに貢献するとともに、テレビやラジオ番組への出演、SNS等の活用による情報発信などの取り組みにより視察等にみえている状況もあり、交流人口の増にも貢献しているものと考えている。
- ・ 浜の活力再生施設整備事業に関し、新築計画の残さい処理施設は平成31年6月に完成し、7月から供用開始する予定である。
- ・ 残さい処理施設の処理能力は、既存施設は1時間当たり4トンで、1日当たりでは16時間運転で64トン、計画施設は1時間当たり8トンで、1日当たりでは8時間運転で64トンである。
- ・ 残さい処理施設新築場所の関係地区である4公民館の方への説明会では、施設の概要をはじめ、処理方法、排水処理、臭気の問題等について説明を行った。また、施設は高度衛生管理を導入していくことを説明し、市民からは、近代的な施設ができることは大変望ましいといった意見があった。
- ・ 残さいは、昭和26年から肥料として製品化しており、その後、作業工程の機械化等により、魚油、液体飼肥料、粉末飼肥料を、それぞれの用途に応じた付加価値の高い製品として製造し販売されてきている。

今回計画している残さい処理施設では、県環境部局の指導を受けて、食用油脂（DHA原料）の製造エリアを専用化することとしている。また、飼肥料の製造エリアと食用油脂の製造エリアの区分けをして、人の動線には消毒箇所を設け、高度衛生管理を行うこととしている。さらに、DHAについては海外需要もふえてきていることから、その対策も考慮した取り組みを行っていききたいと伺っている。

- ・ 残さい処理施設の新設に当たっては、かつおぶし工場から受け入れた残さいを付加価値のある製品として製造・販売することによって買い取る単価を上げるとともに、それにより、組合員の方々の所得に還元することや、かつおぶし業者が買い取るカツオの浜値も上がることで期待されるといったねらいもある。
- ・ 新設される残さい処理施設の機械システムは全自動であり、施設に勤務する人員は現在の施設と同程度が見込まれるが、今後、付加価値向上に向けた業務がふえてくれば、新しい雇用も生まれてくるのではないかと考えている。
- ・ 市内の節工場から出るほとんどの残さいは、現在、既存の残さい処理施設で受け入れており、施設が新設されたときは、現時点で受け入れている数量をそのまま受け入れて処理する見込みである。
- ・ さばぶしの煮汁の活用については、これまで枕崎水産加工業協同組合でも研究を重ねているが、費用対効果の面や不純物状態などの課題を多く抱えている。今後も、製品化に向けて研究を進めていきたいと伺っており、市としても最大限の協力をしていきたいと考えている。
- ・ 新しい残さい処理施設の操業開始後、既存の残さい処理施設の利用については、現在、手作業により節かすを製品化している工程を、既存の機械設備を活用して機械化による操業を進めていく予定であると伺っている。
- ・ DHA原料の製品化に関し、枕崎水産加工業協同組合では、現在、提携会社へDHA原料油として出荷しており、今後も同様に進めると伺っている。なお、DHA原料となる頭部油の売

り上げは、過去5年間平均で4,380万8,000円となっている。

- ・ 残さいは、煮熟した後、遠心分離器により有効成分を抽出するが、上部に分離されるカツオの眼底の頭部油はDHA原料に、中間に分離されるソリュブルは農家の肥料の添加物として、下部に分離されるフィッシュミールはハマチ・ブリのえさとなる水産飼肥料として製造し、出荷している状況である。
- ・ 今回の高規格救急自動車本体の寄贈については、総務省消防庁の寄贈救急自動車事業を活用して整備するもので、消防庁からの決定により、アステラス製薬株式会社から寄贈を受けることになっている。
- ・ 現在の2B型の救急車と寄贈される高規格救急自動車を比較すると、防振ベッドの振動が非常に少なく、傷病者に対しての負荷が少ない点が一番よくなっており、高度救急医療ということで、輸液やブドウ糖の投与等ができる設備をすべて備えている。
- ・ 高規格救急自動車は、現在2台保有している。
- ・ 2B型の救急車については、消防本部の計画の中で耐用年数を10年または12万キロとしており、今回更新する車両は平成14年式のものである。
- ・ 高規格救急自動車の購入に当たっての補助金については、緊急消防援助隊を登録していることから基準額の2分の1の補助があり、また過疎債を充当できるが、2年前に緊急消防援助隊補助金により更新を行っており、仮に今回車両を購入となった場合には補助金の適用はない。
- ・ 南薩地区衛生管理組合負担金が3,898万6,000円減となった理由については、平成28年度南薩地区衛生管理組合の決算での繰越金が確定したことにより、各構成市の負担金が減となったことによるものである。なお、構成市全体の負担金として1億4,760万円の減額となっている。
- ・ 来年度以降の南薩地区衛生管理組合の総務費及び議会費の負担金の負担割合については、構成市の財政課や担当課を含めて、他の組合の状況や幾つかの負担割合のシミュレーションをもとに協議を行った結果、均等割3割、人口割7割となったところである。
- ・ 他の衛生管理組合の負担金の負担割合については、それぞれの施設ごとで設定していたり、事務費と施設管理費を含めた経費として、均等割及び人口割、実績割を導入していたりとさまざまであり、一概に均等割が2割ということではない。
- ・ 南薩地区衛生管理組合の負担金については、今後、新広域ごみ処理施設の建設、あるいはそれぞれの施設の改廃等となった時点で、本市が支払う負担金については、構成市全体の協議の中でバランスをとりながら、十分留意して検討を行っていきたいと思っている。
- ・ 農地中間管理事業の実績として、田布川地区、別府の日東地区、真茅地区があり、平成29年度は中原地区で地域集積協力金の事業を行っている。
- ・ 地域集積協力金の事業実績が別府地区で多い理由については、担い手が多いこと、面積要件として10ヘクタール以上ということが影響しているのではないかと考えている。
- ・ 防災・安全交付金事業（道路舗装修繕工事）の減額については、当初、国からの交付金を3,134万円と見込んでいたが、決定率約18%で556万9,000円しか措置されず、2,577万1,000円減額したものである。
事業は3路線の道路舗装修繕工事を計画していたが、1路線だけ延長を減らし完成している。
- ・ 防災・安全交付金事業（立神通線道路改築事業）の4,890万7,000円の減額については、国から約52%、7,109万6,000円の交付金の内示があり、その分を土地と建物の補償関係に充て、工事等の請負に関しては皆減としたものである。
- ・ 社会資本整備総合交付金事業（公園施設長寿命化対策支援事業）の減額については、国からの交付決定の減により、委託料と請負工事を減額したことによるものである。
- ・ 今年度減額により実施できない事業については、その分も含め来年度以降要望していく。

立神通線に関しては、道路工事が全然できないような状況であり、できるだけ来年は工事のほうを多く要望し、早く完成ができるようにしたいと思っている。

公園事業に関しても、国体関係があることから体育館の2階の窓の改修を予定していたが、当初の予定より半分程度の北側しかできないような状況である。

- ・ 国からの交付金の内示に関しては事業によってさまざまであり、橋梁の事業に関しては100%以上きている。優先順位、緊急度等を勘案し、国が決定し配分をしており、できるだけ多くの額の決定がいただけるように県等へは要望している。
- ・ 交付金について、以前あった九州財務局の説明では、10年以上前からすると全国の要望額が10倍以上になっている。現在、各自治体が施設の点検を行うことに伴い、長寿命化の費用がかかり、その分の要望が上がってきている。国の全体の予算は変わらないことから、優先順位をつけ配分していかないと、国の財源は足りないと同っている。
- ・ 生活保護のケースワーカーについては、本市は3名おり、1名が大体65世帯ぐらいを担当し、基準以上の配置をしている。
- ・ 産科医療体制確保支援事業費が減額となっている理由については、当初予算の段階では県の補助事業基準額に基づき事業費を計上していたが、鹿児島市立病院から、4月から9月までの6カ月間、そして来年1月から3月までの3カ月間は鹿児島大学病院から助産師を派遣するという状況が整い、鹿児島市立病院の分については実績に基づき、鹿大病院からの派遣については実績額を見込むことにより、平成29年度事業費を見込んだことによるものである。
- ・ 産科医療体制確保支援事業については、本市の民間の産科医療機関で助産師不足が深刻な状況になったことから、鹿児島市立病院に出向き、助産師の派遣の要望を行ってきた。助産師を鹿児島市立病院等から派遣することになると、民間の医療機関と公立病院の医療機関の助産師の給与等の金額に差があることから、市内の民間の産科医療機関の経費が増大することが考えられ、その差額について補助をするものである。

本事業については、平成28年度末で、産科医療機関の助産師が2人退職され、それに対して今年度当初で1人は確保できたものの、もう1人を確保できないということから実施したが、来年度から1人採用のめどが立ったと同っていることから、現状で行けば、来年度は実施をしなくてもいいのではないかと考えている。

- ・ 外国語指導助手とは、ALTのことであり、外国人の青年教師である。現在、ALTは1人おり、各小・中学校の英語の授業のときに行く体制をとっている。
- ・ 外国語指導助手の効果としては、子供たちが外国人と触れ合うことで、日本との違いを感じることで、また、語学を学ぶこと、コミュニケーション能力を育てること、そういう点で効果がある。また、子供たちは、この外国語指導助手と休み時間などにも話をしたりして有意義に過ごしている。
- ・ 鳥獣被害対策実践事業について、平成29年度は、現在のところイノシシ81頭、アナグマ145頭、カラス318羽を捕獲している。作物への被害状況については3月まで待たないと集約できないが、カンショ等への被害が多いところである。
- ・ 農作物の被害額について、報告があったものの集計では、平成26年度168万7,000円、平成27年度219万円、平成28年度253万円と増加しているところである。
- ・ 狩猟免許の取得については、平成28年度が2名、平成29年度が現在4名で、そのうち2名の方はもともと猟友会の方と聞いている。
- ・ 農作物への被害対策としては、寄せつけない、個体数を減らす、侵入させない、の3原則があり、個体数を減らす対策としては有害鳥獣駆除等の取り組み、侵入させない対策としては電気さく等の拡充を図ること、寄せつけない対策としては野菜のくず等の残渣を放置しないことを集落ぐるみで取り組むことなど、対策については総合的に考えているところである。

- ・ 台風の襲来に伴う消防団員の出動に係る費用弁償については、消防本部から出動手当を支給している。
- ・ 消防団への待機要請については、今年度、台風襲来により2回行っている。その出動に際して、ポンプ自動車でないことと安全性の確保が難しいことから、分団長へは各分団5名ずつの待機を要請したところである。また、夜間にかかったため、出動がない場合は仮眠をとれるようにお願いし待機要請したところである。
 なお、昼間等においては、団員はそれぞれ職業があることから、長時間拘束すると勤務先にも負担がかかってしまうことから、半日ずつで交代していただく対応をお願いしている。
- ・ 地域振興基金繰入金の減については、産科医療体制確保支援事業の減額にかかわる分であり、この部分の歳出の減額は163万8,000円であったが、県から広域的な取り組みとして新たに64万5,000円の補助金があったこと、南九州市と協力して取り組むということで、南九州市からの負担金が14万1,000円あったことから、充てていた地域振興基金を200万円減額したところである。
- ・ 地方債残高見込みについては、現在、平成28年度末の残高と比較し平成29年度末の見込みが3,900万円程度ふえると見込んでいるが、今年度の執行状況にもよるが、それよりも若干は減になると見込んでいる。
 また、財政計画における平成29年度末の残高見込みは107億3,749万8,000円としており、現段階で2,958万8,000円下回る見込みである。
- ・ 地方債残高の平成29年度末見込みが平成28年度末と比較して増となっていることは、平成28年度からの繰越明許費にかかわる財源として平成28年度に地方債で7,090万円借り入れる予定であったものを、平成29年度に繰り越した影響が大きい。
- ・ 退職手当制度の負担金が増となった理由については、負担金の計算は、職員の給料の年間総額に市町村ごとに定める負担率を乗じて計算されるが、今回、平成29年度の負担金の額が確定したことにより43万5,000円の増額補正をしたところである。
- ・ 退職手当が財政に及ぼす影響については、以前は、その年度に退職した方の退職手当を年度年度で市の一般財源において対応していた結果、金額は各年度で差があり、財政状況に及ぼす影響は非常に大きかったところである。平成27年度から退職手当組合に加入をして、10年の期間で計算を行い、毎年3億円弱を平準化するかたちで負担をするようになり、毎年度の影響については大小が出てこない状況になっている。
- ・ 退職手当債の制度は、平成27年度で一たん10年の措置期間は終わり、平成28年度から積算方式は変わったものの、必要があれば借りることは可能である。しかし、これまでの退職手当債の残高の状況、また財政に与える状況等を勘案し、平成28年度から借りないようなかたちで進めているところである。
 また、平成28年度、平成29年度で繰上償還を5,000万円弱するなど、財政への影響が少なくなるように取り組んでいるが、現在の残高は2億円強である。今後も繰上償還を実施することで、財政への影響が少なくなるように取り組んでいきたいと思っている。
- ・ 退職手当の経常収支比率への影響については、経常的な退職手当にかかわる部分が大きければ、経常収支比率への影響は出てくる。退職手当制度の負担金が増えることが経常収支比率に与える影響は大きくなるものの、これまでの通常の人件費の減の影響があることから、その影響は軽減され、平成27年度、平成28年度の経常収支比率は91.8%、93.7%となっている。

○委員からの意見・要望

- ・ 地域おこし協力隊員は、受け入れ先の自治体の情報を事前に調べてくると思うが、慣れない生活の中で活動をしてもらうこととなることから、市内の各地域での交流やその地域のグルー

ブ活動等に参加して交流を深めてもらうように、行政など関係者が積極的に勧めてほしい。

- ・ 地域おこし協力隊員の今回の辞任を猛省して、今後、任期中に辞任することがないようにしっかりと整理しておいてほしい。
- ・ 地域おこし協力隊員の活躍は、周りの若者にもよい刺激を与えているようである。隊員による地域おこし、地域への定住といった目的もあるが、市内の若者が刺激を受けて、まちおこしの機運を盛り上げることに繋げるような活動も取り組んでもらうよう隊員へ指導してほしい。
- ・ 残さい処理施設の新設に関し、多額の事業費をかけた施設であれば、迷惑施設というような後ろ向きのとらえ方ではなく、先進的なものをどんどん取り入れていって、本市の地場産業の付加価値というよりも、むしろそれが本流になるような意気込みで施設を活用してほしい。
- ・ 本市にとって、今後、さばぶしも主要産業になっていくのではないかと思うので、残さい処理におけるサバの煮汁を活用した製品化について、効果が生まれるよう努力してほしい。
- ・ 残さい処理施設において製造される魚油は、提携会社へDHAの原料油として送っているということであるが、今回、近代的で高度衛生的な施設が新設されることから、最終製品まで製造できるよう順次進めてほしい。
- ・ 新しい残さい処理施設においても、これまでと同様に魚油が製造されると思うが、今後は、従来の魚油よりもさらに良質の魚油をつくるということに力点を置いて取り組んでほしい。
- ・ 来年度からの南薩地区衛生管理組合の総務費及び議会費の負担金の均等割を3割とすることについて、均等割の考え方は、他の衛生管理組合と事情が違うということではなく、一緒であり、他の組合が2割を採用している中、構成市の中で一番人口の少ない我が市が、それより高い条件を飲んでくるというのは理解できない。

◎議案第57号平成29年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、予算総額を3億3,538万9,000円にしようとするもので、当初予算より1.0%の伸びとなる。
- ・ 歳出は、後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大徴収に伴う保険料還付金及び還付加算金の増額である。
- ・ 補正の財源は、諸収入の増額で措置した。
- ・ 補正の理由は、平成28年12月28日に国が広域連合に配付した保険料軽減判定誤りに係る対象者抽出ソフトに設定漏れがあることが判明し、国のほうでそのソフトを改修して、再度広域連合において改修後の対象者抽出ソフトにより還付すべき対象者を抽出した結果が11月16日に本市に示され、保険料の還付が生じることとなったことによるものである。
- ・ 今回の保険料軽減判定誤りによる保険料の算定誤りについては、6月補正予算において計上した内容と同様のものである。
- ・ 今回の対象者は10人で、そのうち6人は前回の対象者と重なっており、重複する6人の方には追加の還付が生じることとなった。還付金額は、一番少ない方で1万0,300円、一番多い方で8万7,600円である。
- ・ 前回の対象者抽出ソフトの誤りの内容については把握していない。
- ・ 前回の対象者に対する保険料の誤りに係る説明・還付に際しては、戸別訪問をして事情を説明し、また、国、広域連合、市のそれぞれのおおび文書を添えて手続をとったところである。今回は、さらに6人の方が重複することになったものの、国、広域連合からはおおび文書を出す予定はないとの回答を得ているところである。
- ・ 今後、後期高齢者広域連合に照会し、内容の把握に努める考えである。

- ・ 今回の保険料の誤りに関し、後期高齢者医療制度が発足した平成20年度までさかのぼって調査されており、時効消滅による被保険者の不利益はない。

○委員からの意見・要望

- ・ 保険料軽減判定誤りにより、2回にわたって保険料に誤りが生じたことの原因を明確にする手段はいっぱいあると思う。次の機会までに、どこに問題があったのか説明できるようにしておいてほしい。

◎議案第58号平成29年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ75万8,000円を追加し、予算総額を26億2,601万9,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.2%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費277万6,000円及び高額医療合算介護サービス費75万円の増と、南薩介護保険事務組合負担金138万7,000円、高額介護サービス費75万円及び介護予防ケアマネジメント事業費63万1,000円の減である。
- ・ 補正財源は、国庫支出金80万5,000円、繰入金32万3,000円、諸収入6万8,000円の増と、保険料15万4,000円、支払基金交付金19万6,000円、県支出金8万8,000円の減で措置した。
- ・ 南薩介護保険事務組合負担金の138万7,000円の減については、南薩介護保険事務組合における平成28年度の決算が確定したことに伴い繰越金の計上による共通管理経費の減額と平成29年度の人事異動に伴う人件費の調整等を行った結果、本市負担分が減となったことによるものである。
- ・ 高額介護サービス費は、サービスを受けた方が負担限度額を超えた部分について、公費でその分を還付するものであるが、平成29年度のこれまでの給付実績が月額当たり6万2,000円程度減少していることから、今回、75万円の減額をしようとするものである。
- ・ 介護保険の利用者が負担するべき利用者負担額については、各所得類型により負担上限額が異なっており、現在、一般世帯の利用者負担上限額は4万4,400円となっている。
- ・ 利用者負担額の利用者区分については、生活保護の受給者、住民税非課税世帯、一般世帯、現役並み所得者に分かれている。
- ・ 介護予防ケアマネジメント事業費を減額し、一般会計の老人福祉費の予防給付マネジメント事業費を増額した要因は、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、予防給付の一部が総合事業のほうのケアマネジメントに順次移行されるものと考えていたが、福祉用具の貸与などのサービスと合わせて利用される方が多く、総合事業でのホームヘルプサービス・デイサービスと予防給付である福祉用具貸与を一緒に利用される方については、従来までの予防給付のケアマネジメントの対象となり、介護予防のケアマネジメント事業の件数が予想より少なくなったことによるものである。
- ・ システム改修の内容については、大きく分けて2つあり、既になされた法改正により平成30年度から施行する部分に係るものの改修と平成28年度改正で長期譲渡所得、短期譲渡所得の特別控除に関する制度の見直し及び合計所得金額の計算方法の見直しがあったものに対応する改修である。
- ・ システム改修に係る費用に対する国庫負担額については、給付費のように国が何割、市が何割といった明確なものではなく、その都度、システム改修に係る各市の負担金を算出して国から内示があるものである。
- ・ 国庫補助負担額の算出方法は、各自治体のシステム改修時点の住民基本台帳人口等の比率により算出されている。

- ・ 介護保険制度に係る財源確保については、全国市長会を通じて、国に対し総合的な介護保険制度の運営に必要な財源確保をすることを要望しており、今後ともそのようなかたちで国へは財源確保を要望していきたいと考えている。
- ・ 来年度からの介護報酬については、現在、国の社会保障審議会の各部会の中で議論が進んでいる。今回は診療報酬改定と同時期であった関係もあり、当初は厳しいマイナス改定になるのではないかとの予測であったが、人材確保、機能分化等の関係から、維持あるいは加算を加えるといった部分も出てきており、当初の見込みのマイナス改定にはならないのではないかという情勢になっている。
- ・ 居宅給付に係る介護サービス費の財源構成は、1号被保険者の保険料が22%、2号被保険者の保険料が28%、国が調整交付金5%も含めて25%、県と市が12.5%ずつの負担割合となっている。
- ・ 高額医療合算サービス費は、利用者が医療保険及び介護保険等を利用し、1年間の自己負担の合計が高額になる場合に、その負担額を軽減するという制度であるが、その給付対象者の増が見込まれることにより増額するものである。
- ・ 高額医療合算介護サービス費や高額介護サービス費の対象者については、市のほうで把握しており、対象者に連絡し請求をしてもらうかたちになっている。

○委員からの意見・要望

- ・ 法改正によるシステム改修の費用については、地方が負担するような性格のものではないと思う。国へどんどん声を上げ、いずれ地方の負担が改善するようにしてほしい。
- ・ 高額医療合算介護サービス費の支給対象者には、申請の通知を送付されていると思うが、対象者が、国民健康保険に加入している方や後期高齢者医療制度に加入している方などに分かれており、若くて制度を利用する方もいることから、申請漏れがないようにしてほしい。

◎議案第59号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ187万7,000円を追加し、予算総額を8億9,631万2,000円にしようとするもので、当初予算額より0.2%の増となる。
- ・ 補正予算の内容は、人事異動等に伴う人件費の増、処理施設管理費の修繕料の増、事業債の償還利率見直し及び平成28年度事業に係る事業債の元利償還金額の確定に伴う公債費元金の増及び公債費利子の減である。
- ・ 補正額は、一般管理費が人件費39万円の減、処理施設管理費は人件費及び修繕料で362万8,000円の増、排水施設管理費は人件費3万4,000円の増、下水道整備費は人件費77万2,000円の増、公債費全体で216万7,000円の減である。
- ・ 補正財源は、繰越金187万7,000円の増で措置した。
- ・ 処理施設管理費の修繕料の増については、松之尾污水中継ポンプ場のスクリーンプンプがオイル漏れにより修繕が必要となり、当初計画していた修繕を行う費用に不足が生じたことによるものである。
- ・ スクリーンプンプの故障の症状については、ポンプの主軸が摩耗しオイル漏れが発生しており、完璧に吸い上げられない状態であった。
- ・ ポンプ等の点検については、委託業者が処理場、ポンプ場、すべての箇所を毎日行っている。
- ・ スクリーンプンプの修繕については、点検の際にはただのオイル漏れと思われ、シール交換等で対処を行ったが、オイル漏れがとまらなかったことから、福岡の製造業者に依頼し分解し

た結果、主軸のシャフトまでやられており、その部分については溶接をかけ磨いて対処したところである。

- ・ メカニカルシールが悪くなる兆候については、自然劣化、経年劣化、時間経過の劣化など、さまざまな要因があると思っている。
- ・ 本市のポンプ等の設備については、国が定めた耐用年数はほとんどが15年程度となっている中、松之尾のスクリーポンプは昭和59年稼働と、ほとんどが三十何年使用している状況である。今後の更新等については、長寿命化計画に基づき実施していく予定である。
- ・ ポンプ等の設備の点検に当たっては、人間の耳や目による、音と振動、揺れ等で判断をしている。

○委員からの意見・要望

- ・ ポンプ等の点検の際は、聴診棒を利用することで異常箇所を早期発見に役立ち、修繕や更新費用も少なくなることから、聴診棒がないのであれば、自分で作成し整備に当たってほしい。

◎議案第65号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億6,560万円を追加し、予算総額を115億9,070万円にしようとするもので、当初予算額より11.4%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う一般職人件費などの増のほか、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴うふるさと応援基金積立金とふるさと納税返礼事業である。
- ・ 補正財源は、寄附金3億3,200万円、繰越金3,360万円の増で措置した。
- ・ 今回の一般職人件費の増に伴う経常収支比率への影響は、平成28年度の数値で積算したとき、約0.2%の増となる。
- ・ ふるさと納税をされた方の寄附金の使途の指定は、ふるさと応援寄附条例に規定している7項目と使途の指定なしに区分され、12月15日現在の件数では、自然環境保全やまちなみ景観整備など生活環境の整備等に関する事業が12.5%、快適で便利なコンパクトなまちづくりを目指した都市基盤の整備等に関する事業が1.9%、農林水産業をはじめとする地場産業や観光の振興等に関する事業が15.3%、出産・子育て支援をはじめとする福祉の増進や健康増進等に関する事業が21.2%、教育・文化・芸術・スポーツの振興等に関する事業が8.2%、市民や地域づくり団体との協働等による市民ぐるみのまちづくり等に関する事業が1.4%、その他まちづくりに関する事業が2.0%、使途の指定なしが37.4%となっている。
- ・ 使途の指定がなかった寄附金の活用については、予算編成の時点で、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえて、ふるさと応援寄附条例に規定している7つの事業に該当する事業の予算に配分することとしている。なお、今のところ、庁舎整備基金に積み立てる考えはない。
- ・ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、総合戦略に位置づけられた事業で地方創生を推進する上で効果の高いものについて地方公共団体が地域再生計画を策定し、内閣府の認定を受けた事業に対する寄附が前提であり、また、市内に主たる事務所等を有する事業者からの寄附は該当しないなどのさまざまな制約があることから、今のところは制度の活用に向けた取り組みは進んでいないが、今後、研究していきたいと考えている。
- ・ 今回の給与改定に関し、人事院の調査によると、国家公務員と民間の月例給の比較において631円の格差が生じており、給料表の水準を引き上げるとともに本府省業務調整手当の手当額の引き上げで民間との631円の格差を埋めることとしており、引き上げ率は0.15%となっている。

また、地方公務員の場合、本府省業務調整手当はないため、鹿児島県人事委員会においては、

給料表については人事院勧告の内容に準じた上で、100分の100.29を乗じた給料表に改定しており、引き上げ率は0.14%となっている。

本市においては、国の給料表をそのまま用いて給与改定を行っており、引き上げ率は、0.13%となっている。本市の引き上げ率が国・県と比べて低い要因は、今回の給与改定では、初任給と若年層は1,000円、その他は400円の引き上げを行っている中で、本市の場合は、勤務年数の長い職員が多く、引き上げ額が少ないほうに偏っていることなどが影響していると分析している。

- ・ 県下19市中、本市の人件費比率が高くなっている要因は、平成25年度以降、本市の消防本部が単独の組織となり、消防署職員の人件費に要する経費が補助費等から人件費に振りかわったことや、歳出規模自体も小さいことなどによるものである。なお、人件費比率が高いということは、財政の硬直化につながるものであることから、市民のニーズにこたえられるように財政状況の改善を図っていく必要があると考えている。
- ・ 市内の民間事業所数は、平成26年経済センサス基礎調査によると1,242であり、そのうち、50人以上の事業所等は22である。
- ・ 民間事業所との給与比較は、単純な平均ではなく、職種、役職、学歴、年齢等の要素を合わせて比較する必要があるが、市内の事業所約1,200カ所の調査及びその調査結果をもとに比較する要素を合わせて給与改定に反映させることは、その事務を処理する体制やスキルを持っていないことからできない。そのことから、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて改定を行ってきているところである。
- ・ 市長等及び議員の期末手当を改定しようとする議案は、市長等の給与または議員の報酬について、一般職員に適用されている勤勉手当に関する規定等がないこと、期末手当そのものが民間における賞与等のうちの定率支給分に相当する手当であり、在職期間に応じて支給されるものであること、これまでも一般職に合わせて改定してきていることを考慮して提出したものである。なお、市内の民間の状況や、本市の財政状況、他市の状況などを考慮した市長等の給料または報酬の改定は、今回の改定とは区別して考慮すべきであると考えている。
- ・ 今回の市長等及び議員の期末手当を改定しようとする議案の提出に当たり、特別職報酬等審議会の意見は聞いていないのかということについては、特別職報酬等審議会条例では、議会の議員の報酬の額並びに市長等の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものと規定されており、今回の議案は、給料月額、報酬の改定ではないことから、諮問はしていない。

特別職報酬等審議会への諮問については、これまでも、年明けに、市長等の給料、議員の報酬を改定する議案の提出の有無にかかわらず、その給料等が職責に見合ったものであるか、本市の財政状況等に係る資料もあわせて白紙諮問して意見をいただいているところである。

なお、審議会では、年収等に関する資料も提示しながら意見を聞いていかなければならないと思うが、特別職報酬等審議会条例の改正については、今のところ考えていない。

- ・ 勤勉手当と期末手当はどう違うかということについては、期末手当は、民間における賞与等のうち定率支給分に相当する手当として、6月1日及び12月1日に在職する職員に対して、在職期間に応じて支給される手当であり、勤勉手当は、期末手当とともに支給されるが、支給率の計算において、在職期間のほかに勤務成績による割合を乗じる点が期末手当とは異なっている。

○委員からの意見・要望

- ・ 歳出総額に占める人件費比率が高くなっている要因は、本市の消防本部が単独の組織となり、消防署職員の人件費が影響しているとの説明であるが、消防が単独となった平成25年度以降、

本市の年次的な推移を見ても人件費そのものの縮減に向けた努力は見てとれない。消防の人員的な計画も踏まえて単独を選択したのは現執行部であり、そのこともきちっと見据えていただきたい。

- ・ 議会の議員並びに市長等の期末手当の改定に当たって、特別職報酬等審議会への諮問はしていないということであるが、期末手当も含めた年収額について審議会へ諮問し、意見を聞くようにしてほしい。

◎議案第66号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、予算総額を8億9,674万4,000円にしようとするもので、当初予算額より0.3%の増となる。
- ・ 補正予算の内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増及び人件費の補正に伴う公債費利子の財源内訳の変更である。
- ・ 補正額は、一般管理費の人件費16万7,000円、処理施設管理費の人件費5万3,000円、排水施設管理費の人件費4万4,000円、下水道整備費の人件費16万8,000円の増額である。
- ・ 補正財源は、繰越金43万2,000円の増で措置した。
- ・ 下水道区域における接続率は、1次区域が95%、2次区域が91.2%、3次区域が67.6%、4次区域が60.3%で、全体では87.7%である。

◎議案第67号平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、医業費用を239万5,000円増額しようとするものである。
- ・ 補正後の収支は、総収益6億0,984万9,000円に対し、総費用7億1,668万5,000円となり、1億0,683万6,000円の純損失となる見込である。

◎議案第68号平成29年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増額であり、総額では64万4,000円の増額となる。
- ・ 収益的収入及び支出のうち、支出において58万6,000円増額し、合計で4億4,671万6,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.13%の増となる。なお、純利益は当初予算額に対し58万6,000円を減額し、総額を69万6,000円にしようとするものである。
- ・ 資本的収入及び支出のうち、支出において5万8,000円増額し、合計で2億1,016万3,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.03%の増となる。なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する1億7,818万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金3,358万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,842万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額618万円で補てんしようとするものである。
- ・ 議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は総額で64万4,000円増額し、1億0,962万7,000円となり、当初予算額に対し0.6%の増となる。
- ・ 職員1人当たり給与に関し、平成29年11月1日現在の平均年齢が平成29年1月1日現在の平均年齢に比べて約5歳下がった理由は、4月の人事異動に伴うものである。
水道事業においては、技術的継承は重要なことと認識しており、人事異動に当たっては、技術の継承ができるように今後も当局と協議していきたいと考えている。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 城 森 史 明

枕崎市議会議員 下 竹 芳 郎